

衆議院 行政改革に関する特別委員會議録 第九号

昭和五十八年十月六日(木曜日) 午前十時二分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 江藤 隆美君 理事 津島 雄二君 理事 細谷 治嘉君 理事 正木 良明君 理事 足立 篤郎君 理事 今井 勇君 理事 大村 襄治君 理事 龜井 善之君 理事 田中 龍夫君 理事 谷 洋一君 理事 西岡 武夫君 理事 原田昇左右君 理事 宮崎 茂一君 理事 井上 一成君 理事 加藤 万吉君 理事 沢田 広君 理事 安井 吉典君 理事 渡部 行雄君 理事 草野 威君 理事 岡田 正勝君 理事 浦井 洋君 理事 小杉 隆君

出席國務大臣

大藏大臣 竹下 登君 文部大臣 瀬戸山三男君 厚生大臣 林 義郎君 農林水産大臣 金子 岩三君 通商産業大臣 宇野 宗佑君 運輸大臣 長谷川 峻君 郵政大臣 松垣徳太郎君 労働大臣 大野 明君

出席政府委員

建設大臣 内海 英男君 自治大臣 山本 幸雄君 国家公安委員会委員長 後藤田正晴君 國務大臣 (内閣官房長官) 丹羽 兵助君 (総務府総務長官) 齋藤 邦吉君 (行政管理局長官) 齋藤 邦吉君 (防務大臣) 加藤 六月君 (防衛庁長官) 谷川 和穂君 (内閣審議官) 手塚 康夫君 (内閣審議官) 百崎 英君 (内閣総理大臣官房総務審議官) 橋本 豊君 (日本国有鉄道再建監理委員会事務局長) 林 淳司君 (行政管理政務次官) 菊池福治郎君 (行政管理庁長官官房審議官) 古橋源六郎君 (行政管理庁行政管理局長) 門田 英郎君 (行政管理庁行政監察局長) 中 庄二君 (北海道開発庁総務監理官) 橋崎 泰昌君 (防衛施設庁長官) 塩田 章君 (防衛施設庁施設部長) 千秋 健君 (沖繩開発庁総務局長) 関 通彰君

国土庁長官官房長 石川 周君 法務省保護局長 吉田 淳一君 大蔵大臣官房審議官 川崎 正道君 大蔵大臣官房審議官 水野 勝君 大蔵大臣官房審議官 大山 綱明君 大蔵省主計局次長 平澤 貞昭君 大蔵省主計局次長 的場 順三君 大蔵省理財局次長 志賀 正典君 国税庁調査課長 富尾 一郎君 文部大臣官房長 西崎 清久君 文部省初等中等教育局長 高石 邦男君 文部省大学局長 宮地 貫一君 文部省社会教育局長 宮野 禮一君 文部省体育局長 古村 澄一君 文部省管理局長 阿部 充夫君 厚生大臣官房総務審議官 小林 功典君 厚生省公衆衛生局長 大池 眞澄君 厚生省公衆衛生局長 水田 努君 厚生省公衆衛生局長 山口新一郎君 厚生省年金局長 吉村 仁君 社会保険庁医療保険部長 坂本 龍彦君 農林水産大臣官房長 角道 謙一君 農林水産省経済局長 佐野 宏哉君 通商産業大臣官房審議官 山田 勝久君

委員外の出席者

資源エネルギー庁長官官房審議官 松田 泰君 資源エネルギー庁石油部長 松尾 邦彦君 運輸省鉄道監督局長 棚橋 泰君 運輸省航空局長 栗林 貞一君 気象庁長官 末廣 重二君 郵政省電気通信政策局長 小山 森也君 労働大臣官房長 小粥 義朗君 労働省婦人少年局長 赤松 良子君 労働省職業安定局長 加藤 孝君 労働省職業安定局長 守屋 孝一君 建設省都市局長 松原 青美君 自治大臣官房審議官 金子 清君 自治大臣官房審議官 吉住 俊彦君 自治省行政局長 大林 勝臣君 自治省財政局長 石原 信雄君 大蔵省銀行局保険部長 加茂 文治君 会計検査院事務総局第三局長 秋本 勝彦君 会計検査院事務総局第四局長 磯田 晋君 日本国有鉄道常務理事 三坂 健康君 日本国有鉄道常務理事 竹内 哲夫君 日本国有鉄道常務理事 岩瀬 虹兒君 参考人 勝谷 保君 (石油公団理事)

行政改革に関する特別委員會議 大澤 利貞君 査室長

委員の異動

十月六日

辞任

愛野興一郎君

後藤 茂君

沢田 広君

渡部 行雄君

鈴切 康雄君

和田 一仁君

中路 雅弘君

同日

辞任

竹中 修一君

井上 一成君

伊賀 定盛君

加藤 万吉君

草野 威君

木下敬之助君

同日

辞任

平石鷹作太郎君

補欠選任

竹中 修一君

伊賀 定盛君

井上 一成君

加藤 万吉君

草野 威君

木下敬之助君

浦井 洋君

補欠選任

愛野興一郎君

沢田 広君

後藤 茂君

渡部 行雄君

平石鷹作太郎君

和田 一仁君

補欠選任

鈴切 康雄君

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出、第九十八回国會議法第三九号）

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出第一号）

総務庁設置法案（内閣提出第二号）

総務庁設置法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第三号）

総務庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（内閣提出第五号）

○金丸委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総務庁設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法等の一部を改正する法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案の各案を一括議題といたします。

○草野委員 本日まで、行政改革関連六法案の審議につきまして各党より数多くの論議が重ねられてきたわけですが、私は、本日は確認の意味も込めまして何点かについて質問を行いたいと思ひます。

この行革関連法案につきましては、かねてから地方公共団体のいろいろな意見として、地方分権促進という臨調の精神にはほど遠いのではないかと、こういうような受けとめ方があったわけですが、五次にわたる臨調答申、また、答申を最大限尊重したという新行革大綱、これの大綱後退、このような印象も否めなかつたわけですが、具体的な問題といたしまして、地方事務官は九割までを国に吸収する、機関委任事務は二年間に一割程度委譲とか、出先機関の統廃合はプロック機関を一部廃止とか、府県単位は全廃としたわけですが、権限配分は不透明になっておる、このような問題がいろいろ指摘されたわけですが、

そこで、きょうはまず行革長官にお尋ねするわけですが、きょうは行政改革は、中心が国の行政改革という視点にあってわけですが、地方分権による国の行政の減量、こういう視点が欠けているのではないかと、このように思われるわけですが、

を地方団体に委譲することによって国がもっと身軽になって、国は国際化に対応した新しい行政を行う、こういう方向を大きく打ち出すべきではないかと、このように私は考えるわけですが、御見解を承りたいと存じます。

○齋藤國務大臣 私どもの考えております行政改革は、国、地方を通じて簡素効率的な行政の実現を図ることがねらいでございますが、中央省庁の行政機構や行政運営だけでなく、地方を通じての行政事務の減量、それは最も必要なことであると考えておるわけですが、御提案申し上げております許認可の整理あるいは機関委任事務委譲の問題、地方のいろいろな出先機関の整理合理化、そういうものもその一環をなすものでございまして、基本的にはあくまでも地方自治というものを尊重しながら、国、地方の減量、それに重点が置いてあると私は考えておるものでございまして、

○草野委員 では、中身につきまして若干お尋ねしたいと思ひます。初めに機関委任事務の問題でございますが、新行革大綱によりまして、機関委任事務の二年間一割整理、こういうものを打ち出しているわけですが、今回四十四本の法律の改正が行われるという中でこの要件は一応満たしている、このように言われているわけですが、しかし、実際に今回のこの四十四本の法律の内容を見ても、従来から地方団体等から提案されているものはほとんど含まれていない、このような感じがするわけですが、

これ自体が一つの大きな問題であらうかと思ひますけれども、さらに、今回改正された中身を見ると、たとえば添付書類の一部省略とか登録事項からの一定事項の削除などを行う、こういうための改正法律を一律、このように数えているのですね。これだと、わざわざ数字合わせをするために軽易な事項を改正して、そしてその数合わせをやっている、このように見えてならないわけですが、

そしてまた、機関委任事務を全く廃止した、こういうことで地方自治法別表の第三また第四、これから落として法律は四十四本の法律のうちわずか十本の法律しかない。こういうことで、一割という話ですが、一割という要件を果たして満たしていると言えるのかどうか、こういう問題。それからまた、二年間という話でございますけれども、二年間というのはいつからいつまでか、これは不明でございます。少なくともあと三十本の法律、これは機関委任事務の規定を完全に落としたものでなければならぬわけでございますけれども、あと三十本の法律、このくらいは必要じゃないか、このように私は考えるわけですが、いかがでしょうか。

○齋藤國務大臣 機関委任事務につきましては、臨調答申の指摘いたしました三百九十八のうち、正確に申しますと四十五法律になるわけでございます。これは、ことし、来年というのが大体二年だと私は考えておりますが、法律の件数から言くと、指摘事項について三百九十八のうち四十五件ですから、まあまあのところではないかと思ひますが、事項別に、おまえ、なつておらぬじやないか、まあ確かにその点は御指摘のとおりだと思つております。

それで、私どもが今回御提案申し上げております法律案はこれ全部終わるわけではなく、今後とも引き続き検討を続けていきまして、地方自治尊重を頭に描きながら各省の協力をいたしたい、さらに機関委任事務を整理合理化していきたい、かように考えておるわけでございます。

今後三十法律くらいはという御意見でございますが、そうなりますかどうかわかりませんが、私どもとしては、これをもって満足しない、今後一層強力に進めていく。御意見にありましたように三十本で足りるのかどうか、そういう問題もあろうかと思ひますが、今後大いに努力していきたいと考えております。

やっています、このように見えてならないわけですが、

そしてまた、機関委任事務を全く廃止した、

このように見えてならないわけですが、

このように見えてならないわけですが、

そこで、お尋ねにはございませんでしたが、この機関委任事務の整理合理化というのは、やはり私は本当に思い切ってやるべきだと思っております。そこで、臨時行政改革推進審議会、御審議いただきまして成立いたしました審議会に、機関委任事務としましての根本的なあり方というものを真剣に検討していただくというので、近く数人の専門家に集まりたいので、今後どういうふうに進めていくか、そういう問題も御検討いただき、さらにまた三百九十八という件数がございしますから、その中で御意見のありました三十本を今後目標にしろというふうな御意見等も、その参与の方には十分お伝えいたしまして、今後大いに努力を進めてまいりたい、かように考えておるものでございます。

○草野委員 機関委任事務のあり方についてさらに検討を進めたいというのでございますが、この機関委任事務はやはり地方に委譲する、これが本筋だと思っております。しかし、今回の四十四本の法律の中を見ても、たとえば電気工事士法の改正というのがございしますけれども、これでは知事の電気工事士の試験事務が今回の場合は通産大臣の方に吸い上げられてしまふ、こういうことになっておるわけですね。それから、民間に委譲されるということになっておるわけでもございしますけれども、ただいまも申し上げたとおり、機関委任事務は地方委譲というのが本筋なのにもかかわらず、逆に国の方に吸い上げるというのはいさかやめて異例なことではないかと思っております。おがしいのではないかとと思っておりますが、この点はいかがですか。

○山本國務大臣 機関委任事務の性質といえますか法律的な性格といふのは一体どんなことかといふことを、私も、やはり根本的に一遍見直しをするということをやらないと、整理する場合にはいろいろな障害が出てくるのではないかとと思っております。先ほど来のお話のように、確かに今回整理しましたものは、やはり従来から地方公共団体の事務

として同化定着しているようなものあるいは社会経済の変化に伴って縮小あるいは廃止すべきものといったような、そういう一つの目標で整理をしたのでありまして、それはそれなりにあつたと思つたのでありまして、しかし今後のこの機関委任事務の整理につきましても、そういう法律的な機関委任事務の性格といふものについて十分検討をして、そして地方自治の拡充という方向にどういふふうに踏み出していくかという問題をひとつ検討していきたい、こう思っております。

○草野委員 いずれにしても、これは異例なケースだと思つたので、やはりこういうことについてはさらに検討をすべきじゃないかと私は思つたので、引き続き、地方出先機関の問題でございしますけれども、今回府県単位機関の整理合理化ということで、地方行政監察局それから財務部、こういうものの現地的事務処理機関、こういうような案が出ておるわけでもございしますが、お尋ねしたいことは、現在の監察局とそれから財務部の事務について、一つは廃止するものはどれだけあるか、二番目は府県に委譲するものはどの程度あるか、三番目はブロック機関に吸い上げるものはどのくらいか、四番目は新事務所に残すものはどのくらいあるか、それぞれ数字を挙げてお示しをいただきたいと思つたので、行管庁と大蔵省にお願いしたいと思つたので、お答え申し上げます。

○中政府委員 お答え申し上げます。地方行政監察局のやつております仕事、大ざっぱに分けると五つの分野で十六の事項になります。地方ごとの仕事のやり方は若干違つておりますが、統一的に現在検討しております案では、廃止が三、縮小が五、管区局への集中が四、合理化の余地のないものが四つでございしますが、大体そういう内訳になっておまして、たとえば廃止の問題で例を申し上げますと、二十万の苦情が来ておりますが、大体このうちの五万件が地方公共団体なり農協なり公益法人といったところの問題でございしますが、私どものサービスとしてやってお

りましたもの、こういうものを廃止の方へ持つていきたい。五万件でございしますので、約四分の一の廃止になるかと思つた。それから縮小の例でございしますが、定例相談所というのを委員さんごの要望等でおつたので、この辺は自治体との問題もございしますので約半分くらいに縮小したい、こういうふうなことでございします。行政監察につきますのは、俗に言う新規施策の定期評価、それから行政機関の総合調査、それから特殊法人の総合調査、こういうものは管区機関に全部集中をする、こういうことになっております。簡単に申し上げますと、以上のとおりでござい

も、現地の事務処理機関で処理する仕事は必要最小限のものとするように、こういう御指摘を受けておつたので、その方向で私どもも考えていきたいと思つております。具体的に申し上げますと、主計の事務あるいは金融機関の検査の事務、こういった仕事につきましては財務局の方に集中して処理してまいりたい、このように考えております。それからまた、現地の事務所で行います仕事といたしましては、国有財産の管理、処分あるいは信用金庫の監督あるいは地方公共団体に対する融資の事務、こういった非常に現地性の強い事務、こういうものに限定して処理する、こういう方向で考えてまいりたい、このように考えております。

○川崎(正)政府委員 御承知のように、臨調答申でも、現地の事務処理機関で処理する仕事は必要最小限のものとするように、こういう御指摘を受けておつたので、その方向で私どもも考えていきたいと思つております。具体的に申し上げますと、主計の事務あるいは金融機関の検査の事務、こういった仕事につきましては財務局の方に集中して処理してまいりたい、このように考えております。それからまた、現地の事務所で行います仕事といたしましては、国有財産の管理、処分あるいは信用金庫の監督あるいは地方公共団体に対する融資の事務、こういった非常に現地性の強い事務、こういうものに限定して処理する、こういう方向で考えてまいりたい、このように考えております。

○委員長退席、江藤委員長代理着席
○草野委員 大蔵省の方は数字をお示しいただけなかつたわけでもございしますが、話の内容から察しますと、府県に委譲するものはわりあい少ないのじゃないか、新事務所に残るものがきわめて多いのじゃないか、こういうふうに感じたわけでもございします。もしそういうふうなことになるかと、やはり臨調の趣旨には合致をしないのじゃないか、こういう気がするわけでもございします。そこで、行管庁の長官に伺いますけれども、新

事務所に残る事務につきましても、やはりこれは府県に機関委任だとかまた委譲できるものはそのようにどんどん処理をしていかなければならないと思つた。そのほかブロック機関に移す、そういうことにして、新事務所そのものをこれから計画的に廃止をしていかなければならないのではないかと、このように考えますが、いかがですか。
○齋藤國務大臣 県の行政監察局についてだけ私は申し上げてみますと、基本的には、共通の管理部門は当然ブロック機関に移しますが、監察の事務も大体ブロック機関が中心になつて行つ、現地においては行政苦情処理といったふうな行政相談的な仕事、それから行政監視、そういったふうな仕事にだんだん縮小していくべきものだと私は考えております。したがって、要員の方も、大体二

〇〇程度は府県の監察局からブロック機関に移すというやり方で進めていきたいと思つております。この監視なりあるいは行政相談といふのは、御承知のように、国の機関の行つものについていろいろな監視をしたりあるいは苦情処理ということでもございしますから、府県に委譲するということには余り仕事はないのではないかと私は考えております。

そういうふうなこともありまして、私は、だんだんと府県の現地処理機関といふものも、現地性の強いものを処理するということが基本であつて、みるならば、おのずから減量の方向で要員の規模を縮小していく。これは廃止するといふわけにはいかぬと思つた。これは当然現地で現地処理が最も適当なものではありますから廃止するといふわけにはいきませんが、徐々に減量化の方向に進めていくべきものであろう、かように考えておるものでございします。

○草野委員 次に、官房長官にお尋ねしたいのですが、官房長官お見えになつていますか。
○江藤委員長代理 十時三十分に見えらるうで

〇草野委員 私はそういうことを伺つておられます。初めから見るといふふうに向つてい

が……
○江藤委員長代理 草野議員には大変恐縮ですが、官房長官は十時半に入るそうですから、時間の都合上、他のことで質問が続けられますならば、ぜひお願いをいたしたいと思います。官邸を出ましたら、間もなく着きますと思ひます。

○草野委員 次に、住民税減税の問題について若干お尋ねをいたします。

まず、自治大臣にお尋ねしますが、所得税の減税の方法として、税調におきましては、課税最低限の引き上げ、また中堅所得層の累進税率の緩和、この二本柱で行くべし、こういうような意見が多かったというふうに伝えられておりますけれども、住民税の場合、住民税ではどのような方法が考えられますか。

○山本國務大臣 減税の中で地方税の減税も必ず実施いたしますという事は……

○草野委員 答弁が小さくて聞こえませんが、もう少し大きい声でひとつお願いします。

○江藤委員長代理 答弁が小さいそうですから、自治大臣には声を大きくお願いいたします。

○山本國務大臣 地方税の減税は必ず実施するという方針は決まっております。

そこで、どういう方法でやりますか、実施の方法、規模、時期、そういったような内容のことにつきましても、従来から政府は、これは国の方の所得税を含めまして政府税調にいま諮問をされているということでありまして、その答申を待つて実施をする、こういうことでもあります。承れば、大蔵大臣から政府税調に対して、答申を急いでいただくようにというお願いもしてあることであります。私も、地方税の減税につきましても、内容的にはそれを持って実施の方向をひとつ決めていきたい。やることは必ずやる、こういうことでございます。

○草野委員 私は、いま決定的なことを伺っているわけじゃないのですが、政府税調では、先ほど申し上げたような二つの方法というのが非常に有

力である、こういうことが伝えられておるわけですね。住民税の場合、減税の方法としてはいろいろの方法があると思ひますけれども、自治大臣としてはどういふやり方でやったらいいか、自治大臣のお考えをひとつお聞かせいただきたいのであります。

○山本國務大臣 いずれにしましても、減税のやり方はそうたくさんやり方があるわけではございませんから、おのずとそのやり方の内容は決まってくるものだと思います。しかし、まだここでどういふ方法でやるかということについて私の口から申し上げるのは少し時期が早い、こういうふうな思っております。

ただ、いまお尋ねの課税最低限という問題は、国税の方もそれは一つの課題でありますし、地方税につきましても課税最低限の問題は減税の場合に一つの大きなテーマになる、私はこうは思っております。

○草野委員 課税最低限の引き上げということになってまいりますと、当然、住民税の場合におきましては三控除の引き上げ、こういう問題にすぐつながってくるわけでございますけれども、やはり本格的なまた恒久的な減税をしなければならぬという観点から立てば、当然三控除の大幅引き上げ、こういうことになってくると思っております。そういうふうな考えの場合に、五十六年からずっと実施されておりますいわゆる住民税の非課税措置の問題、こういう非課税措置の問題は、来年度昭和五十九年度はとらないという方向に行くのかどうか、この点についてはいかががでしようか。

○山本國務大臣 課税最低限は一つの減税のやり方としては大きなテーマになる、それはいま申し上げたとおりでございます。しかし、それをどの程度にやるか、いまお話しのように、課税最低限の問題は必ず三控除の引き上げということになるわけでございますが、これをどの程度にやるかという点についてはまだ決まっております。いま私から申し上げる段階にない。したがっていま

て、従来から地方税の場合にとっております生活保護基準というものととの差といひますか、間の違いというものについては非課税措置で措置をしてきたわけでございますが、その問題についても、非課税措置とそれから課税最低限との関係については、まだどういふふうになるかということについてはいまの段階では何とも申し上げられないような状態でございます。

○江藤委員長代理 官房長官見えましたから。

○草野委員 官房長官が見えなくなりましたので、早速お尋ねしたいと思ひますが、初め長官にお尋ねするのは住民税の減税の問題でございます。

長官は十分御存じだと思ひますけれども、ことしの三月二日衆議院の予算委員会におきまして、いわゆる減税に関する官房長官の見解というものが出ました。このことはいまでも変わりがありません。私はこのように思っておりますけれども、三月二日のこの見解、いまでも変わりがございませんか。

○後藤田國務大臣 全く変わっておりません。したがって、その線に沿って現在政府部内で減税の取り扱ひについて政府税調等で御審議を願っております次第でございます。

○草野委員 私ども野党としましては、一兆四千億減税、びた一文まけることはできない、こういうことでいまやっているわけでございますけれども、ともかく景気浮揚に役立つ相当規模の減税といたしましては、われわれもそれなりに期待をしておりますので、われわれもそれなりに長官が見えなくなる前、山本大臣にこの住民税問題につきましているとお尋ねしておいたわけでございますけれども、与野党の幹事長・書記長会談の合意の中で、一つは五十八年中に実施をする、このようにあったと記憶しておりますけれども、その点は間違いございませんか。

○後藤田國務大臣 減税の実施の時期、規模等につきましても、これは政府税調の審議の結果を待ちたい、こう考えておりますけれども、いまは御

案内のように政党内閣、議院内閣制でございますから、与野党の幹事長が公にせられた御発言というのはそれなりの重みを持って政府としても対応しなきゃならぬ、かように考えているわけでございます。

○草野委員 そういたしますと、五十八年実施ということが実際の問題となってくるわけなんですけれども、いま現在までの地行委員会におきまして住民税減税の議論の中には、やはり事務的に非常に大きな問題がたくさんある、したがって、住民税の場合には年内に実施するという事は非常に困難である、来年の六月以降になる、こういうようなことが話の中に出てきているわけですね。住民税についても年内実施する、このように受けてもよろしいでしょうか。

○後藤田國務大臣 御案内のように、所得税と住民税は徴税の仕方が変わっております。したがって、私が先ほど御答弁申し上げたのは、政府としても与野党幹事長の発言は最大限尊重しなきゃならぬそれなりの重みを持つ、こう申し上げておるわけでございますが、しかし、それを具体化する場合にはいろいろな技術上の問題で越えがたいという難問があった場合は、これはお許しを願わないと幾ら言われてみしてもできないことはできない、こう申し上げるほかないわけでございますが、精神としては、これは与野党幹事長の発言を最大限尊重申し上げる、こういうことでございます。

○草野委員 どうもおかしいんですね、その御答弁は。

後藤田長官は以前に自治大臣もおやりになっておりました、こういうことについてはもう百も精通しているわけですね。ことしの三月にあのような見解を示された当時は、まさか住民税の処理について事務的にどのくらいむずかしいかむずかしいか、こんなことは百も承知なわけですよ。そのときは承知しておいて、いまになったら事務的にこのように問題があるからもしかしたらどうかというふうな、そういう御答弁だと、これは国民を欺くようなことにもなりかねないと思ひます。

後藤田長官は以前に自治大臣もおやりになっておりました、こういうことについてはもう百も精通しているわけですね。ことしの三月にあのような見解を示された当時は、まさか住民税の処理について事務的にどのくらいむずかしいかむずかしいか、こんなことは百も承知なわけですよ。そのときは承知しておいて、いまになったら事務的にこのように問題があるからもしかしたらどうかというふうな、そういう御答弁だと、これは国民を欺くようなことにもなりかねないと思ひます。

よ。もう一回御答弁をお願いいたします。

○後藤田国務大臣 私は、自治大臣どころじゃな
いんですよ、税務局長をやっているのです。(「そ
れなら一番よく知っているはずじゃないか」と呼
ぶ者あり) だから、よくわかっているだけに、や
はり技術上の難問というものは、これは幾ら言
われてもできないことではないな、こうお答えせ
ざるを得ないわけです。

しかしながら、与党幹事長が言っていることな
らぬですから、それなりの重みを持ちますから、何
とかそこは打開する道はないのかということ、こ
れは私は事務当局にも言っているんですよ。だ
から、政府税調でそこらはどう御判断になるか
と、いって、いま徴税の任方が違いますから、こ
れをできないことを幾らやれと言われても、それ
ひとつ御御断を願わないとどうにもならない、こ
う申し上げておるので、私は徴税の内容はよく承
知をしておりますから、自治省当局がいろいろ言
っているのではありません、言っている理由がわか
らぬわけではない、そこをどう考えるかということ
で、いませつかく苦勞をしておる、こういうこと
でございます。

○草野委員 長官がかつて税務局長ですか何かや
られた時代といまとは違うんですよ。この事務
理の仕方は、いまコンピューターをたくさん導入
してかなりスピードがアップして処理できるよう
になってきているのじゃないですか。だから、技術
的にできるかできないかということじゃなく、こ
れはもう政府が年内に実施することじゃないか
のように決意をしてやればできることじゃないか
と私は思うのです。だから、いまのような御答
弁、非常にわれわれ期待している国民の側にとっ
てみればそういうことじゃ困るのです。したがっ
て、きょうはこの席上で住民税については年内
に、技術的な問題があるけれどもそれを乗り越え
てやって見せるのだ、こういう御答弁をされたら
いかがですか。

○後藤田国務大臣 技術上の問題を乗り越えるこ
とができるかどうかという事は最大の努力を
してみたい、こう思いますが、万一できないとい
うときは御断を願いたい。それは別段お約束
たがえるところかと、ということじゃないので
す。真剣にそこところは事務当局に私の方から
何とかできないのかということも検討してもら
ておるのだということだけは、ひとつお答えを
しておきたいと思えます。

○草野委員 いまの長官の御答弁は必ずしも満足
できるものじゃないと思いません。しかし、与党の幹
事長の約束したことに對して尊重して、しかもそ
の重みを十分に受けとめていらつしやるという長
官のお言葉ですから、これは何としても実行され
るように、実現されるように心から強く要望いた
したいと思えます。

次に、問題を変えまして、異常気象の問題につ
きまして何点かお尋ねをしたいと思います。
この異常気象の問題といふのは、実は最近
いろいろと世界的に話題になっております炭酸ガ
スの問題でございますけれども、これもアメリカ
カの熱波の問題、アフリカの干ばつの問題、また
わが国におきましては冷害の問題等々、いろいろ
ございまして、こういう問題が果たして炭酸ガスに
よる地球の温度上昇、こういう問題とどこで結び
つくとか、そういうことは私わかりません。わか
りませぬけれども、この異常気象の問題について
はわれわれも重大な関心を払わなければならな
い、そういう一つの時期に差しかかっているの
ではないか、このように思うのです。そんなこと
で、きょうはこの席をおかりいたしましたして各大臣
にお尋ねをしたいと思います。

今月の三日、三宅島で噴火がございました。二
十一年ぶりでございます。幸いに死者はなかつた
わけでございますけれども、今回のあの噴火で
気象庁の観測体制の不備というものがわれわれ國
民の前に明らかになったと思えます。少なくとも
微小地震については一時間半前からキャッチする
ことができた。しかし、それを警報を出すことは
できなかったという事は、やはり観測データの
不足によるものである、こういうようなことが言

われているわけでございます。こういうような天
災というものは、国民の生死にかかわる非常に重
大な問題でございますので、やはり行政のサイド
からもこれは十分に取り組んでいかなければなら
ない重要な問題であると思えます。今回の三宅
島の噴火の場合は、一部学者には予知されてい
た、こういう話が新聞で報道されておりました。
だから犠牲者が少なかった。また、その
前に避難の予行演習も行われたということも聞い
ておりますが、ともかく不幸中の幸いではなかつ
たかと思っております。

私は、先ほど申し上げました地球上の炭酸ガス
の濃度の上昇という問題は、これは三宅島の噴火
とはとうてい比較にならない重大な問題だと思
うので、これも、この現象によって農業の壊滅、
これは食糧危機につながるわけでございますけれ
ども、また将来海面上昇の危険というものは、世
界じゅうの数多くの学者またはまじめな出版物、
そういうものによって警鐘がいま現在乱打されて
いるわけでございます。

日本に余り資料はございませんけれども、たと
えば米国の大統領府環境質委員会一九八一年一月
の資料でございますけれども、この中にはこんな
ことが書いてあります。二十一世紀には、世界
の農業生産は壊滅的な打撃を受け、海面は五ない
し八メートル上昇し、世界の主要な海岸都市など
は水没してしまふ、こういうような資料が出さ
れております。

また、最近日本の出版社からいろいろな書物
が出ております。たとえばシミュレーション小説
を持ってまいりましたけれども、こういう「ラス
ト・ウェーブ」なんという小説も、この問題につ
きましてはかなり克明に書いております。たとえ
ば、この本の中でもこういうような記事が一つあ
るのです。『大気の上昇で、南極の水が解
け出して海水量が増え続けている。五十、六十年
後には、アメリカ東海岸地方は海中に没する恐れ
があり、東京もその危険性がある』とアメリカの
科学者が昨年の三月二十五日米下院科学技術委員

会の公聴会で警告した。この科学者はメルビン・
カルビン・カリフォルニア大学教授、このように
なっておりますけれども、こういうような報告も
されているわけでございます。

実際に、現在地球大気中の炭酸ガスの濃度とい
うのは毎年どんどん増加している傾向があるのだ
です。私は、きょうここにデータを持ってまいり
ました。ごらんになっていただきたいと思えます。
これは「炭酸ガスの急増現象」でございます。遠
くからよくわからないと思えますけれども、この
データは米海洋大気庁の資料によるものでござ
いまして、一九六〇年から一九八〇年までの二十
年間、この地球の大気中の炭酸ガスがどのくら
い急激にふえているか、こういうような表でござ
います。この黒い線の方はハワイ島のマウナロア
で観測した線でございます。それから下の方は南
極点で観測した線でございます。これから見ます
と、一九六〇年では三二五ppm程度でございま
した。それが現在では三四〇ppm、約二五ppm
ほど上昇している。問題なのは十九世紀の末、
いまから百年前でございますけれども、約二九〇
ppmくらいしかなかった。それが今世紀に入
って、しかも最近になって急激に炭酸ガスの濃度
がふえ続けている。こういう現象が報告されてお
ります。

また、これに関連いたしましたして、この表はWM
O、世界気象機関のデータからつくった表でござ
いまして、これは「平均気温に対する気温
差」と申しまして、前年度の温度に對してこ
とではどれほど温度が上がったか下がったか、そ
のプラスマイナスをこの百年間にわたって記
録したデータでございます。ごらんのように線が
上がったたり下がったりしております。要するに、
暖かくなったりそれから冷えたり、こういうこと
をずっと繰り返してまいります。この百年間にこ
ういう現象を繰り返しながら、このグリーン線の線
でおわかりになりますように、上がったたり下が
りしながら、この百年の間には気温はかなり上
がってきている、こういうことがこのデータでお

五

わかりになると思えます。

こういふことで、この問題に對しまして、わが国におきましてもいろいろな取り組みがされておりますけれども、わが国の気象庁におきましては現在どのような観測体制をしかれているか、まず一番初めにこの点についてお尋ねをしたいと思えます。

○末廣政府委員 答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、大気中における炭酸ガスの濃度がふえていくということは、気候変動等に与える影響が大変重大でございます。その見地から、気象庁におきましては所属の気象研究所が、筑波の学園都市及び気象庁に所属いたします海洋観測船を使いまして、日本周辺の海洋において研究、調査、観測を実施しております。

○草野委員 この気候の変動というものは、人類、社会経済に大きな影響を与えたいと思えます。

しかし、最近では、われわれの人間活動そのものが気候に對して大きな影響を与える、このように言われているわけですね。このところは、私は非常に重要な問題だろふと思つております。いま長官の方からお話ございましたように、炭酸ガスの濃度の測定ということについては海洋における測定をやっておる、こういうお話でございました。

一つ一つお尋ねしたいと思つておられるので、たとえば通産省、通産大臣にお尋ねをしたいと思います。人間活動が気候に大きな影響を与えるということになると、非常に重大な問題が幾つか出てくると思つておられる。たとえば、現在原発が日本におきましても数多く建設されつつあります。しかし、そのほとんどは海岸線に建設をされてまいりました。巨額な建設費を投じたわけでございますけれども、先ほど申し上げたようなことで将来海面上昇によつて水没、もしこういふような事態になつた場合に、これは一体どうなるか。日本の海はもう放射能でそれこそ死の海になつてしまふ。

また炭酸ガスは、現在化石燃料とそれから森林伐採、こういう結果によつて起きてくるのではないかと

いかと言われておりますけれども、米國とかソ連から、日本は炭酸ガスの大放出源だ、こういうふうに非難をされ始める、そういう事態もこれから予想されるので、そういう事態も、そういう場合には、日本独自の調査というものは全然ないので、いまのところ、そういう場合に一体どうやってそれを反論したらいいか、そういう問題。また炭酸ガスの問題は、これは直接エネルギー問題と結びつくと思つておられる。これから将来のエネルギーの長期ビジョン、こういう問題の中で、どうやってそれを考えていったらいいか。水素エネルギーだとか太陽電池だとか、いろいろあると思つておられるけれども、そういうことをあわせてひとつお考えを承りたいと思つておられます。

○松田政府委員 答えいたします。

最初の、原子力発電所に与える海面の水位上昇の影響をどう考えるかという点でございますが、原子力発電所の現在の設計は、先生御存じと思つておられるけれども、海面の上昇について考えられます高潮でありまして、台風でありまして、過去の歴史等にもあらわれたデータを全部洗いまして、それに相當の余裕を持ったものをつくつておられる状況でございます。

しかし、いまお話のありました炭酸ガスによる、南極の水が解けて海面が上がるというような現象につきましては、これは現在いろいろな説がある状況でございます。われわれも重大な関心を持って、学問的な研究の動向あるいは観測の動向等注意してまいりたいと思つておられます。設計に反映いたしますまでは、ある程度定量的な把握がどうしても必要でございます。またこの問題は、三宅島の噴火のようにある日突然起こります問題と違ひまして、相当長期間にわたつて少しずつ動向が把握される問題だと思つておられるので、そういう目でこの問題を十分検討していきたい。しかも、原子力発電のみならず、非常に大きな、海岸線のあらゆる構造物に對する影響でございますので、國としては総合的に考えていくべき問題ではないかというふうに考えている次第でございます。

それから第二の、炭酸ガスを発生しないようなエネルギー源のあり方というようになことにつきましては、もちろん私も長期的に考えまして、あらゆるエネルギー源の最も合理的な組み合わせ、それは一つには環境に与える影響もございませうし、一つにはエネルギーの供給コストを安定かつ低廉に保ちたい、そういう側面から、最も合理的な組み合わせはそれぞれの年代に應じてどういふものであるかということを検討しております。そういう意味で、太陽エネルギーのような、あるいは原子力発電もその一種でございますが、炭酸ガスを発生しないエネルギー源につきましても、現在非常に重点的に予算を投じて検討している状況でございます。そういう目で将来のエネルギー事情も、もちろん環境の影響特に地球に与える影響等につきましては、国際的な情報交換等ととりつてエネルギーの計画を立てていきたい、そういう所存でございます。

○草野委員 農林省に伺いますが、気候の変動で現在世界的に農産物はいろいろな影響を受けておりますけれども、今後異常気象がますます進んでいく、こういうことが予想される中で、農産物はそれこそ甚大な影響を受けるのではないかとおぼろげです。どういふ対策を現在立てておられますか。

○角道政府委員 答えを申し上げます。大気中の炭酸ガス濃度の上昇が農業生産にどういふ影響を与えるかというのは今後の重要な研究課題と考えております。農林省におきましては、野菜等の個別作物に對しまして炭酸ガスの濃度が生産にどのような影響を与えるかという点につきましましては従来も研究も行われております。また、一部これが実用化されているものもございまして、それによりまして生産性の向上も見られるというふうなものでございます。

ただ、御指摘のように地球の規模で大気中の炭酸ガス濃度がどのように農業生産に影響を与えるかという問題につきましては、農業生産の特性をいかに考慮して、炭酸ガスだけでなしに、降水量であるとか気温であるとかその他の気象要因があるいはこれが土壌中にどのように蓄積されるかというふうな非常に複雑な問題がございまして、まだまだ研究としては世界的に進んでおりません。したがって、関係各省庁と共同で五十七年度から、地球の規模におきまして炭酸ガス循環についての測定方法であるとかあるいは欧米諸國におきまして農林耕地におきまして二酸化炭素の循環、蓄積等につきまして、そういう研究状況の調査をいまい実施してございまして、私ども現在その研究結果を取りまとめているところでございます。

○草野委員 建設大臣に伺いますが、現在の海岸都市、また海岸線の道路、護岸壁、またこれらから建設される施設、こういうものがいまのような理由で水びたしになつた場合、こういう事態が予想されるわけでも、そういう場合の対策、また、大気中の炭酸ガスの濃度の上昇に伴つていわれる異常気象の激化、こういうふうなことで全国的にがけ崩れだとか河川の決壊だとかまた道路の寸断だとか、いろいろな事故が予想されるわけですね。こういう問題について現在何か対策をお考えになつておられますか。

○内海國務大臣 建設省といたしましては、従来から津波あるいは高潮対策といった観点からそれぞれ対応してきておるわけでございますが、お話のように地球が温暖になつて五メートルから八メートル海面が上昇するということを前提にして、いまだ具体的な物を考えておりません。したがって、今後の関係方面の調査研究によつて、そういう事態が起り得る可能性というものが出てきて必要ということになれば、それに対応するようにならぬかと考えておるわけでございます。

○草野委員 各大臣に一通りお伺ひしたわけでございますけれども、現実的な問題じゃない、相当先の問題であるということで、實際の対応だとか考え方というのはまだこれからの問題だと思つておられるかという問題に對しては、

ですね。しかし、先ほどから申し上げましたように、これは単なるSF小説の世界の話じゃないと思うので。いまから取り組まなければならぬ重大な問題だろうと私は思うのです。気象庁の中にも気候変動対策室が昭和五十六年から設けられているようにございますけれども、観測体制というものはまだまだいろいろ不十分だろ

と思います。
WMO、世界気象機関ですね、ここから重要問題として日本に依頼している問題が二つあるのです。一つは炭酸ガスの連続測定という問題、もう一つは炭酸ガスが気候にどう影響を与えるのか、こういう問題について依頼をされております。当然わが国としてもそれは協力しなければならぬ重大問題だろうと思っております。聞くところによりますと、気象庁としては、小笠原諸島、父島あたりをそういう定期的、連続的に測定できるように観測所を設けたい、こういうような考えもあるやに聞いております。しかし、そういうWMOから七年も前から協力要請をされていながら、そういう問題もまだ実現もしていない、こういう状況なんです。この辺のところはもう少し本気になって取り組まなければならぬ重要なことだと私は思うのです。気象庁の長官並びに運輸大臣からひとつお答えをいただきたいと思

います。
〔江藤委員長代理退席、委員長着席〕
○末廣政府委員 お答え申し上げます。
先生御指摘のとおり、WMO、これは国連傘下の、国連憲下の気象に関する専門機関でございますけれども、そこから大気の状態が長年月にどう変わっていくかという、バックグラウンド基準観測と申しておりますが、その要請があったことは事実でございます。特に、その中でも炭酸ガスの定期測定ということは重要な項目でございますけれども、これをいたしますためには、植物が周りに余りありますと、植物は逆に炭酸ガスを吸い取ってしまったら酸素に変えるわけでございますから、緑の国と言われているような日本

のようから、緑の国と言われているような日本

非常に植物の繁茂している国では、地点を選ぶことがなかなかむずかしい点がございます。しかし、私どももいたしましては、御指摘の小笠原諸島はどうであるかということにつきましまして相当検討いたしましたのでございますが、その後、一般的大気の状態がどう変わるかという問題が、御指摘の炭酸ガス濃度の測定ということに最近重点が移ってまいりました。したがって、父島も非常に緑の島でございますので、必ずしもWMOから要請を受けております測定に適合するかどうかという問題が新たに生じたものでござい

ます。この再検討を現在行っております次第でございます。
○長谷川国務大臣 人間が生きていくために、いろいろな場合を想定して研究は必要でございます。そのうちのひとつが、いまお話のある炭酸ガスもふえるということでございます。南極が溶けてしまつたら八メートルも水がかさ上げする。私は、二十一年前に南極に行ったときにそういう話を聞きました。そして、イギリスの地理学会の雑誌にもそのことが書いてある。そういうしますと、ちょうどニューヨークの自由の女神の鼻のところまで水が上がる、そういうことですから、非常に世界が心配しているわけでありまして。そういうことやら、日本が炭酸ガスの天国だ、そういうふうな話などもありますが、これは緑の国で、水があつて、緑がどんだんふえるところ、しかもなおかつ炭酸ガスについては研究しなければならぬ、こういう世界的な話の中には、私の方でもそうした機関に沿って共同の計画なり研究に協力してまい

る、こんな考えであります。
○草野委員 最後に、官房長官にお尋ねをいたします。いままでいろいろとお話が出て、理解していただいたと思つて。ただ、この炭酸ガスの問題というのは非常に重要な問題でございますけれども、まだ成熟してない問題なんです。数十年先の問題じゃなからうかと思つて。いま運輸大臣が、南極の水が全部溶けてしまつたらニユー

ヨークのという話がありましたけれども、これは両極の氷が全部溶けるなんて事態になつたら大変な問題です。そんなことじゃなくて、わずか五メートル、八メートルの海面上昇によつても、かなり地球上の農作物を初めとして大きな被害が出てくるということなんですね。しかも、この問題は、数十年先ということになると、われわれの孫子の時代の問題だと思つて。現実に、われわれの問題じゃなくても、二十一世紀に向かつて、長官のお子さん、お孫さんですな、その孫子の問題にこういう事態が起きてくるかもしれない。だから、この問題は単なる一部の学者の方々だとかま

た一部の問題を持っていて人たちがだけに任せておけばいいという問題じゃなくて、行政の責任として、国の責任として取り組まなければならぬ重要な問題だろうと私は思つております。
この問題は、実際にあらゆる省庁にわたる問題ですから、本当だつたら、きょうはここで総理に直接お話ししたかつたわけでございますけれども、ま、きょうは残念ですが見えておりません。それで官房長官にお尋ねするわけでございますけれども、いま直ちにやらなければならぬ問題が二つあると思つて。その第一は、定期的に連続して観測をできるような、そういうものをつくること

です。いま長官が言いました、それは父島もありません、富士山もありません。さらに、南極に測候所をつくるということも大事だろうと思つて。そういうように、定期的に連続して観測できる、そういうものをつくるのが一つです。それからもう一つは、この異常気象に対する研究というものをもうひとつ推進していただきたい。とりあ

えずはこの二点だろうと思つて。政府の中にも、気候変動対策関係省庁連絡会、こういうものがあるんですね。私は初めて知りまして。この機関がどの程度機能しているかわかりませぬけれども、こういう組織もあるわけですから、とりあえずはこういう組織ももうんとフル回転してやる、私は、こういうことも真の行政改革の一つだと思つて。こういうことを含めて、

これから政府としてこの問題に大いに関心を持つて取り組んでいただきたい、このように思つて、最後に御見解を承りたいと思つて。○後藤田国務大臣 御指摘の問題は中長期の課題であると思つて、しかし、事柄はきわめて重要な御指摘であらう、私はこう考へております。

御案内のように、国連の専門機関等で異常気候の原因等についての問題についてすでに決議があり、八項目が挙げられております。政府としては、それを受けて気象庁においてすでに対策室を設け、関係省庁との連絡機関もつくつておりますが、さらに一層国際協力あるいは実態の解明、観測体制の整備、あるいは非常に科学的な問題でございますから研究の推進、こういったことのできる限りの努力を払つてまいりたい、かように考へております。

○金丸委員長 これにて草野君の質疑は終了いたしました。
次に、加藤万吉君。

○加藤(万)委員 今度の法改正は、地方公共団体との関係がきわめて大きい。しかも地方公共団体にとっては、今度の法改正によつてどのように地方行政を運営するか、そういうきわめて重視をしなければならぬ要素を持つておると私は思つて

です。そこで、行管長官にお伺いをしますが、今度のこの答申に基づく法改正、地方団体で特に問題になるのは、やはり機関委任事務の問題、許認可、それから地方の出先機関、これと地方団体との関係だろ

いう問題ではないと思うのです。いうところの旧憲法から新しい憲法になった、地方自治体との関係という視点が欠けているのではないかと、私はこう思うのです。たとえば旧憲法では、知事が包括的行政事務を処理し、国の後見的監督を受けることを中心に旧憲法は成り立っておるわけですね。新憲法は、御案内のように、国と地方との有機的な協力関係として、機関委任事務をどう位置づけるのか、そういう有機的な関係ですから、包括的な行政事務あるいは国の後見的監督の要素というものをできる限り排除するということが、今度の出先機関の問題にいたしました。あるいは機関委任事務にしてもあるいは許認可にしても、そういう政府の意思がなければいけないと思うのですよ。どうでしょうか。今度の法律を提出するに当たって、大臣はどのようにその視点をお考えになったか、まず聞きたいと思えます。

○齋藤國務大臣 私どもは、行政改革は中央地方を通じて簡素効率的な行政を実現するということであろうかと思えます。

そこで私どもは、地方の問題につきましては、新しい憲法で厳正に規定されております地方自治の尊重、地方自治体の自律性、自主性、こういうものをあくまでも尊重するという方向でそういう問題に取り組むということが必要ではないか、私はさように考えております。

○加藤(六)委員 自律とか地方自治の本旨の尊重、こう言いますけれども、地方自治の本旨というのは、私は憲法で定められているところだと思ふのです。すなわち、国の後見的監督、指導、そういうものをできる限り排除するということが具体的に出来なければだめですよ。いまおっしゃったように、単なる自律とかあるいは地方自治体との有機的な関係だけを概念としてとらえるのじゃなくて、それは技術論、具体論として出てこなくちゃいかぬと思うのです。

そこで大臣、私はひとつ問題提起をするのですが、いま政府側が「小さな政府」とか「増税なき財政再建」というキャッチフレーズをされています

ね。どうでしょうかね、私の考え方。これは地方自治のまさに本旨、憲法で規定する本旨ですから、それに基づけば、地方自治の充実あるいは地方分権への重視ということが、このキャッチフレーズと一緒に提起されてしかるべきではないか。いわゆる「増税なき財政再建」あるいは「小さな政府」、同時にいままは地方自治の充実、充実ということとは、結果的には地方分権の重視ということになるでしょうけれども、そういうキャッチフレーズといまはどうか、そういう理念を持ってこれからの行革大綱の処理あるいはこれからの審議会に臨まれる意思が必要ではないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○齋藤國務大臣 地方自治の尊重というたてまえから、国が地方に介入するということができるだけ減らしていくということが私は基本だと考えております。したがって、機関委任事務の整理合理化の問題でも許認可制度の問題につきましても、県の自治というものが介入するということは今後ともできるだけ縮小していく、これは私は本態じゃないだろうか、かように考えております。

○加藤(六)委員 初めにお言葉が出てきましたね。関与という言葉は非常に大事だと思ふのですよ。先ほど言いましたように、それは単に事務的な合理化の問題じゃないのです。整理の問題じゃないのです。政府の意思として地方自治体に介入することをできる限り排除しよう、その視点から許認可制度を見直しようというのですから、これは臨調の基本方針でもその部分は述べていますけれども、非常に政府の執行者として重要な点ですから、ぜひひとつとしてほしいと思ふます。

そこで、さてそれではそういう関与という視点、あるいは許認可制度もそうですが、あるいは機関委任事務もそうですが、そういう面をもう地方自治体に任してもよろしい、あるいはこの部分は緊急的に処理してほしい、あるいはいまの国との関係でいけば、この部面までは国がやり、この

部面まではもう地方自治体が本来たとえば財源の再配分も含めてやってもいいという意見が何回か出ているわけですね。地方制度調査会というのが御案内のようにあります。これはもう何回にもわたってその答申をしているわけですね。

そこで大臣、お聞きしますが、地方制度調査会が御案内のように内閣の諮問機関です。私も一時やったことがあります、辞令は前総理でありました鈴木総理にいただきました。臨時行政調査会も実は同じですね。しかも、いま臨調の答申で、基本的部分については大臣がおっしゃったとおりの答申があるのです。

さて、具体論になってまいりますと、たとえば機関委任事務についても二年間で一割程度、こういうことで具体的な御指摘がないわけですね。こことこの機関委任事務はこうしなさい。許認可についてはありますよ、二百二十二。しかし機関委任事務についてはない。そこで地方制度調査会なりあるいは全国知事会なりあるいは地方六団体なりが意見の提言を何回か政府にしている。ところが、どうしてもこれが、本来ならば臨調と同様に扱われて、行革を推進する所管大臣の手元で具体化されなければならぬと私は思うのですが、一体この臨調の答申と地方制度調査会の答申、この関係についてどのようにお考えになりますか。

○齋藤國務大臣 今回御提案申し上げております許認可等の事務簡素化法律案は、臨調の第三次答申を受けて出していることは事実でございます。したがって、臨調答申の御指摘がございましたように、三百九十八の件数のうちで二年間に一割、こういうことで出しておるわけでございますが、この指摘された事項は、地方制度調査会においても今日まで指摘された事項はたくさんあるわけでございます。

そこで、それとの関係を件数をちょっと調べてみました。きょう加藤委員が御質問なさるといふわけなものですから、数を調べてみました。そうしましたら、地方制度調査会からたくさん項目、現実問題として百何十か出ております。その

うち七件はこれに含まれております。それから、さらに全国知事会とかその他の地方団体の方も、機関委任事務をやってくれという要望がございましたから、それを調べてみましたら、それは十三件や入り入っているのです。ということであつてみれば、土光臨調というものは、私が先ほど申し上げましたように、地方自治尊重という観点から、できるだけ県の自治に介入することを減らすべきであるという基本精神でございますし、それから地方制度調査会の方も大体そういう意見だと思ふます。ですから、その部分については、臨調答申を踏まえて法律案を作成いたしましたけれども、実際的には、やはり地方制度調査会の御意見も十分踏まえて立案されていると理解しているのではないだろうか、かように考えておるものがございます。

○加藤(六)委員 よく勉強していただいて感謝します。ただ、大臣、いま地方制度調査会の七点あるいは知事会の十三点。たくさんあるわけでしょう。たくさんある中でそれだけなんです。しかも、私は問題は優先順位の問題だと思ふのです。これは後でいろいろ述べていきますけれども、何がいま地方団体として問題なのか、何をしてももらいたいか。たとえば神奈川県でいま長洲知事が行政改革システムの検討委員会をもちまして、地方市町村への分権をやっています。分権といまはどうか、ときには事務の委譲といまはどうか、そういう問題を含めてやっています。最近また広島でもそういう動きが県を中心にしてあります。そのときにどうしても障害になる壁が幾つかあるわけですね。それは国の許認可であり、国が機関委任事務として締めつけている問題です。たとえば土地の区画整理事業とかそういう問題については、国がこの枠を外してくれれば、これだけ市町村に事務の再配分ができるのだ、いわゆる減量ができるのだ。にもかかわらず、実際はそこには触れてない。

今度の場合も、私は土光臨調会長がここで参考人として御意見を述べられたときに聞いておりました

て、これは第一歩です、こういうお話でございまして、まさに私は第一歩だと思っております。本来触れるべき、もっと触れてもらわなければならない部分があり、率直に言って後送りになってしまっている。しり送りになっている。したがって、当面いまでできるものの限界でということだと思っております。ですから、いまおっしゃった七点、十三点、それなりに私は取り入れてはありますけれども、問題は、必要度、緊急度から見て、これではお粗末ではございませぬか。これではまさに大山轟動ネズミ一匹ではございませぬか。こういう批判が起きています。

自治大臣にお聞きしますが、いま地方制度調査会のそういう意見ないしは自治大臣所管の市長会あるいは知事会、それらの提言を受けて、いまこの法律案ないしは臨調答申の中に繰り込まれるべき許認可事務、機関委任事務、それをどういうふうに考えになりますか。

○齋藤國務大臣 でございますから、地方制度調査会の方からいろいろ指摘された事項のうちのおずかでございますから、余り自慢できる数字でない、私は率直にそう思っております。しかし、これは一歩であるということはどうか御理解いただきたいと思っております。

そこで、私は、たびたびよその委員の方々からの御質問にお答えをしておるのですが、機関委任事務というもののあり方その他、私はやはり根本的に考えるべきだと思っております。そこで、いまお話しのような優先度の問題とか、いろいろな問題があります。それから機関委任事務の性格というものはどうあるべきものか、国と地方との関係はどうあるべきものか、やはり基本的に考えるべきものがたくさんあると思っております。

そこで、土光さんが会長になっていただきました行政改革推進審議会に近く参与制を設けたいと考えておるわけなんです。そういう点に理解のある数人の専門家の方に御委嘱申し上げて、地方制度との関係がございませぬから、機関委任事務のあり方というものを根本的に考えていただいて、

その観点から今後どうあるべきものかということを検討していただく、こういうわけでおるわけでございます。今後とも私としては前向きにこの問題は取り上げていきたい、こう考えております。

○加藤(万)委員 自治大臣の答弁は後で一緒にしてもらいます。後でいいです。私が政府の意思が今度のこの改正法案に出てないと言っているのは、具体的に言えばこういうこととなるんですよ、大臣。たとえば機関委任事務一つとってみても、機関委任事務の制度の合理化をするのか、それとも先ほど大臣がおっしゃった、国の関与の面をできる限り削減するために今度機関委任事務の整理統合をされるのか。あるいは事務の権限を地方に委譲しよう、関与と権限と一緒に削減する部分もありませぬけれども、権限を委譲しよう、そのために今度許可認可制をどういうふうに廃止しましたというのか。あるいは、先ほど神奈川県を例をちょっと申し上げましたけれども、地方自治体自身が事務の整理合理化をしようという中で、国がこういう歯止めをかけておいていいか、だから機関委任事務はこの際外そう。

幾つかそういう視点があって、いわゆる政府側の意思があつて、この法案ができてくるなら、総花であるいは一歩で非常に物足りない面はありますけれども、しかし、それなりに意思があれば、地方団体にしても納得すると私は思うんですね。ところが意思がないんですよ、後で細かなことを言ってもいいですけども、いわゆる総花式で、数合わせなんですよ。だから、地方団体の首長等から見れば、意思がないものですよ。今度の臨調の答申に基づいて政府側はいい法律案を出してくるだろう、ならばおれの方は機関委任事務はこうしてこうして、そしてこの部分は市町村にも譲ってというふうな、その意思に基づいて行政機能ができるわけですよ。いま言った四つの問題の中の、たとえば機関委任事務についての合理化あるいは国の関与の削減あるいは事務の権限の委譲、どこかに意思があれば、それなりに地方団体はできるんですよ。ところが、それが無いもので、新編で書かれておられますように、夢はばんだ三割自治だとか、あるいは分権促進に実は悲観だ、道遠しとか、あるいは地方自治そのものを押し戻す今度の法案ではないか、そういうひやかしたに似た言葉が出てくるんですよ。

自治大臣、どうでしょう。私は、先ほどの知事会なり市長会なり六団体のそういう意思を、大臣を通して、審議会を通してあるいは大臣の手元に来ていると思うのです。あるいは、いま言いましたように、今度のすべての問題を通して、そういう意思というものは自治大臣の手元で行管長官に出され、ないしは閣議で決定されて、この法案が出たというふうにお考えになりますか。これは自治大臣にお聞きします。

○山本國務大臣 まず、今回御審議をお願いしております法律案の内容は、臨調の答申に基づいて新行政改革大綱というものを政府が決めた、それに基づいてきておるものなんです。そこで、臨調の答申は、総合的な理念としましては、確かに住民の身近な行政は地方に任せるべきである、ことにそれは市町村を重視すべきであるという基本理念は出たわけです。そこで、その理念に基づいて、さて具体的な行政改革のあり方というものを考えていく場合に、これはなかなか具体的な内容になってきますという問題も出てきた。そこで私は、たとえば機関委任事務にいたしましては、先刻申し上げておるようによいすでに地方公共団体でもう全く同化定着しているものとか、あるいはもう新しい情勢に応じて廃止してもいい、縮小してもいいというふうなたぐいのものを今後は挙げられたと思うのです。問題はやはり今後一体どういう法律的性格を持たせるか。これは、いまは国の統一性を保つということを考えながら、同時に地方の実情を反映すべきものである、こういう一応の定義づけはあつたわけです。概念づけはあつたわけですが、

大臣がおっしゃった三百九十八件、これは臨調でもそうとらえているようにすけれども、三百九十八件ではなくして、実際は機関委任事務が五百件を超えているのではないかと。

さてそこで、これは実態がつかめませんから、実は私もそれに勉強してみたいのです。たとえば御案内のように、地方自治法の別表三表、四表というのが機関委任事項の法律案件と、こういうものは機関委任事務にしますという表ですね。今度の法改正でこれに載っていない面が幾つかあるのです。たとえば、法務省見えていますが、売春防止法に絡む法務省提出の問題ですが、これは法律に載っていますか。別表三表、四表に載っていますか。同時に、この案件で昭和五十六年、五十七年に現実にそれで処理された事案がありますか。いわゆるこれの法律に基づいて地方団体で処理しました、こういう事実がありますというものはありますか。

それから労働省おられますか。労働省、失業保険関係の廃止事項がありますか。これも別表三表、四表に載っていますか。あるいはこれに對する実体上の案件はありましたか。これはひとつ法務省から簡単に。

○吉田(淳)政府委員 別表第三表、第四表の関係から申しますと、第四表に犯罪者予防更生法が載っております。売春防止法はその規定を準用しておりますので、いわば犯罪者予防更生法に準じてお考えいただきたいと思ひます。

次に、実績があるかどうかということでございますが、売春防止法は昭和三十三年施行された當時は、当時の社会経済情勢でかなりの検査実績あるいは補導処分を言ひ渡された者、それから補導処分から仮退院いたしますと法律で保護観察に付するわけでございますが、そういうものについての若干の実績がございました。ところが昭和四十年代以降になりますと、わが国の社会情勢を反映していただと思ひますが、現在保護観察に付されるものももう本当にまれになりまして、それとの関連もあるのですけれども、費用徴収あるいは機関

委任事務関係の嘱託規定を適用した件数はございません。

○小粥政府委員 労働保険の特別保険料の徴収に関する事務は、地方自治法の別表には載っておりません。その理由はつまびらかではございませんが、なお実績として、保険料の徴収の仕組みとして、いわゆる都道府県労働基準局を通ずるルートと都道府県を通ずるルートと二つございまして、いままでのところ特別保険料の徴収実績は、都道府県基準局を通じてはございますが、知事を通じたものはございません。

○加藤(万)委員 大臣、お聞きでしょう。いわゆる三百九十八じゃないのですよ。準用規定を適用しますといういまの売春防止法の問題も、それから労働省の失業保険も記載事項にないのです、三表、四表には。ですから、私が五百何件、これは把握はできませんから言っているものであつて、五百何件ということになると、今度の改正で二割、二年間でどういふふうになりませんか。私はいまだ量があるのかということとはわかりませんが、恐らく五百件を超えるのじゃないですか。しかも私は総括的と言つたのは、売春防止法に関する機関委任事務の廃止ですね、今度の廃止ですけれども、実績がないのですよ。何ら意味ないので、これをやつたつて。労働省の失業保険問題も、基準局では多少あるようですけれども、いまの御説明のように、都道府県ではないのですよ。ないものを挙げていますのですよ。どうですかね。私は、四十何件ですかね、今度出された中で。それこそ土光さんが恐らくそこでおっしゃつたんだらうと思つたのです。第一歩というのは、まさに気がするのですよ。しかもそれが、先ほど言つたように意思に基づいてやるんじゃないですか。

大臣、どうでしょうね。機関委任事務を見直す一番基本、根底になる数字ですから、いまのものは、いま一遍、機関委任事務について再検討あるいはそういう意味での緻密な調査をされる必要があるのではないかと、私はこう思つたのですが、いかがでしょうか。

○齋藤(国務)大臣 仰せのごとく別表に載っていないものもあるようでございますから、そうした点につきまして、自治省とよく相談をして洗い直して見まして、五百になるのか六百になるのか、私どもはわかりませんが、これは実際のところ、三百九十八ということだけが言われておるのですから、そういう点は十分自治省と打ち合わせをしまして洗い直し、今後とも真剣に機関委任事務の整理合理化については取り組んでいきたいと思つております。

○加藤(万)委員 そこで、恐らく機関委任事務は、先ほど自治大臣の答弁からありましたが、今後の行政改革推進審議会の問題になつてくるんだらうと思つたのです。

そこで、先ほど大臣は、審議会にお諮りをして、いわゆる委任事務の概念ですね、あるいは委任事務の基準、そういうものも含めて、あるいは参与制度を設けてもそういうものを検討してやりましようという御答弁をいただきました。結構だと思つたのです。しかし現実には、たくさん法律ができるたびに自治省の機関委任事務あるいは機関委任事務に近い形で地方自治体におつて、地方自治体は自分のみずからの行政の中に繰り込みながらやつていくわけですね。そこで、当面どういう歯どめを一体かけたいんだらうか。もちろん推進審議会から早急に結論を出していただきたい、機関委任事務は、先ほど言いましたように十七年から二倍あるいは二倍半になるなどというそんなばかげたことじゃなくて、だんだん削減して、臨調の趣旨にありますように、できる限り中央政府は、いわば国際的問題を含めて中央の、そして地方自治体に内政は任せていく、そういう方向性をとるためにも、早く結論を出していただきたいと思つたのです。

そこで、それでは当面そういう問題に対する歯どめをどういう形でかけるべきか、率直に言つてなかなか案がないのです。たとえばいま売春防止

法の問題が出ましたけれども、私は、ほかの法律でも機関委任事務とされているのがあるんじゃないかと思つたのです。どうでしょう。最小限、法律ができた場合に、機関委任事務とする場合に準用とかなんとかの適用をせずに、三、四表の表に法律事項として記載をされるということが必要だらうと思つたのです。

それからいま一つは、機関委任事務を行う場合に、これは地方自治体に機関委任事務としてよろしいかどうかということを確認をされるような場所ですね。たとえば何とか審議会とかあるいは推進会議でもいいですが、そういうところでこの審議をされるということが当面必要ではないか、こう思つたのですが、いかがでしょうか。

○山本(国務)大臣 先ほど来お話しのように、機関委任事務は確かにふえてきているという実態はありますが、それはなぜふえてきたかということでございますが、それはやはり新しい社会経済状態のためには環境保全とかあるいは消費者保護関係とか、そういう新しい仕事が出てきたためにふえてきたということでありまして、それは、あくまでも従来の機関委任事務という概念の線です。そういう事務がふえてきたと思つたのです。

そこで、いまお話しのように、今度はだんだん整理をして減らすという考え方、その基本になる機関委任事務の概念、それをどういふふうな中央地方との関係において把握するかということをやすべきではないだらうか。そうすれば、その概念によつて、今度は新しい法律ができましたら、そこでやはりふえていくものチェックができるのではないかと。だから私は、どこまでもここでひとつ機関委任事務というものの法律的な性格を、いま御提案ではいろいろな審議会をつくつたらどうかというお話がございまして、何らかの形でそういうものをひとつついでつかり詰めていきたい、政府全体としてひとつお考えを願ひたい、こう私は思つております。

あるのではないかと、私はこう思つたのですが、いかがでしょうか。仰せのごとく別表に載っていないものもあるようでございますから、そうした点につきまして、自治省とよく相談をして洗い直して見まして、五百になるのか六百になるのか、私どもはわかりませんが、これは実際のところ、三百九十八ということだけが言われておるのですから、そういう点は十分自治省と打ち合わせをしまして洗い直し、今後とも真剣に機関委任事務の整理合理化については取り組んでいきたいと思つております。

○加藤(万)委員 ぜひこれは、私がいま提起しました地方自治法の別表にその法律を記載することを含めて御検討いただきたいと思うのです。あるいはその機関委任事務とする場合に、その是非についてはぜひとも地方自治制度調査会、まあちよつと審議の場所が違ふかもしませんが、あるいは今度できる行革推進審議会ですか、そこで御検討いただきたいと思います。

私はなぜそれを心配するかと申しますと、実は中央のそういう意思がないこと、それは結果的に中央集権化を促すという、何と申しましうか、上下の関係が地方自治団体と国との間に開かれてくるという危険性の側面と、いま一つの側面は、地方団体が関与できないので、機関委任事務に対して、これが是非かというところの関与は地方議会はできません。そうしますと、機関委任事務が地方行政の中で七割から八割を占めるようになると、議会の機能というのはあとの三割から四割、独自の機能のところではかき足りないのです。いわゆる民主主義の一番根底にかかわる問題に突はなってくるわけです。

そういう意味で、私は、機関委任事務というものをひとつ考えてほしい。でないで、日本の民主主義という課題に踏み込んできわめて重要な要素を持つてくる、こう思っておるわけです。ぜひいまま言ったような角度で、もっと細かいことを質問する予定でしたが、時間の関係でできませんから言いませんけれども、結局機関委任事務についての今度の行革の方針、方向性というものは、どういふ性格と政府の意思があるのか。それは新憲法下の地方自治法というものを、あるいは憲法に基づく地方自治というものを根幹に置きながら、出先機関、許認可の問題あるいはこの機関委任事務の問題を含めて、ぜひそこに基礎を置いて御検討いただきたい、こう思うわけでありませぬ。

次に、許認可制度について少し御質問します。今回の法改正、それからこれは前から許認可の

問題を含めて若干の廃止、委譲等が行われたわけですが、この許認可の廃止、委譲をする場合に、今度の臨調答申の中で、これは臨調答申全般を通じてもそういうことなんでなければ、民間活力の活用ということが非常に各所に出てくるわけですね。したがって、許認可をする場合の民間活力を制限するような許可認可、あるいはそういうことによつて起きる民間活力の圧縮といふような、エネルギーの抑えといふまいか、そういうことはできる限り避ける、こう言っているのです。私は、それは一つの理屈だと思ふのです。

ただ、それではたとえば環境条件とか公害とか、食品添加物の問題もそうですけれども、いわば国民が生活する場面で起きる許可認可、これも民間活力の云々だからということで許可や認可をカットすることになると、これは大変な省で見直しをされているというふうな私聞しております。この場合に、見直しの一番の問題は、一つは日照権の問題があります。あるいは、狭い国土の中でたくさん家の建つておるものですか、それに伴う宅地公害といふのはおかしなものが、建物公害といふまいか、こういうものを直さなければならぬのではないかと。今度は消防法の方から見ると、たとえば建築基準法でカットされたところが、仮に火災が起きたときに、そこがなければと消火が早かったんだということがいふらるるのです。

いわば国民生活から見るとは許可認可をカットしてはほしくないといふことと、民間活力を最大限生かすために障害になる許可認可はこの際排除し合理化すべきだ、整理すべきだといふ意見と、私は対立していると思ふのです。しかも、言つては失礼かもしれませんが、土光会長さんは財界ですからどうしてもやはり視点を失いがちな面を、臨調の答申としてもあるいはこれからの推進の面でも持たれるのではないかと心配を実は

するわけですよ。大臣、いまの許可認可のその境界というのには非常に重要だと私は思ふのです。どこのようにお考えでしょうか。

○齋藤國務大臣 私は、一般的に申し上げますと、たとえばいろんな資格、検定試験とかいろいろの問題あります。検査、検定、ああいう問題についてはできるだけ民間活力で、民間でやるものはやっていたらいい方向がいいと私は思っているのです。これは筋として。たとえば特殊法人でも、特殊法人をつくらせて検査、検定をやらせなければならぬものかどうか疑問のある点はあります。ですから一般的に言つて、そういう資格の検定とかいったようなものはできるだけ民間に委譲するといふやり方が私は適当じゃないかと思ふます。

しかしながら、現地住民の生命あるいは健康、そういう方面に關係の深い事項については、いきなりそれはやめてしまふというわけにはいかぬのじゃないか。あくまでも私どもは、国民の健康を守るというところは重要な問題でございますから、そういう点については許可認可をやめるといふわけには一般的な話としては言えない、こういうふうな考へております。

○加藤(万)委員 現在の許可認可制度で民間活力を生かすという面では、僕は、まだほかの視点からとらえる面があると思ふのです。たとえば、いまの士業とかなんとかと師匠の師といふ字を書いた何とか師、非常に多いですね。不必要なくらい士業が多いですよ。私は、自由競争と民間活力を生かす面では、それこそ大変障害になっているのではないかと気がしてならない。

実は私の知っている、すばらしいお菓子をつくる職人さんがいます。残念ながら学力がないので、ずつと奉公してましたから。この人がお菓子をつくるための何とか師といふものがあります。その試験に行こうと思つたけれども、字が余りうまく書けないのですから、そういう面でも受からないのです。その資格を持つて

いなければお菓子をつくることはできないわけですから。あるいはある調理師、この人も大変な板前さんだったけれども、学力の問題を含めて、やはり取れない、まあそれなりの資格を取る道はあつたように思ふけれども、しかし、資格要件が逆に民間活力を削減しているのじゃないか。資格要件がこの自由競争の社会を狭くしているのではないかと。

したがって、許認可、いま大臣がおっしゃられた資格の問題を含めて、民間活力というものはそこからメスを入れる。何か民間活力というところから公害になっている問題をちよつと排除してくれば生産活動がよくなるかと、住宅建設で日照権の問題で困っているから少し日照権を緩和するとか、そんなことに行つては大変だと私は思ふのです。ぜひこれはひとつ考へていただきたいと思ふます。

それから神奈川県と広島で、その地域における地方行政システムの改革という課題にいま取り組んでおります。広島の方は私はパンフレットでちよつと見た程度ですが、神奈川県の場合でも、先ほどちよつと事例に出しましたけれども、やはり国の行革の中で、このこととこのことを緩和しないしは廃止あるいは委譲してくれば、地方団体としては新しい行政として大変やりやすいのだといふ幾つかのことがあるのです。

たとえば大臣、地方制度調査会に参りますと、各市長さんや町村会長の代表の方あるいは知事さんの代表の方が、こういうことをしばしば私どもに言われるのです。国会でひとつこを緩和してください。これは何も神奈川県で長洲さんがいふだけでございませぬが、おっしゃるのです。地方団体がこういう行政システムの改革をやるというところに対する評価をどのようにお考えになりますか。同時にまた、そういう行政改革をやることからは起る、いま言った許認可、あるいは先ほどの委任事務も含めてでありますけれども、これに対して大臣は前向きに取り組むお考えがありますか。それをお答えいただけます。

○齋藤國務大臣 自治体がそれぞれの自治体の中におけるもの行政改革に真剣に取り組んでいただくということは、私は非常に望ましいことだと思えます。

そこで、実は先ほどは申し上げませんでした。行政改革推進審議会で参予制を設けて機関委任事務のあり方等を含めて真剣に考えていただくということを申し上げましたが、その審議の過程において、私は、やはり地方団体の意見をその場

でいろいろ聞いていただくという機会はずいぶんあった。聞いていただくというふうな機会はずいぶんあった。聞いていただくというふうな機会はずいぶんあった。聞いていただくというふうな機会はずいぶんあった。

○加藤(万)委員 それは非常にいいことだと思っております。ぜひ臨時行政改革推進審議会ですか、その場に地方団体が何らかの形で意見表明ができるというのを、いま一遍くどいようですが、大臣、お約束していただけないですか。

○齋藤國務大臣 機関委任事務は、そういう意見を聞きながら進めるといふことはやはり非常に大事なことです。地方公共団体、知事会もありましたし、あるいは市長会もありましたし、あるいは町村会もあるかもしれません。十分地方公共団体の意見も聞きながら具体的な問題の検討をやっていたらいいことは必要であらう、かように考えております。

○加藤(万)委員 いまの委任事務の優先の問題だとか、あるいは地方団体自身が合理化、整理統合、そして身軽にしようというところで動いていくことに対してぜひ評価をしていただきたい。同時に、私は、各市町村から出たもの、それから知事会から出たもの、同じようなもので、しかも優先度でどのくらいどういふものがあるだろうかというのを調査してみました。それなりに項目を書き上げましたけれども、時間がありませんから言いませんが、いまここに書いてあるのは、私はそう

いう意味で第一歩に受けとめますから、今度の行政推進審議会に出てくる課題は、少なくとも私が言ったような一つの意思を持った、しかも憲法の精神に沿って地方自治というものを基本に置いて出ていくという、基礎に置くという、そういう意思を持った提起がされることをぜひひとつ大臣に要望しておきたいと思っております。

〔委員長退席、三塚委員長代理着席〕

最後に、行政組織法の改正の中で第八条の二項ですね。これは第八条ですが、ここには「試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる」というふうになっているのです。さらには二項として「前項に規定する機関が地方に置かれる場合においては、地方自治法」——法律第六十七号ですが、「第百五十六条の規定の適用があるものとする」というふうになっているので、今度これを削除されまして落としました。

そこで、どうなんでしょう。出先機関が、試験所やそういうものがつくられる場合に、この地方自治法百五十六条の適用があるのでしょうか。

○門田政府委員 ただいまお尋ねの国家行政組織法第八条改正問題でございます。すでに御案内かと存じますが、現行の組織法では、審議会等であるとかあるいは研究所、学校、こういう施設でございますかと、こういうことものをすべて八条で規定していただこうとございまして、これは臨調答申に基づきまして、第八条、いろいろ雑多な機関があるものを整理し、明確に区分するという御答申がございまして、それに基づきまして、御案内のとおり第八条、審議会等、第八条の二、施設等機関、第八条の三、特別の機関、こういうふうな区分整理させていただいたわけでございます。

そこで、お尋ねの点でございますけれども、第八条の二で、今回、試験所、研究所、文教施設、医療施設、こういうたぐいのいわゆる施設等機関、これを区分した際に、その設置形式につきましては、直接に実体法上その国民の権利を制限するあるいは義務を課するというふうな性格にたぐ

いするものにつきましては、従来どおり法律事項とし、その他のものにつきましては政令にこれをゆだねていただきたいという御提案を申し上げておるわけでございます。

こういうこととしておるわけでございますが、現行の第八条の二項に規定をしております地方自治法百五十六条との関連、これにつきまして

は、この規定がそもそも念のため規定とでも申しますか、いわば確認的な規定であるという見地から、今回の第八条改正に伴いまして削除することとさせていただきますという点でございますが、現在のやり方、システムというものについていささかも変更を加えるものではない、こういうふうな御理解をいただきたいと存じます。

○加藤(万)委員 八条二項が念のため規定でありましたから、したがって、地方自治法の百五十六条に基づきまして、研究機関あるいはここで定めていふ文教施設、試験所等は現状と異さず変更はございませぬ、結果的には地方自治法百五十六条のところ書いている、国会における審議、同時に承認を受ける、こういうことになるわけですね。

○門田政府委員 従来、このたぐいのものにつきまして、たとえば検査、検定機関でございますとか、こういう問題につきまして国会の御承認を仰いだことが何度もございまして、そういう点については従来と変わるものではないということでございます。

○加藤(万)委員 いまの局長の答弁でいいんですが、問題は、この第八条の二項というのが削除されるのは念のため規定だったから、実体は百五十六条にありますから、念のため規定は削除しましたという御答弁ですが、実はこれは違うんじゃないですか。

きには国からせよという形があらましよう。そのたぐいに地方団体が財政的な負担あるいは寄附行為、そういうものがあるがゆえに、あるいはそれが地方行政にそういう財政的なことも含めて影響を与えますがゆえに、第八条の二項はわざわざ設定をしたんじゃないですか。いわゆる念のため規定ではなくして、第八条の二項は、そういうことを排除するといふ意味では、やはり国会の承認を得るといふ第二項を、いわゆる地方自治法を援用して第二項を決めた、設置をしたというのが本当ではないですか。

とすると、私は、第二項を削除する必要がない、実体的にもそういうことをこれからやるのですということになれば、第二項を削除する必要はない、こう思うのですが、いかがですか。

○門田政府委員 ただいまお尋ねがあったわけでございますが、同じことを申し上げるわけでございます。もともと、これは念のため規定であったということでございます。今国家行政組織法改正を御提案するに際しまして、単に削除させていただきますということにすぎませんので、先ほどから再三御答弁申し上げておる、地方自治法百五十六条との関係での従来の取り扱いは全く変わったことではない、かように考えておりますし、かつ、この件については自治省の方でも同じようにお考えであると承知しております。

○加藤(万)委員 恐らく自治省の事務当局とお話をした結果、これからのそういう問題についてはこの百五十六条の適用によって処理しますということになったんだらうと思っております。

しかし、これは少しうがった見方をいたしますけれども、行政組織法の中で各局の位置づけの問題、所掌事項の問題等が別の法律で出ているわけですね。私は、うがった見方ということを前提に置きますけれども、事によつたら、国の試験所あるいは研究機関を含めて、この際国会の承認事項は要らない、国会の承認を求めない事項とはする必要があるというお考えを持っていたのではないの

でしょうか。

ただ、いま時代が少し変わりましたから、前のように、寄附行為や地方団体に対する財政の負担の面で、八条二項を挿入したということと同時に、いま一つは、最近の、たとえばエネルギー政策を一つ見ましても、ソフトエネルギーからハードエネルギーの問題等が出てくるわけですね。そうしますと、いやがおうでもそれから来る地方の住民への問題、課題といものは、たとえば原子力エネルギーは東海でやっていますけれども、仮にそういう試験研究機関ができた場合に、地方団体としてはこれを排除するあるいは受け入れられない、それを国会で議論をしてほしいという、そういう面も率直に言っておく可能性が、あると思うのです。これからはどういう研究機関や試験機関ができるかわかりませんが、したがつて、私は、そういう意味では、やはり仮に百歩譲って八条二項が念のため規定というならば、念のため規定も置いておいてもよろしいのではないかと、現実にはこの百五十六条が実体法として変わらなければ、そういうことをしてもよろしいのではないかと、何もわざわざここで排除する必要はないのではないかと、こう思います。

これはどこまで行っても意見の平行でございませうから、これ以上やめます。

最後に、大臣、私はずっと通してきょう御質問さしていただきましたその根底は、申し上げるまでもありませんが、やはり新たな憲法いわゆる新憲法に基づく地方自治といものをどう守っていくのか、あるいは地方自治とそこに存在する民主主義といものをもし政治家が軽視をするならば、まさにそれは大変なファシズム的な、ファシズム的な国家になってしまうということが実は念頭にあるわけです。

先ほどもお話ししましたように、もしも国の委任事務がどんどん拡大をして、しかもその委任事務に対しては国の背景的な指導と支配といものがある、あるいは上下関係になってくる、あるいは地方の議会は形骸化してしまつて、事実上は、

地方独自の仕事と言いつながら、全部行政機能は国が関与する機能あるいは委任事務との関係の中に埋没してしまつて、このことを恐れるわけですね。

そういう風潮が現在の国会あるいは政府側の姿勢全体にあるものですから、特に中曽根内閣になりましてから、そういう何となしに国民がおびえるような、そういう風潮といましましうか、議会の軽視の問題も含めて、私どもの矢山有作議員の問題もまだ解明されてないようですけれども、例の人工衛星の問題ですか、例の問題ですね、これも解明されてないようであります、こういうことを含めて、議会軽視の方向に行く。国がそういう方から見ると大変なことになるわけですね。

私は、そういう視点をぜひ忘れずに、これからの推進審議会あるいは次に提起をされるべき課題について、大臣の信念を含めた御答弁をいただきたいと思つて。

これは、自治大臣も同様の立場で、地方自治をあくまでこの審議会に対して、信念としてどういふ基本的な態度で臨むかお聞きしておきたい、こう思つたのです。

○齋藤國務大臣 中央の行政、地方自治、これは国の行政全般を通ずる車の両輪でございませうから、相互に緊密な連絡をとっていくということが最も必要であるかと考えております。特に、きょうは非常に御熱心に御鞭撻をいただきました機関委任事務の問題等につきましては、先ほど申し上げましたような趣旨に立って全力を尽くして前向きに努力をいたしたいと思つております。

○山本國務大臣 大体私は、政府内部でいろいろお話をしても、地方自治の理念といものは一応わかるけれども、さて具体的な問題になるとなかなか進まないといものが、いまの実情だと申すのです。そこで、具体的にやはり進むよう

に今後ともやっつけていかなければならない。

これは、いまの縦割りになつておると言われておる、まあいろんな行政がございませうから、その中で、地方分権といことを本当に具体的に、理念だけじゃなくやっつけていくというには、たくさんむずかしい問題があると思つてます。しかし、私も、ぜひひとつ、理念は理念、よくわかつておる、それで具体的な各論でひとつ地方自治の、地方分権の推進の上に役に立つような方向へやっつけていきたいと思つております。

○加藤(万)委員 終わります。

○三塚委員長代理 これにて加藤君の質疑は終了いたしました。

午後一時二十分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時二十一分開議

○三塚委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。木下敬之助君。

○木下委員 まだ大蔵大臣がお見えじゃないようですが、それは、ちょっと順序がいろいろありますが、それでは、通産大臣が何かお時間の都合があるそう、関連の一番先にやらせてもらいます。

法定耐用年数の短縮という問題についてお伺いしたいと思つてますが、現在、技術革新による設備の経済的陳腐化の速度はきわめて早いものでありまして、また、現行の減価償却制度のもとで設備の回収額はインフレの進行等によって著しく目減りいたしております。企業の維持すべき資本の食いつぶしが進む状況にあると思つてます。鉄鋼業を例にとると、昭和六十年代には合理化投資に加え本格的な設備更新のための投資を行つて必要に迫られ、巨額の資金負担が見込まれて、通産省の設備投資問題研究会報告が指摘する

ように、投資コストの増大、企業収益の悪化等に

より、その円滑な実施が危ぶまれています。

そういうことで、お伺いをいたしますが、将来の円滑な設備投資に対処するため、鉄鋼業を初め機械設備の法定耐用年数を短縮すべきだと考えますが、大臣はどうお考えになりますか。

○宇野國務大臣 通産省といたしましては、設備に関しましては投資減税といことも一つの方法だつたらうと思つて、いまやましくそれを言っております、また、耐用年数の短縮といことも必要ではないか、こういうお問い合わせでございますが、確かにそういう面も検討に値する問題であるかもしりません。ただ、われわれといたしましては、やはり財政等々をにらみ、また現在の景気回復をもにらみ、あるいは投資が将来における種々まくことであるといふふうな考へてまいりますと、あらゆる観点から、どれに重点を置くべきかといふことを選択しなければならぬ問題ではないかと思つております。

同時にまた、いま鉄鋼といふ一つの例がございしましたが、鉄鋼のみならず他の部分におきましても、耐用年数といことを考えますと、たとえは現在何が必要か、あるいは将来どういふ産業が必要か、そういう選択によりまして重点的に考えることも必要じゃないだろうか、こういうふうな思ひますので、非常に貴重な御意見をちょうだいいたしましたから、そうしたことも含めまして考えたいと思つてますが、現在のところは、一般的な耐用年数といふことに關しましては、もう少し選択の余地があるのではなからうか、こういうふうには私に考へております。

○木下委員 それでは、大蔵省の方にこの問題についてお伺いしたいのですが、仮に鉄鋼業などの機械設備について耐用年数を一年短縮したとすると、どのくらいの財源が必要と見込まれるか。財源といふのは、つまり一年短縮を実施したらどのくらい税収減となつてはね返ると見込まれますか、お伺いしたいと思つてます。

○大山政府委員 お答えを申し上げます。減取額計算の基礎となりまして減価償却資産の取

得価額に関する正確なデータを持ち合わせておりませんので、推計がかなり入るわけですが、オーダーといたしましては数百億円のオーダーになるかと存じます。

○木下委員 この問題に対して、通産省、大蔵省も、政府の考えは耐用年数の短縮に関して消極的な姿勢に過ぎるのではないかと、こう思います。外国との比較で考えてみまして、鉄鋼の耐用年数は五年、フランスは八年、カナダは二年、イギリスは一年です。これに比べて日本は十五年と、耐用年数の差は大変大きく離れております。欧米各国が投資回収期間を短縮して技術革新に円滑に対応した設備投資の促進策をとっている現在、わが国も財政的制約を乗り越えて耐用年数の思い切った短縮に踏み切るべきではないかと考えますが、大臣、いま一度御答弁願います。

○中野国務大臣 私といたしましても、現在、いろいろの場面を想定いたしますと、確かにいまのお説は一つのお説だと先ほど申し上げたとおりでございます。現に、リース業なんかはやっておりませんと、リースという面の耐用年数とそうでない面の耐用年数の間の差もあることは事実なんです。

私といたしましては、あれも考え、これも考えたいとは思いますが、何と申し上げても御承知のとおり財政再建期間中でありまして、したがって、そういう拘束のもとに何が最も有効であるかというのを考えなければならぬのも、やはり政府の一員といたしましては当然のことではなからうかと思っております。また財政がゆったりいたしましたら考えたい問題でございますが、とりあえずのところ、あれもやりましょう、これもやりましょうということにはなはだむずかしいので、十二分に選択をさせていただきたいと思っております。通産省といたしましては、とにかく設備投資とそれに対するところの減税措置、これはお願いいたしますよというのがいま申し上げられる第一番目の政策ではないか、かように考えておる次第であります。

○木下委員 いろいろの選択があると言われますけれども、これを優先してすることが必要であり、これは景気回復にも重要な影響のある問題だと思っております。どうぞ今後とも御検討をお願いいたします。もう一問お聞きしたいのですが、仮に耐用年数の思い切った短縮がいきなり無理であったとしても、当面投資減税制度の拡充強化を図るべきだと考えますが、この点はどうかお考えでしょう。

○中野国務大臣 これは、過剰の予算委員会におきましても、私といたしましてはぜひとも推進したい政策である、こういうふうに考えております。

○木下委員 どうぞよろしく御検討をお願いいたします。大蔵大臣お見えですから、お伺いしたいと思っております。

臨調答申では、「財政再建の具体的な手順と方策についての考え方を明らかにして、国民の理解や合意を得るよう努力する。」という言葉を政府に求めておられます。これを尊重して、財政再建の具体的な手順と方策、これをはっきりと示さなければ、国民はなかなか先行き不安であろう、こう思うのであります。要調整額等も一体どういうふうな形でこれを埋めていくのか、まだ具体的なものが示されておられませんので、この機会にぜひお示しを願いたいと思っております。

○竹下国務大臣 財政再建の手順を示せ、かねて予算審議の際におきましても、これが御指摘があつておりました。新たな事象といたしましては、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」というものが出たわけでありまして、したがって、当然のこととして、それを下敷きにいたしますと何らかの展望を示さなければいけません。それは五十九年度予算を御審議いただく手がかりとして何らかのものは示さざるを得ないと思っております。

きわめて抽象的に言いますと、臨調で申されておりますように、まずは「増税なき財政再建」ということを理念として堅持することによって、糧道を断ちながら歳出削減に徹し、姿で臨め、こういふことが第一点であると思っております。その上で、国民の皆さん方の選択に結局は帰するところでございますが、現行の制度、施策をそのまま維持しなければならぬかどうか、それらも国民との問答の中に見定めて、そこで、されば負担するの国民であり、受益者もまた国民でありますので、負担増というふうな議論は初めてその際に出てくるべきものであつて、まずは歳出削減に糧道を断つて臨まなければならぬ。そういう姿勢を貫きつつ、そこに「経済社会の展望と指針」に示されておられますごとく、六十五年度を一つの努力目標として赤字国債からの脱却を図る努力をする。とともに、終局的には公債依存体質を徐々に改めていくという段取りになるのはなからうかというふうに考えます。

○木下委員 展望にしてもそういう具体的なものが示されなくて、ただこういう調子でやれば何とかなるだろうと言われたのでは、先行きの不安感というのはどうしても払拭できないと思っております。

そういう中で、五十九年度予算審議までには明らかにしていかねばならないものがたくさんあると思つて、この要調整額を具体的にどうするかというの、これからどういふ形で明らかにしていくつもりですか。いつごろまでに明らかにしていくという考えでございましょうか。

○竹下国務大臣 五十八年度の予算審議の手がかりとして御提出いたしましたケースA、B、Cとございまして、それによりまして試算したいわけである。要調整額、こういうものがあるわけでありまして、しかし、その要調整額というのは、言ってみれば、もろもろの基準をある一定のものに置きまして、それに積み上げてきたものであります。したがって、五十九年度に予測される要調整額というものも、概算要求等からいたしましたとしても、それよりはかなり減つていくだろうというふうに思われるわけでありまして、したがって、要調整額というふうなものは何によつて埋めるか、それは最終

的には私はこの三つにならうかと思つて、すなわち、歳出削減かあるいは国民の負担増かあるいは借りかえ用も含む公債の発行か、こういうことにならうかと思つて、それそのものをいつの時点でどういふふうにするかというのを定量的にお示しするのは非常に困難な問題でございます。しかし、いまちよど「経済社会の展望と指針」が出されましたので、私も出かけて、小委員会もつくつていただいて、そこでその進め方について検討してやろう。いかなる内容になるかということにつきますと、これは財政審も税制調査会と同じように今後の財政運営のあり方というふうな大変大きな諮問をしてありますが、その議論の中では一つの方向がかなり示されていくのではなからうか。そうすると、それを踏まえながらどの程度のもので出せるかということになると、これはやはり国会との議論を通じたり、あるいはわれわれが準備できる可能なものはこの辺ですというところまで話の話し合いを行つたりしながら、何らかのものは提出をしなければならぬ。その中身が、たとえばこれは固的な数字が出せるかとかいうところまでいくかぬの問題については、今後の協議の中で、そしてわれわれの可能な範囲内のもので、これを審議の手がかりとして御提出しなければならぬというふうに考えております。

○木下委員 こういった審議が、いつも大体同じようなところで、本来ならば出てこないことには審議が進められないような内容のものも出されないうえ、ずるずると審議しておるような感じもありませんが、どうか大蔵大臣、本心に慎重に、十分に研究なさつて納得のいくものを出していただきたいと思つて、今後のそういう前向きな姿勢を期待いたします。

次に、石油の問題について、通産大臣お急ぎのようですからお伺いをいたします。

この春以来大変な安売り合戦が続いておりましたガソリン価格は、九月から一斉に値上げされたわけですが、それまでの安売り競争は相

当ひいもので、乱売による赤字経営が続いては、安定供給という面から見ても安全面から見ても問題であった、こういう状況であったわけですが、九月のガソリン値上げに関連して、通産省としては何か行政指導を行ったという事実はあるのでしょうか。

○宇野国務大臣 そういう事実はございません。
○木下委員 これまでの通産省であったならば、かつての通産省でありましたら、今回のような業界の存亡にかかわりかねない乱売を是正するため、たしか過去二回ほど行ったような標準価格の設定に踏み切った、こういうようにも考えられるわけですが、そうした統制的な手段を用いなかっただけというのはどう理由からでございますか。

○宇野国務大臣 九月までのガソリンスタンドと元売りの石油価格の仕切り方策が実は最初から決められずに、それでガソリンスタンドで売ったその価格によって払った、こういう関係でございます。だから、過当競争いたしました安く売りました。だから、元売りに、これだけ安く売ったからおまえさんのところは安く仕入れなければならぬ、こういうふうなことで、言うならば非常に混乱を来しました。したがって、今回の措置は、元売り自身がそういうことがあつてはいけな、こういうふうな判断で自主的にやったわけでございます。われわれといたしましては、石油状況は今日は非常に需給緩和されております、いろいろとむずかしい問題もございしますが、あくまでも石油の価格は市場メカニズムによって確立されるものである、こういう考えでございます。すので、介入しなかつたということでありませぬ。
○木下委員 私の方で調べ、聞いて回った範囲ですが、今回のこの乱売というのは、高いじやないかとちょっとでも安くというふうなニューザーの側から起こったことだけではなくて、こういった問題を生み出す原因は石油業界の体質である、こういう見方があると考えるのですが、この点は政府はどういうふうにお考えになりますか。

○宇野国務大臣 いろいろむずかしい問題がございしますから、私が言い切つてしまつてもいかがかと思ひますので、事務当局から答弁をさせます。

○松尾(邦)政府委員 先生御指摘になりましたようなガソリンの値段が逐次値下がり来すようなことになりました背景には、需要がなかなか伸びない、弱含みであるというふうな状況のもとで、石油業界の過当競争体質が基本的な理由になつて、安値競争的な性格を生み出したのではないかと、いろいろに考えておられます、そういう意味で構造的な問題が露呈したものと考えております。

○木下委員 先月公表されました欧米石油産業調査団の報告によれば、欧米の政府や石油業界は、石油需要の減退、設備過剰に対処するため、精製設備の処理、製油所の閉鎖など、石油産業が生き残るための戦略を全力を挙げて展開している、こういう様子でございますが、政府はこの欧米調査団の報告をどのように受けとめておられますか、大臣の率直な御所見を伺いたいと思ひます。

○宇野国務大臣 いま仰せのとおり、調査団も欧米における厳しい環境整備ということを現実に調査してまいりました。したがって、わが国といたしまして、特に資源小国でございますから、石油業界みずからが厳しい環境というものを十二分に認識して、欧米同様の措置をとることも必要ではないか、私はこういうふうにお思ひます。が、やはりそういうことが一口に申し上げますれば構造改善というものが一つに存じまして、ただいま審議会におきましてもそれぞれ検討いたしてまいりました。しかし、私は現状のままではいとは少しも考えておりませぬ。やはり相当厳しく認識をされて、たとえば元売りの集約化なども考えていかなければならぬ問題ではないかというふうにお考えをしております。

○木下委員 この二年間の通産省の石油行政を見てみますと、シーリングプライスの撤廃、ナフサの自由化、C重油の一部輸入、生産調整の緩和、このように石油業界に対する規制緩和の方向が色濃くなつていっているというふうに見えますが、こ

うした一連の石油行政はいかなる基本方針のもとに進めておられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○松尾(邦)政府委員 石油行政の基本的な方向につきましても、かねて石油審議会におきまして方向づけが行われておりますけれども、現在は、五十六年の十二月の石油部会の小委員会におきまして報告によりまして、その基本的な方向として、「極力誘導的な措置にとどまることを目指し個別の介入については漸進的に縮小・緩和していくべきである。」というふうな指摘を受けております。

かような方向づけを踏まえまして、私どもとしても、先ほど先生の御指摘にございましたような行政措置を講じてきておるところでございます。が、他方、石油は先生いま御指摘のように経済社会の大変基礎的な物資でございます。その安定供給は何としても確保していかなければならないと存じます。また、国際石油情勢の影響等も受けやすい石油本来の性質もございします。これらに対する行政対応も怠るわけにはまいらぬと存じますので、これらの状況を踏まえまして、先ほどの調査団の報告書なども参酌しつつ、今後の石油政策の中長期的な方向づけにつきまして現在審議会に御審議を賜つておるところでございます。その審議の結果を踏まえて私どもは行政的に対応していきたく存じております。

○木下委員 いま言われました石油審議会の審議過程を踏まえて石油業法の見直しに本格的に取り組むことと思ひますが、その中心的な課題であります消費地精製主義の見直し、そして元売りの集約化については先ほど大臣は進めるような方向で言われておりましたが、この二点について、どういふ観点から対処するか、お答えをいただきたいと思ひます。

○松尾(邦)政府委員 消費地精製方式につきましては、国内におきます各種の石油製品の需給の安定を確保するという意味から、今後ともこれを基本としつつも、中長期的には、必要な条件の整備を図りながら、漸進的に極力国際化の方向を目指

すという方向づけが審議会で行われておりまして、私どもも、そのような方向を踏まえて今後さらに具体的な検討を審議会でお願ひしたいというふうにお存じております。

それから元売りの集約化につきましても、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、石油産業みずからが置かれた環境の厳しさを十分に認識して、自己経営責任によつて自主的に対応していただくことが基本だとは存じますが、行政面からどのような方向づけ、環境づくりができるか、石油審議会においてこれから御審議を賜ることになつているところでございます。

○木下委員 石油業法の見直しに当たりましては、十分御承知と思ひますが、石油産業が国家の基幹産業であることを踏まえて、石油産業が生き残るよう確たる方針を打ち出されませうと望みたく思ひます。特に、末端流通業者はそのほとんどが中小零細企業でありますから、これに重大な影響が出ると大変な社会問題でもございします。この点も十分考慮に入れて方針を出されませうと希望いたします。

続きまして、タンカー備蓄についてお聞きしたいと思ひますが、このタンカー備蓄の継続については、昭和五十三年から石油のタンカー備蓄が開始され、今日まで関係者の努力により一件の事故もなく統括しております。通産大臣は、参議院予算委員会において、タンカー備蓄を一部陸揚げし、民間のタンカーに移していく方針を明らかにされたようですが、財政事情が悪化したからといって、採算面からだけで石油備蓄という国の安全保障にかかわる政策を転換する、そういう政府の姿勢に私は失望しておるわけでございます。

大臣に確認したいと思ひますが、タンカーによる石油備蓄には、陸上の場合に比べて幾つかの利点があると思ひます。たとえば、タンカー備蓄は地震、台風などの天災を回避できるだけでなく、機を逸せずして緊急輸送に対処できることは関係者周知のとおりであります。通産大臣はこのようなタンカー備蓄の利点を認めていられると思ひ

ますが、見解をお伺いしたいと思います。

○宇野国務大臣 タンカー備蓄に関しましては、いまおっしゃったような利点があることは確かでございます。同時に、今日の備蓄自体を考えますと、私は、決して備蓄は減らすべきじゃなく、着実に国家のセキユリティとして進めていかなければならない、こういうふうな考え方をしております。

ただ、原油価格値下がりとかあるいはまた消費量の減量とかいうことから、おのずからそれに課せられております税を一つの歳入といたしました特別会計におきましては、歳入が縮小されることも事実でございます。私はいつも申し上げるのですが、歳入があるから歳入の穴埋めをせよという考えではない、また、歳出自体も本当に今後何が重点的になさるべきかという合理化あるいは効率化を図らなければならぬ、こう考えております。だから、そういう両面にバランスをとりながら今後備蓄という問題を考えていく。

特に、備蓄の中には、陸上備蓄で民間のタンクがあいておるじゃないかという説もございまして、一部そうした面におきまして海上備蓄を陸上に移すというところは考えております。しかし、今後備蓄がどうなるかということは大切な問題でございまして、特にイラク・イランが事なればよいと思っておりますが、まだもやもやしたようなことでもございまして、あるいはまた、円高が続いておられますが、為替相場が今後どういふ変動を来すかということ等も考え合わせますと、備蓄一つを考えたとしてもまだまだこれでよろしいという決断を出す段階でもないだろう。そこら辺を総合的に考えていきたいと思います。決してタンカー備蓄を軽視しておるといふものではございません。

○木下委員 もう一点、この備蓄についての私の考えを申し上げますが、もし仮に報道されているように昭和六十年年度をもってタンカー備蓄を打ち切るとすると、千人近い日本人船員の職場が奪われて、深刻な不況に陥っている海運業界が大量の係船を抱える最悪の事態になる、このように考えます。行革というのには行政機構の簡素効率化を進

めるものであって、決して行革の名のもとに福祉を切り捨てたり雇用の場を奪うものであってはならないと思っております。原油の国家備蓄について陸上、海上の二本立てを今後とも継続すべきであると考えますが、政府はどうお考えになりますか。

○宇野国務大臣 陸上に関しましては、実は今後のエネルギーの需給見通しの上に立ちまして、非常にむずかしい立地条件があったのでございまして、それぞれ地域にお願いを申し上げまして、そして順次基地を設定していったという経緯がございまして。だから、現在備蓄が減りますと、それらの地域からも早くふやしてくれという声がしばしば私の耳に届いてまいりますから、それらのことも考えなくてはなりません。

また、海上備蓄に関しましては、いま申されましたおりの経緯がございまして、それらも十分政府といたしましては考えておかなければならない、かように存じております。

○木下委員 それでは、次に電電公社の臨時国庫納付金という問題についてお伺いしたいと思います。

電電公社の五十七年度決算が、当初の収支差額見直しは一千七百六十六億円ぐらいたったと思っておりますが、三千七百億円に達して、五十二年年度以来黒字基調が定着しているため、財政当局は五十八年度で打ち切られた臨時国庫納付金の徴収を復活させるのじゃないか、こういうことを考えているのではないかと、こういうこともお聞きするのですが、どういうお考えでしょうか。

○竹下国務大臣 これは木下委員御指摘のとおり、五十六年度のいわゆる財確法に基づく臨時国庫納付金四千八百億円の納付は、五十八年度をもってまさに完了いたしました。今後納付金を強化しないことは、国の財政状況、公社の財務状況も明確でございませぬきょうの段階では、それが、そういう傾向が定着しておるとおっしゃったことは事実でございます。したがって、確言することは困難でございますけれども、たびたびこの問題をお願いする際にもお答えしておりましたように、こ

種の納付金をイージーに考えるべきではない。が、よだれがたれるような気持ちも皆無ではない、こういう素直な表現をさせていただきます。

○木下委員 お気持ちが大変よくあらわれておりますけれども、これが前に案が出てきたときに、私も、私もど通信委員会におりまして大変反対したのです。

何よりも反対の理由に、電電公社の電話に関しましては遠近格差を是正しなければならぬという大きな問題が残っていると思っております。この遠近格差の是正というものは、そこに財源があるときに一応不当であると考えられる遠距離の方を安くするに充てるのは簡単ですが、是正するためには、では近距離を上げてどうこうというのは非常にむずかしい。だから、財源のあるときにやらないと、理屈の上では是正する必要があっても非常にむずかしいから、この際、国庫に納付することなくそれに充てるのが何よりであるという話をしてきたのです。その考えは私にも信念を持って正しいと思っております。

そういう意味でも、この国庫納付金を徴収するという方向は、幾らよだれが出るほどあったとしても、身近に電電自体が直さなければならぬ、正さなければならぬものを抱えておられるわけですから、そういう点も考慮して、大蔵サイドだけで考えられたんじゃ困る、こういうふうに思っています。郵政大臣、どうお考えになりますか。

○検堀国務大臣 御指摘のように、五十二年以来電電公社の財務は健全な財務を保持してきておられるわけでありまして、財務に余裕がある限り、それは電話の利用者に還元するのが筋であると思っております。たまたま五十六年度の予算編成に当たりまして、国の財政が異常な厳しい環境にあり、財政再建が喫緊の課題であるということ、五十六年以後五十九年までの間に四千八百億円の納付金をするということに賛同いたしましたわけでございます。そうして、五十八年度に五十九年度分二千億円を繰り上げてまして二千

四百億円の納付を終えたわけでございます。この臨時特例的な課題は忠実に果たし終えたと思っておりますわけでありまして、私としては、今後重ねて国庫納付金を継続していくということにつきましては賛同できる心境にはございませぬ。

○木下委員 もう一つ、大蔵大臣にお伺いいたします。

電話利用税というのも考えておるのではないかと、この電話利用税というのがクローズアップされましたのは、昨年の衆議院大蔵委員会の減税問題に関連して検討課題として取り上げられたという経緯でございまして、が、ちっと議題になったというものではもとよりございませぬ。

したがって、この問題につきましては、木下委員に対してこの場でこれはアウトとかいいうことを言える環境にないということ、すなわち、もうあと一週間程度でございませぬ、税調が企画部会等で御審議いただいて、いわば今後の税制のあり方という大審問をしておられるわけですが、その中で今国会において話し合いのありました減税問題を含め御検討いただいておりますか、明瞭な返事は、ほんの——ほんのわずかと、鋭意毎日審議いただいておりますものでございませぬから、予見を扶むわけにはまいらぬという立場を御理解をちょうだいしたいと思います。

○木下委員 電話料金の遠近格差という問題について、郵政大臣のお考えをお聞きしたいので

先ほども申しましたように、この遠近格差というのはいくら大変な問題なんです。実は私、もう二十何年前、学生のころに九州の田舎から東京に来ていて、家に電話する電話料金が安いもの

です。電話をかけて、おふくろにかけ直して

くれと言つてがちゃんと切つて待つてると、田舎からかけてくる。そうすればこちらの小遣いは痛まない。これは簡単に言いますけれども、本当にちよつとでもまともな話をしていると、その当時としては小遣いがみんな吹っ飛ばさうな金額だった。いまでも、その当時に比べれば一番遠いところが一對四十ですか、ずいぶんよくなつていましてけれども、それでも諸外国に比べてもまだまだ高いです。私は、これが当初の電話料金を決めたときのように、交換手がいまして何か所もつなぎ出す、そうすると遠距離はそれだけ原価がかかっているという状況なら、これは仕方なかつたかもしれません。いまはもうそんなことはないのですよ。だから、いま現在のコストで遠距離がそんなに高くなければならないという必然性が私はないと思う。

その必然性がないところに、特に経済の中心が日本列島の真ん中辺にあるとしたら、そうじゃなくともいろいろな意味での地域の格差の多いところがそれだけ余分な負担をさせられていて、各県の東京事務所にしたって、日ごろの日常の電話連絡は大変なものです。これからいろいろな情報通信のものが発達してきて、そんなのも回線を利用して同じような体系でお金を取らなければいけません。これはなぜその料金でなければならぬのかという説明ができないのなら、やはり諸外国に並べるか納得のいく範囲にしなければならぬと思つておられるか、郵政大臣のお考えをお伺いしたいと思つておるのです。

○松田国務大臣 御指摘がございましたように、わが国の電話料金は遠近格差が大き過ぎるという意見がもう長く論ぜられてきたところでございまして、郵政省、電電公社としても、できる限り遠近格差を縮小していくという方途をとつてきたわけでございます。

もう御案内と思いますが、五十五年十一月、五十六年八月、それぞれ遠距離電話料の引き下げを図つてきたわけですが、本年の七月二十一

日から三百二十キロ以上はすべて四百円というところで、御指摘どおり近距離と遠距離の最高の格差が一對四十ということになつたわけでありまして、ただ、日本の近距離電話料といふのは世界一安いわけでありまして、アメリカあたりに比べますと、大体日本の近距離電話料いわゆる市内電話料といふのは二分の一ということでございます。遠近格差といふことでありますと、アメリカと日本とは大体同じになつたわけでございます。まあ世界の電話料金にいろいろなスタイルがあるわけでございますが、おおむね電話料金というのは時間と距離との相乗で徴収するのが一般であります。その考え方は、遠距離につきましては遠距離なりの通信網の敷設の投資が要るわけでありまして、新しいメディアの開発が行われておるわけでありまして、これはおのずから従来とは違つた様相になることは当然想像されるところでございまして、でございますので、いろいろな観点から申し上げまして、私は、将来の日本の電話料金の体系は、近距離、中距離、遠距離を含めて料金体系の合理化を図る、その中で遠近格差といふものを縮小していく方向で考えていかなければならぬというふうにして思つております。

○木下委員 遠距離との一對七十五、それが一對四十になつたとか、こういふことが問題になるばかりに一番遠いところばかりを安くして、中距離は従来そのまま残つたようになつておる。合理的じゃないんですね。納得のいく合理的な料金体系に変える必要がある、このように思つておる。どうぞ格差を正すために今後とも取り組んでいただきたいと思います。

重ねて申し上げますが、そういう意味で、近距離は安いからといって、ではこれを上げて財源に充ててどうしようというより、まず、安い料金の中でも現在ちゃんと黒字が出ておるわけですから、とりあえずその黒字は全部高く取つておる部分を安くして返して、その上で考えていただきたいと思います。

○松田国務大臣 出再率の問題、詳しくは、政府委員からお答えをいたしますが、御案内のように、金融サービスの自由化問題でございますが、

それについて基本的に私も感じますのは、日本の金融行政というのは、銀行にしろ保険にしろあるいは証券にしろ、預金者保護、投資家保護、被保険者保護、これは今日非常に徹底的に貫かれてきておると思つておる。諸外国はどうかと言へば自己責任主義。そういうところから、いろいろな議論をしながらも全部いけば垣根は取つたという状態にあるのです。したがつて、基本的には出再率の問題は、私も保険について昔勉強しましたが、大分古い話になりますけれども、企業自身の問題に基づくものであると思つておるが、具体的な事項でございますので、政府委員からお答えすることを許したいと思います。

○加茂説明員 損害保険会社の再保険取引は、自社の引き受け能力を勘案しながら、危険を分散させ安定的な損害保険事業の経営を維持するために広く行われておるのでございます。

再保険取引につきましては、一般大衆あるいは一般企業を一方の当事者とする元受け契約とは異なりまして、専門家でありまして損害保険会社間の取引であるために、消費者保護の見地から規制する必要性が少ないこと、また、危険の地域的分散を図るため昔から国際間で行われておる取引でございます。先進諸国においてもほとんど規制を行つていないこと、こういう理由から、再保険の取引内容、取引額あるいは取引先等については特段の規制はなく、先ほど大臣が申されましたように、損害保険会社の経営上の判断にゆだねられておるわけでございます。

御指摘の雑誌に掲載されている問題でございますが、一般論といたしまして、ある損保会社の海外出再の比率が他社に比して高いということがありといたしまして、どれだけ海外出再をするかということはその会社の経営方針あるいは経営判断の問題によるものでございまして、そのことは直ちに契約者保護の見地から問題があるとは思つていないわけでございます。

○木下委員 私、この問題を取り上げた視点は、契約者の保護、これは当然必要なことですが、そ

こからながめて問題があると言っているわけではないのです。一応そこのある社は非常に出再率が高い、そういう状況の中で、一般に再保険というのは交換を前提として大体等量等質のものを原則としておられるのです。これは財団法人損害保険事業所発行の講義録にもそういうことを書いておられます。だから、大体他の損保会社はこういった線で再保険取引を相互にやっているといることだと思えます。

この問題となつては、昭和三十六会計年度の出再六百二十九億に対して、受再、よその再保険を受けている部分はその十五分の一、この程度しかしていません。結局見返りのない片道取引で出しておられるわけですが、商業常識からは、それを単なる保険責任の移転と考えるには著しい無理があるのではないかとお思います。むしろこれは、出再に対して課税がなされない点を利用した利益送金だ、こういうふうな判断した方がわかりやすいと思うのですが、このことは、この会社におきましてその再保険先が自社グループの保険会社であると思われ、この点に關しては、この会社の見られることと裏づけされているのかと思えます。こういった点に關しては、この会社の見られることと裏づけされているのかと思えます。

○加茂説明員 先ほど申し上げましたように、再保険については特段の規制を行っていないわけですが、再保険先の選択についても各社の経営上の判断にゆだねておられます。各社が自己責任において信頼できる再保険先を選び再保険を出しておられる状況でございます。したがって、その損害保険会社の再保険先につきましては、実際に相手先の保険会社を調査するとかあるのは直接資料を徴求するというような調査をしたことはございません。

また、わが国で営業を行っております損害保険会社の最後の再保険先は全世界に及んでおられるわけですが、これらをすべて調査するということが事実上困難であり、そこまで調査する必要

性には乏しいのではないか、こういうふうな考えでおられるわけですが、しかしながら、わが国で営業を行つておられる損害保険会社が直接取引をして再保険先については、必要に応じて当該損保会社を通じて資料を徴求するというようなことをしておられることとございます。

○木下委員 こうしてこの異常な数字に対していろいろな指摘があるわけですから、その点も考慮して取り組んでいただきたいと思えます。アメリカにはユニタリー課税という考え方もあるのですが、わが国に進出してはいる外国損保の一部が、再保険を利用して意図的に利益を隠し、タックスヘイブンを利用して、本国、進出国のいずれからも税金を逃れるやり方が行われているとすると、これはやはり許されないとお思います。こういったことを放置すれば、他社もみんな同じような形になれば、相当の税の減収になるとお思いますし、ここから取ることができれば相当の収入にもなると思えますが、国税庁はこの問題をどういうふうにご考えられますか。

○富尾政府委員 お答えをいたします。外国保険会社の日本支店につきましては、これが契約をいたしました関係で生じます所得につきましては、国内源泉所得ということで課税対象になりますので、私どもとしては、内国法人と同様な課税処理に努めておるところでございます。なお、先ほど保険部長が答弁いたしましたように、再保険という取引は危険分散という機能を持つておりますので、保険会社相互間で再保険を行つております場合、これが再保険としての実体があるものにつきましては、税務上その再保険料は損金として認めざるを得ないという扱いにいたしておられます。

○木下委員 先ほど申しましたように、これは一社特別異常な状態をいろいろな角度から指摘されて起つておられることですから、それがほかの社に及んだりなんかしたときにどうなるかといった面も含めて、従来の考えにこだわらないで何か考えていかれたらいいのではないかとお思います。時間

がありませぬので、この問題は、きょうはこのくらいにしておきたいと思えます。国鉄の問題もたくさん用意したのですが、時間がないうえに簡単に申し上げますが、実はわが党では国鉄問題調査団を編成しまして、七月の二十八、二十九と二日間、鹿児島管理局及び門司管理局に行き、職場実態調査を行いました。私もその一員として参加いたしました。私もそのいろいろと質問をつくられたのですが、時間がありませんので私の考えを申し上げますと、いま国鉄当局も国鉄の皆さんも、みんな一緒になって再建に取り組んでおられるわけですが、少し動揺がある。その動揺の一つは、分割・民営化という声も出ている中で、どうやれば分割・民営化されずにやれやれるのか、一体何をやれば、それをどこまでやればちゃんと再建できていくのか、こういう展望がまだはっきりしていない、この点に問題があるように感じました。

そういう意味で、せつかくですから、国鉄、運輸大臣、そして監理委員会の方、この点から、国鉄再建と言いますが、再建された状態というのは一体どういう状態のことを言うのか、それぞれのお考えをちょっとお聞きしたいと思えます。

○竹内説明員 お答えをいたします。私どもは、現在経営改善計画を推進しておりますが、この目的とするところは、昭和六十年年度において健全経営の基盤を確立することとございまして、この中でまた特に重要な内容は、幹線において收支均衡を達成することといたしておられます。ただ、これは国鉄としての自助努力の問題でございますけれども、そのほかに行財政上の措置ということで、両々相まって健全経営が図られる。六十年年度ではその基盤を確立するのだという大きな目標として現在進めておられることとございます。

○榎橋(泰)政府委員 国鉄の再建というのはどういった状態になったら達成されたかということにつきまして、現在、国鉄の再建についての基本問題については監理委員会の方にいろいろ御審議を

いただいておりますので、監理委員会の方からも聞いていただくのが適切ではないかと思えますけれども、運輸省といたしましては、達成されるというところは、一つには、適切な国鉄の事業経営ができるというような経営形態というものが確立される。そういう経営形態のもとで生産性のある適正な経営が行われる。たとえて言えば、生産性の高い能率的な経営が行われるというような状態が実現すること。

さらに、国鉄からも話がありましたように、以上のようなこととあわせて、国鉄が抱えております長期債務という問題について、それが行財政的に改善できるという環境が整備されるというように達成された状態、そのような状態ではないかというふうにご考えておられます。

○林(孝)政府委員 御答弁申し上げます。先般の国会で成立をいたしました国鉄再建の推進に關する臨時措置法でございますが、この法律にこれからの国鉄再建の筋道というものが規定してあるわけでございます。それによりまして、一つは、効率的な経営形態が確立されること。この経営形態がどういふものであるかというのは、これから監理委員会で十分検討するわけでございますが、それが一つでございます。それからさらに、これとあわせて、長期債務等の膨大な財政上の問題が適切に解決されること。この二つがいわば仕組みでございます。こういう仕組みというものが基盤となつて、その基盤の上に立ちまして、事業範囲の適正化でありますとか、あるいは生産性の向上でありますとか、あるいは管理体制改革あるいは労使関係というもののいわば改善でありますとか、そういうふうな諸種の運営面の改善が推進されまして、それで結果として採算の面も含めて将来にわたつて健全な経営が維持していただけるような状態になる、こういう状態が再建がされた状態というふうにご認識しております。

○長谷川国務大臣 ことしも二兆円の赤字が出た、いままで十八兆円ある、こういうことですから、これは国会、それぞれの方々がいろいろな立

場から、これは大変なことだということに国鉄再建が生まれていくわけだ。

その方法としてどうするか、これはなかなか大変なことではないから、国鉄再建監視委員会というものをつくって、その方々にひとつ提言してもらおう。その提言は私たちが政府としても実行いたします、こういうようなことからスタートを始めていくのが今日ですが、日本人というのはなかなか適応性が私はあると思ってるのです。毎日国鉄が赤字だ、働かない、けしからぬじゃないか、こう袋だたきになって、一体組合員の諸君はどうなんだ。やはり働いている諸君もいるわけだ。というときに、最近職務規律というのは多少よくなったでしょう。それと同時に、せい肉は切るといふ形でいま進んでおりますから、いまの推移を見ながら、ひとつそれぞれ監視委員会なり国会も御議論していただきたい、こう思っております。

○木下委員 いま三つのところへお聞きしたら、微妙に違ったりいろいろな考えも入っております。当然国鉄の再建というのはそこで働いているみんなの一生懸命の努力がなければできない。この努力をさせていく上にも、その長期債務等についても明確に出さなければなりません。こんな自分たちの努力と別のところで、どうなるかわからないような不安や動揺というのは与えてはならない。どうか、これだけやれば必ず再建できてやっつけていけるんだというものを明確にして士気を鼓舞していただきたいと思っております。

時間が大分来ましたが、最後にもう一、二質問させていただきます。農水大臣、ひとつお答えをいただきたいと思っております。もう時間がありませんので簡単に申し上げますが、食糧自給率の強化という国会決議がありまして、非常に下がってきておりますが国の自給率について、国民みんな心配していると思っております。そんな中で、レーガン大統領の来日までに、農産物輸入自由化枠拡大問題に政治決着をつける動きがあるのではないかと、こういうふうにもお聞きす

るのです。この点について、自由化枠拡大には断固として反対すべきだと考えますが、大臣の決意のほどをお伺いしたいと思っております。

○金子国務大臣 自給率の問題は、これは当然、食糧の安全保障の立場から自給率を高めようとして農政は全力を挙げて取り組んでおりますが、ただ、畜産が盛んになりまして穀物の輸入が非常にふえておりますので、自給率は低下しております。内容は非常に充実しております、こういうことでございます。

それから農産物の市場開放の問題につきまして、私は就任以来、自由化はもちろん、枠の拡大もいまのところは必要ないということをお言ひ申し上げてまいっております。したがって、需給動向を見ても必要な場合が起れば、これは当然枠を拡大する場合もあるかもしれませんけれども、いまのところは必要はない、こういうことを考えております。

○木下委員 大事な時期でございますので、信念を買われることを期待申し上げます。最後に国土庁関係、それから国土庁、沖繩開発庁、北海道開発庁、三庁統合問題等少し用意しましたが、時間も来ましたので、こういってところは、先日の三宅島の噴火で大変な被害があり、住民の方々には心からお見舞いを申し上げます。ぜひ防災体制がしっかりとりますよう御検討をお願いしたいと思っております。もう一つ、最後に追加で大変悪いのですが、大蔵省設置法附則第五項の「福岡財務支局は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする」というこの規定に関して、五十五年の本法改正の際に附帯決議がされておりますので、今回の改正においてもこの附帯決議は生かされているものと考えておりますが、この点最後にお答えいただきたい、私の質問を終わりたいと思っております。

○竹下国務大臣 大蔵省設置法改正の際の衆参両院における附帯決議については、今後とも尊重してまいります。

○三塚委員長代理 これにて木下君の質疑は終了いたしました。

次に、浦井洋君。

○浦井委員 私は、最初にちょっと委員長に申し上げたいのですが、各委員にお配りした質問要旨を見ていただいてもわかるように、「増税なき財政再建」についてということで、政府の意図を酌んでいまいろいろと増税の具体策を練っておる税調の会長の小倉さんに理事会を通じて参考人をお願いしておいたわけでありまして、これが非常に残念ながら出席できないということになった。いろいろ理由があるのでしょうけれども、やはりこれは政府・自民党の増税隠しというふうなことが有形無形に響いておるのではないかと感じまして仕方がないわけでありまして、そういう点で、まず冒頭に委員長に強く抗議をしておきたいと思うわけでありまして、

そこで、そういうことでせっかく質問も用意したのでありますけれども、これができないということになりましたので、まず冒頭に労働大臣にお尋ねをしたいと思います。

いま本委員会で審議をされております国家行政組織法の改正施行に伴う関係法律の整理法案というこの法案の中に労働者設置法の一部改正がありまして、これを見ますと、旧法の九条の一項の「婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること」とこの項が削除されておるのであります。これは労働大臣よく御承知のように、この項というのは、昭和二十二年九月に労働省が新設をされ婦人労働者創設されて以来ということであり、まさにこれは原点的な規定であって、これが婦人、年少労働者保護行政の法的根拠になっておる。

〔三塚委員長代理退席、江藤委員長代理着席〕
これが削除されるといふことで多くの婦人労働者は、これは下手をすると将来婦人労働者が解体されるその第一歩ではないかというふうな危惧しておるわけでありまして、これを彼人に質問をいたします

と、すでに中路議員がやりましたように、立法技術の問題であるとか整合性を図ったとか、あるいは新法の四条の三十号にまとめたとか、いろいろ弁解があるようでありまして、やはり私は、こういう原点的規定は大臣の責任でもう一度何らかの措置で復活をさせるべきではないかと思っております。ひとつ労働大臣の御意見を聞きたいと思っております。

○小粥政府委員 先に私の方からお答えをいたします。今回の設置法の改正は、いわゆる従来の局ごとに分掌事務を書いたのを一括する方式をとったために、できるだけ重複を避けるという観点でまとめたということでございますが、かえってそれを個別に書き分けると、たとえば婦人、年少者の保護というものと労働時間、産業安全云々というものと関係はどうか、いろいろ複雑な反対解釈等を生むものから、そういうことで整理をしたものでございまして、決して他意はございません。

○浦井委員 他意があると私は思うから質問をしておるのです。労働大臣どうですか、何かこのことについて。

○大野国務大臣 ただいま官房長からお答えしましたとおり、本意に他意もございませんし、これから婦人労働者の社会進出というのには非常に大きい問題ですから、むしろより一層努力しようと思っております。

○浦井委員 そこで少し角度を変えまして、これは大臣に御答弁をいただく予定になっておるものであります。男女雇用平等法について。いま非常にM E化、O A化が進んでおる。それから、その中で過密あるいは長時間労働が横行しておる。母性保護はむしろ以前よりも非常に重大視されなければならない、こういう時期に来ている。私は、技術革新の中でそうなると思っております。ところが現在、現状を見てみますと、賃金格差はむしろ男女がらつておる、ひどくなっている。あるいは、よくテレビに出ますように、四

の諸君が保険制度をやっていますね。これは、企業主の方も出ずし従業員の方も出ずという形でやっておるわけですね。退職した後もそれと同じようなシステムで健康を保障できるようにシステムをつくりたい、こういうのが私たちのねらいでありまして、そこには当然に企業主負担というものが入ってこなくちゃいかぬわけですね。そこは同じに入ってくるのです。その率をどうせいかこうせいかという議論はあるでしょう。ありますが、そこは同じように入れていこう。それと同時に、現役の諸君がこうやるといいますから、退職者も自分の健康を保障を払わないで人に見てもらおうというのをおかしいのですから、退職者の方ももちろん負担をします、現役の人も負担してやりま

す、こういうことです。それから国保の方は、実は、いままで現役で働いておられた方がやめると国民健康保険に行くわけですが、お年寄りになれば大体において若い方よりは疾病率は高いわけですね。そうしますと、そこでの給付費が上がります。それを今度別建てにするわけですから、その給付費分が抜けます。それでもう一つは、それらの人々をカバーしているような保険料部分というものがあられるわけですから、その部分が多めに抜けますので、それを計算しまして、それだけでは若干保険料率が上がるのです。あと何ぼかは、適正診療であるとかお医者の方、不正、不当の診療を是正するとか診療報酬の適正化だとか、そういったいろいろな形によりましていまの保険料率は上げないようになるといいます。今回の考え方でございます。

○浦井委員 いや、これは保険局長どうです。国保の保険料は、大臣は上げないと言っているのだけれども、私は上げると思うのですが、どうですか。

○吉村政府委員 退職者医療を実施することによって、国保の保険料は一千億減ります。負担がそれだけ減るわけですね。それから、国庫補助率を引き下げることにによりまして五百億の保険料の引き上げになります。その分は私どもは、収納

率を向上するとかあるいは医療費の適正化をするとかいうことによりまして、引き上げをしなくても十分吸収できる金額だということに解釈しております。したがって、いま大臣がお答え申し上げましたように、国保の保険料は引き上げる必要はない、こういう結論に相なるわけでございます。○浦井委員 いろいろなことをやって、とにもかくにも上げないよう努力はしたいということだろと思うのですが、現実にはやはり上がるんですよ。たとえば、努力によってということ局長は言われたのですけれども、収納率なんか五十二年と五十六年と比べると下がってきておるわけですよ。いまでも保険料率が高い、そこへさらにひよつとしたりふえるかもわからぬというようなことで、徴収しに行ってもなかなか払ってくれぬというような人がふえてきておるわけなんです。そういうようなことで、果たしてつじつまが合うのかということをお私に指摘しておきたいわけでありませう。

そこで、これは自治大臣に関係のある話でありますけれども、三・八・五の国庫補助のうち定率部分が多めに減るわけですね。このことは、市町村国保なんかの場合で言いますと、財政的安定性がいまよりもより不安定になるのではないかといいふりになるわけですね。その差し引かれる八ないし一〇%というのは、財政調整補助金みたいなかっこうになるわけでありませうから、そこで、これはひとつ国の裁量で分けるのだというふうなことで、自治体の方で、たとえば老人保健法の場合に見られたように、患者負担を自治体で肩がわりしているところにはこの交付金をやらぬというふうな圧力をかけた実績を厚生省は持つておるわけでありませうから、非常に自治権を侵すような圧力がかけやすくなるのではないかと、どう私に思われるわけでありませう。

ひとつ山本自治大臣にお尋ねしたいのですが、こういうような国保の事業にとって非常に大きな

変革であり改革であります。これについて厚生大臣から事前に十分な相談を受けて御納得をされたのかということ、それから先ほど私が申し上げたように、地方自治権を侵すようなこういう補助金の仕組みの変更、改悪、こういうものについてどう思われるか。私は決して好ましくないと思うわけですね、自治体が住民の意向を聞いていろいろと社会保障、社会福祉の面で単独事業をやられるのはよいわけなんです、こういうものがどうして抑制されるのではないかと、どう思われるか、ひとつ自治大臣にお答えを願いたいと思っております。

○山本國務大臣 国民健康保険というのは財政が余りよくありませんから、医療費がだんだん増高していく中で大変苦しんでいるのであります。そこで、今回の措置は、国庫補助は確かに減るということになっております。しかし一方において、先ほど厚生省からもお話しのように医療の内容についていろいろ改正が行われる、たとえば医療費の合理化を図るとかあるいはいまお話がございました退職者医療制度といったものもやるといふことをいろいろ考えあわせてみますと、これが非常に大きな地方への費用の転嫁になるかというところになってきますと、必ずしもそれほど大きな転嫁であるとも言えない、こういう計算も成り立つのであります。ただ、この医療制度の改正がどういふふうに進んでいくかということ、私どもも、決してその転嫁が起こらないように見守っていきたい、こう思っているところでございます。

○浦井委員 山本自治大臣、事前に十分な相談は受けたわけですか。
○山本國務大臣 概要要求の段階におきまして、事務的にはそれは連絡がありました。
○浦井委員 国保についても一つ聞きたいのですが、先日の当委員会でも厚生大臣は、健保の本人給付八割というふうなことをやりながら、一方で現在七割である国保の給付率を八割に上げたというふうなことを言われたということが新聞で報道されておるわけでありませう、やると

としたら、いつからやられるわけですか。それから、もう一つついでに聞きますけれども、大蔵大臣、果たしてそういうことをやるとしたら財源の手当はどうかされるのですか。
○林國務大臣 お答え申し上げます。
先般申し上げましたのは、現在ではできないけれども、給付の公平化ということからすれば国民一律が望ましい、そのためにはやはりできるだけ早い期間に八割にした方が望ましいということをお私に申し上げたわけでありませう。
できるだけ早い期間にというのは、もう一つ申し上げますならば、要するにバランスがとれなければ上げようといったって上げることができない、こういうことでありまして、医療の方のいろいろなむだを排除するといふようなことをやり、いろいろな訂正をやっているならば、機が熟してくればそういったことがやれるのではないかと、私はこう思っております。基本的な考え方を私は申し上げたところでございます。したがって、財源的にこれをどうするかというところ、この次々といふところでは考えにくい話でございます。いましばらく、プリンスブルを私は申し上げたわけでございます、財源的にどうかという話ではないと思っております。

○竹下國務大臣 いまの厳しい財政状況のもとにおいては、医療保険制度のみならず、あらゆる制度について根柢から見直しを行う必要がある、これは基本です。そうしてまた医療保険制度については、高齢化社会の到来に備えて、制度を安定的に維持して国民に必要な医療を確保していくために、中長期の観点に立つて給付と負担の見直しを図る必要がある、原則的にそう考えまして、とにもかくにも厚生省で一生懸命将来構想についても御検討なすつておるのでありますから、予算ずばりということになれば、その都度の財政状況等を勘案しながら対応するというのが大蔵省としてのたてまえであります。

○浦井委員 増税のない財政再建だということ、

そういう時期でありますから、いみじくも両大臣の御意見では、国保の八割への給付の改善というのはなかなか遠いという感じがするわけです。事実このことを私は指摘したいのですが、ことしの八月七日の日経新聞で、「医療保険の国庫補助60年代半ばに全廃」ということで、大蔵省は厚生省に意見表明をやったというようにございまして、行われておるわけでありまして、国保の給付改善というものは、いまの政府の姿勢ではとてもできないというふうに私は思うのですが、それはさておきまして、この事実はあったわけですか。これは大蔵大臣、厚生大臣どちらでも結構ですが、どちらも言ってください。

○竹下国務大臣 まず、こちらからやります。医療保険につきましては、諸外国においては、そもそも原則として国庫負担は行わない、こういうことになっております。厳しい財政状況から見た場合に、医療保険制度というものに限定するというのみでなく、あらゆる制度について根底から見直しを行う必要がある、こういうことをこれは申し上げておるわけでありまして、したがって、いまの具体的な指摘をなすような申し入れを行う、それはおおがましくありません。

○林国務大臣 お答え申し上げますが、先ほど来申し上げておりますように、私は、昨年から基本的に考え直さなければいかぬということを申し上げておるわけでありまして、医療制度につきましても根底から見直す必要があるという先ほどの大蔵大臣と考へ方は同じなんです。しかし、そうしたことが、新聞に書いてあるようなことが文書で来たというふうな話は、私は聞いておりません。基本的に考え直すという中で私たちはいろいろいろとやっているとございまして。

○浦井委員 そうすると、私が聞くところによりますと、厚生省担当の小村武主計官がメモを持って、メモというのはそのときの、その日の新聞に出ておるものだろうと思うのですが、メモを持って保険局に向いて伝えたというふうに私は聞いておるわけで、それはあなた方は否定されるかも

わかりませんが。要するに、私が竹下大蔵大臣に尋ねたいのは、そうしたら六十年代半ばに医療保険の国庫補助の全廃をやるわけですか。

○竹下国務大臣 国庫負担を原則として行っていないという事実はありますが、そのような問題につきましても、一般論としては、医療保険に限らず根底から見直す時期でありまして、医療保険そのものについて今後の将来構想というのは、これは私がいま予見的に申し上げるべき筋のものではない、こういうふうな思っております。

○浦井委員 予見的に申し上げる筋合いではないということですが、そういうことをやれば、日本の公的医療保険制度というのは全く崩壊してなくなってしまうというところを指摘しておきたいと思う。それからもう一つ、これも大蔵大臣でありますけれども、大蔵省は、いま五万円である医療費控除の足切り限度額を十万円に引き上げる方針だというふうな伝えられておる。これをもしやられますと、病気になるると本当にこれはもう出費が多くなってしまつて、踏んだりけつたりだという声が強いわけでありますけれども、こういうことをやられるおつもりなのかということをお聞きしておきたいのであります。

○竹下国務大臣 重ねて申し上げますように、いま中期にわたる税制全般のあり方、こういうことについては、これは税制調査会であらゆる意見を保持しないで御審議をいただいております。なかならず、今日、本院におきまして各党の話し合いに基づき、議長見解等これあり、それに基づいて精力的に税制調査会の審議が部会等で行われておる今日、いまおっしゃった問題は、一つの個別の問題を指摘した問題でございまして、いましばらくお答えをする環境にはない、こういうふうな御理解をいただきたいと思います。

○浦井委員 五万円に据え置くということを重ねて主張しておきたいと思つておる。それから次は、日雇い健保の廃止の問題であり

ますが、もういろいろと言うのは省きまされれば、一つは、日雇い健保の保険料をかなり上げて、もなかなか収支に欠損が出るということで、厚生大臣、大蔵大臣にお聞きしたいのですが、厚生省は現在の三五%の補助率をそのまま続けたいという意向のようだと聞いておるのですが、せめて国保並みに四五%くらい出したらよいのではないかと、こういう問題と、それからもう一つは、六千五百億円だと言われておる累積赤字というものをやはり棚上げすべきではないか、この二点について厚生、大蔵両大臣にお聞きをしておきたい。

○林国務大臣 お答え申し上げます。日雇い労働者の健康保険制度のあり方につきましては、いろいろ問題があるところは先生の御指摘のとおりでございまして、累積赤字の処理の問題を含めまして、現在、社会保険審議会において御審議をいただいておりますのであります。審議会の検討状況を踏まえて対処してまいりたいと考えておるところでございまして。

いま棚上げ等というふうなお話が出ました。また補助率をどうしろというふうなお話も出ました。が、そういったこともやはりこの審議会での御審議を通じていろいろと御議論があるところだろう、こう思いますので、そういった御審議の結果を待って、これから対処していくべきものではないかということで基本的には対処していきたい、こういうふうな思っております。

○竹下国務大臣 日雇い健保というの、実際問題として本院でもたびたび改正がなされたり議論がございました。この問題につきましては、従来からのいろいろな経緯があつて今日の制度になつておるわけでございますが、この問題は、いま厚生大臣からお答え申し上げましたように、いわゆる社会保険審議会に諮問がなされておるといふ段階でございまして、その答申を受けて厚生省でそれに慎重に対処しながら、そして協議に際するといふ筋道になりますので、私からは厚生大臣のおっしゃる以上の答弁はできません。

○浦井委員 審議会をい立てにして、国会でなかなか答弁をされないわけですか。自治大臣と大蔵大臣、結構です。それで、厚生大臣にお尋ねをしたのですが、いよいよ今後の医療政策「視点と方向」であります。簡単にいえますけれども、これは臨調答申といたしまして臨調答申の方針をさらに一歩進めて、医療なり医療保険の面で、医療供給体制などの面で具体化したものだといふふうに理解していいわけですか。

○林国務大臣 「今後の医療政策」視点と方向」と申し上げますのは、今後の医療改革をするに当たりましていろいろな点を考えていかなければならない、その考え方を御説明するためのメモとしてつくつたものでございまして。

○浦井委員 これを出される前に厚生大臣は、齋藤さんも含めてですか、厚生大臣OBと懇談をされた。これはきわめて異例のことでありましてけれども、このときに厚生大臣の考え方をまとめてメモとして出された。こういうことですね。なぜこういう異例の懇談会を持たれたのか。どういう経緯で持たれたのか。この「視点と方向」というのは、そうなれば林個人なのかそれとも政府あるいは厚生省を代表したものなのか。この点いかがですか。

○林国務大臣 相当大きな物の考え方の変革をするわけでございますから、長年にわたつて厚生行政に大臣としていろいろと御参画された方々の御意見を拝聴しながら物を進めていくというの、一つの礼儀であらう、こういうことで、これは別に正式の機関というのでも何でもありません。全く厚生大臣林義郎個人として、歴代の厚生大臣を個人の資格でお招きを申し上げ、御懇談申し上げ、いろいろの御意見をなごやかならうちに話を聞いてやつていこう、こういうことでございまして、特別にかちつとしたような企画でやつたということではないといふことは御理解を賜りたいと思つておる。浦井委員「この文書は」と呼ぶ。だから、そのときの私がしゃべつたメモとして、先生だつてし

深く全面的に撤回することを要求をして、私の質問を終わりたいと思います。

以上であります。

○林国務大臣 お話でございますが、私は私の哲学で物を申し上げておるわけでございまして、先生の属しておられる党とは私の方の党の哲学は基本的に違うわけでございまして、私の方としては、いまの私の案を撤回する意図は毛頭ございせんことを申し上げておきます。

○金丸委員長 これにて浦井君の質疑は終了いたしました。

○金丸委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として石油公団理事勝谷保君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○金丸委員長 井上一成君。

○井上(一)委員 むだのない行政、国民のための効果ある行政を推し進めていく、これはまさに行政改革の中心的課題であるわけであります。経済不況の長引く中で国家財政が逼迫する。そういう中で、歳入欠陥さらには歳入捻出の一つの議論として、石油税の引き上げ問題がいま持ち上がっているわけであります。

私は、まず石油税引き上げにかかわる政府の見解を最初に聞かしていただきたい。国家財政を確保するという観点からの御見解をまず聞いておきたいと思っております。

○宇野国務大臣 原油価格の引き下げということでは、当然それに課税される税収の減ということでございます。石特会計におきましては歳入の減も来すであろう、こういうふうになっておりま

す。だから、歳入減を来すからすぐにその補てんで増税だ、そういうふうには短絡的に私は考えたくない。このことは先般のいろいろな委員会におきましても申し上げてまいりました。そこには歳入があるからすぐに歳入をそれだけ埋めようというのじゃなくして、まず歳入の面におきましても、やはり歳入そのものが時代に合っているものであるかどうか、今後の見通しを満たすものであるかどうか、そうした点におきまして十二分に検討して合理化、効率化を図っていきたい、そしてそのバランスの上に立って最終的な判断を下したい、私はこう思っておりますが、まだ先生がおっしゃるようによく増税というふうな考えは持っておりません。

○井上(一)委員 わが国のエネルギー資源の長期安定供給を確保していくということは、まさにいま大きな課題であります。そういう意味で、石油探鉱開発等も含めて、いろいろなプロジェクトが各地に繰り広げられているわけでありますけれども、ここで基本的な問題として、石特会計はどういうふうに使われているのか、この点についても最初に聞いておきたいと思っております。

○松尾(邦)政府委員 ただいまの石油特別会計でございますが、五十八年度で申しますと、石油税の収入を主たる財源といたしまして、それを一般会計から繰り入れて歳入に充てておるほか、原油関税を同じく特別会計に繰り入れる歳入構造のもとに、石油対策といたしまして石油の開発、備蓄、技術開発等の石油対策部分、それから代替エネルギー対策部分、大きく分けて以上の二口から成り立っております。

○井上(一)委員 冒頭に申し上げたように、むだのない行政、国民に効率ある行政、これは行政改革の本質であります。私は、石特会計の歳出構造に大きななかりがあるのではないかと、そういうことを踏まえて、非常に理解に苦しむ面がたつきをいたしてまいります。

カナダの北極圏、ボーフォート海域の鉱区を所

有するドーム社、これはカルガリーに本社を置くわけでありませけれども、当初このドーム・ベトロリアム社からわが国に対する鉱区援助のプロジェクトはどのような形で、どんな話で持ち込まれたのか、まずそれから聞きたい。

○勝谷参考人 ドーム北極海プロジェクトに参加した経緯について御報告申し上げます。

五十三年の三月ごろでございますが、先生御指摘のドーム・ベトロリアム社から経団連に対して、北極海における同社が保有しております鉱区での探鉱開発に對しまして、日本側で参加したかどうかというプロポーザルが出されました。その後経団連からのお話もございまして、私ども公団も参画いたしました。二年間にわたる交渉を経たわけでございます。五十五年八月に石油公団とドーム・ベトロリアム、さらに参画いたしましたドーム・カナダ等々を含めまして、資金供与方式によりまして基本的な合意に達しました。五十六年の二月に石油公団と民間の四十四社の出資によりまして北極石油というものを設立いたしました。

この民間四十四社は石油開発会社、精製会社、さらには船会社、さらには商社、この四十四社が入りまして北極石油というものをつくりました。二月十六日にこの北極石油とドーム・ベトロリアム社、さらにその子会社でございますドーム・カナダ社、三社の間で正式な契約調印がなされたわけでございます。

○井上(一)委員 いまお答えがあったように、五十三年の三月に経団連を通しての協力要請があったわけですが、最初はファームアウト方式での経済協力だったのです。ところが、二年後の五十五年三月資金供与方式にこれは変わったわけですね。その理由は何か、そして資金供与方式とファームアウトのデメリット、どちらにどのようなデメリットがあるのか。

○勝谷参考人 先生御指摘のとおり、この北極石油とドーム社との契約は資金供与方式でございます。この中身は、北極石油が探鉱に必要な資金を

貸し付ける、そしてその結果出てきます油についての権利を得るわけでございますが、先生御指摘のように、実は最初はファームアウトという形、従来の探鉱会社が通常やっておりまして鉱区の一部を権益としてとるという方法でプロポーチがあったようでございますが、当時、ちょうど五十五年、六年ごろでございますので、カナダにおいてエネルギー開発に対する国としても相当強力な政策が推進されておりますし、当時のそのチャンピオンでありますドームは、その鉱区の中で油が当たるといふような事実等もございましたから、非常に強気の態度に出てまいりました。

一方日本側は、当時としては、ぜひ近き将来、有望な鉱区でございます北極圏での油を当てる、そしてその油を日本に持ってくるということに非常な希望を持っておりまして、当時としましては、必ず油はなくなる、そして油は当たるといふ前提であったものでございまして、油が当たるといふならばカナダ側が強く要請しております資金供与方式でやたらどうであらうかということ、この方式を採用をいたしました。ファームアウトの方式を採用をいたしました。ファームアウトの方式でも、もし油が当たって予定どおりど

んどん油価が上がるといふ状態でありましたら同じことになったわけでございまして、当時、この四十四社初め、役所の御指導もいただいた上でこの方法を決定したということでございます。

○井上(一)委員 私は日の丸原油をどうしても長期安定確保したいというわが国の焦りあるいは強烈なカナダ側の売り込みというのでしようか、アプローチ、そのことはそれなりに理解をするわけですが、そのことはそれなりに理解をするわけですが、十分な担保がそこに確保されたのかどうか、そういうことにも大きな疑問を持たざるを得ないわけでありませぬ。

それから、二月十六日ですか、その要請にこたえるために北極石油を石油公団が中心となって民間企業も含めて設立をして、資金手当てをしていくわけですね。このときにドーム・ベトロリアムとドーム・カナダとに正式に契約をされたかどうか

か、あるいは資金総額は一体幾ら供与されて、いつ支払われたのか、この点も聞いておきたいと思ひます。

○勝谷参考人 まず契約でございしますが、先ほど申し上げました、つくりました北極石油とドーム・ペトロリアム社、そしてその子会社でございしますドーム・カナダ、この三社の間の三社契約が契約方式でございします。(井上(一)委員)二月十六日ですか(と呼ぶ)締結日は五十六年二月十六日で、発効日が五十六年三月三日ということになっております。そして、金額は四億カナダ・ドルでございします。

○井上(一)委員 さつきドーム・ペトロリアムはカナダが一番優秀な大きな石油会社だというお答えがあったように思うのです。一九七九年資金援助の話し合いがあったとき、そのカナダにおける石油開発会社の一日当たりの生産高、いわゆる産油量の一番大きな規模の会社であったのかどうか、あるいはドーム・ペトロリアム社はどれくらい位置に、いまお答えがあったように優秀な位置づけにあったのかどうか、その点について重ねて聞いておきましょう。

○松尾邦政府委員 ドーム・ペトロリアムの数字、手元でございしますのは八〇年度の数字でございしますけれども、石油、それから天然ガス等ございまして、原油換算いたしますと、生産量では第七位でございしますけれども、確認埋蔵量では第三位、鉱区保有面積では第一位ということでございしました。

○井上(一)委員 私の調べでは、七九年話し合いがあった当時第十九位、決して大きい企業だとは位置づけられないわけです。そのような順位、いわばどちらかといえば低いランクの企業なんです。そこで援助協力の話し合いが成立した。

それじゃ、ドーム・カナダ社はいつ設立をされたのでしょらうか。
○勝谷参考人 ドーム・カナダ社の概要を申し上げます。
一九五八年にアルバータ州の会社法に基づきま

して、ラルタ・ペトロリアムとして設立をされました。その後は、同アルバータ州で小規模な石油ガス事業を運営していた会社でございします。一九七九年に至りまして、ドーム・ペトロリアムの子会社でございしますプロボ・ガス社が一〇〇%出しまして、このラルタ・ペトロリアムを子会社にいたしました。ドーム・ペトロリアム社の孫会社でございします。さらに、これが一九八〇年の十二月に至りまして、ドーム・カナダ社に社名を変更いたしております。そして、翌年の一九八一年の三月にドーム・カナダ社は株主公募によりまして、先ほどのプロボ・ガス社から離れまして、ドーム・ペトロリアムが四八%を所有、そして残りの五二%を一般の株主が持つという形に変わっております。

○井上(一)委員 ドーム・カナダ社はいま言う一九五八年のラルタの系列とどうか、そういう会社を冬眠会社であったのかどうか、そこも私は指摘したいのです。その会社がどういう流れの中で生まれてきたか、私が調べた範囲というよりも、むしろ一九八一年のアメリカのSECを通じてドーム・ペトロリアムの年次報告の中に、一九八一年の三月にドーム・カナダ社を設立したということが書かれているわけなんです。そして、この年、八一年は、ドーム石油にとっても非常に活気のある一年であった。さらには、その系列会社の中でドーム・カナダは、カナダ資本の企業を対象とする国家エネルギー計画が始まったのに対応して、カナダ政府が民族資本、カナダのエネルギー資源確保のための一つの方針、方策として高率の補助をやっているという中で、その対応を受けてこのドーム・カナダは設立された企業だ。

いわば、私から指摘したいのは、わが国が二月十六日、ドーム石油とドーム・カナダと三社契約をしたと言われけれども、そのときはまだドーム・カナダは実質的に設立はされておらずに、何らかの形で、いろいろな会社を経由した流れの中で存在していたかもしれない。しかし、ドーム

・カナダとしては三月である。それが、実質的に効力の発効が三月三日だといまお答えがあった。契約は二月十六日。いわば存在をしない会社であるいはドーム・ペトロリアム社とかかわりのない会社との関係で、三社契約が結ばれている。そういうことを私はこの資料で知ることができるわけでは

これはアメリカがちゃんと年次報告として出された原文であります。これが間違いないのか、あるいは政府、石油公団に正しい、納得のいける資料があるならばぜひ御提示をいただきたい、こう思ひます。

○勝谷参考人 先生の御指摘のような事実は時系列的には存在すると思ひますが、ちょっと御説明をさせていただきたいと思ひます。実は、このカナダ・ペトロリアムが持つ北極海の鉱区、さらにはカナダ・ペトロリアムが持つ探鉱活動をするオペレーティングカンパニーとしてこのドーム・カナダを設立したわけだ。ございまして、ドーム・カナダは従来の仕事を全部やめまして探鉱に専念するということだ。ございします。

さらに、当時カナダ連邦の国家エネルギー計画がございまして、先生御存じと思ひますが、これは一九九〇年までに石油の自給を一〇〇%まで達成いたしまして、その際カナダ資本で五〇%を占めるといふ政策を遂行中だ。そして、このために適格な要件を備えます会社に対しては、最高八〇%までの政策補助をするという政策を推進中だ。ございします。したがって、その政策との対応のためにも、このドーム・カナダをつくりまして、そこでやるという事は既定の方針でございしました。

そして、実はドーム・ペトロリアムが持つ探鉱区とさらにドーム・カナダが持つ探鉱区がそれぞれございまして、その鉱区が錯綜して北極のボーフォート海に存在したわけだ。ございします。したがって、私どもはこの二社の

関係を考えまして、北極海の契約は三社契約にするのが最もいいのではないかと感じを感取ります。そして、そういう契約を進めたという事実がございしますことを御報告申し上げます。
○井上(一)委員 私は三社契約の是非を問題にしているのではない。三社契約をした時点でドーム・カナダ社が設立をされた時点、いまおっしゃるように、これにも、一九八一年三月に設立をされた、このドーム社はボーフォート海の鉱区で探鉱業務を引き受けてやる企業である、ドーム石油は三年間の協定をドーム・カナダと結んで一定の利益を得る権利をお互いに供与していく、こういうことをちゃんと書かれています。

あなた方はこういうことがきつちりと説明できるのかどうか、できないわけでしょう。二月に契約して、三月にこれは設立されている、だから効力があるのか、これに対してあなたの方から、石油公団から、これを御持ちでしょう、私の指摘をされていることにどう弁解をなさるのですか。

○勝谷参考人 先生の御指摘はまさにそのとおりでございします。私も、それを否定もいたしておりません。ただ、先ほどから申上げますように、この前身である会社でございまして、この会社を子会社にして、名前を変えて、そして将来はこれに全面的に探鉱することになっておるので、三社の協定を結ばせていただいたということだ。ございします。

○井上(一)委員 それでは現在のドーム・カナダ社の経営状況はどうなんでしょうか。
○勝谷参考人 実は、わが方と契約を結びましてからしばらく後でございしますけれども、このドーム・カナダがカナダの非常に大きな石油ガス会社の購入に踏み切りました。これは当時、油価が上がるであろうという前提、さらにカナダ化政策はどんどん進むであろうという前提のもとに、借金政策でその会社を吸収したわけだ。ございします。ところが、その後の油価の情勢、需給関係は御承知のとおりでございまして、この思惑がみこ

とに外れたわけでございます。その結果、大変な借金を背負うということになってまいりました。そこで、このドーム社の救済策というものをカナダ連邦政府とカナダの四大銀行が進めているわけでございます。この中身は、それぞれカナダの連邦政府とカナダの四大銀行が五億カナダ・ドルを出してドーム社の転換社債を買うとか、四つばかりの大綱がございます。この大綱の推進を目下図っているところでございますが、なかなかその話がかつかないということで、その話をつけるのが次に延びていって、いまのところ来年の一月まで延びているというのが実情でございます。

一方でそういう状況でございますので、決していい状況ではございませんが、一九八二年が最悪の年で、五千五百万カナダ・ドルの赤字を計上いたしました。一九八三年になりましたは、微々たるものではございますが、まあまあ黒字ということで推移しているのが実情でございますが、背景には先ほど申しましたような大変な借金があるということで、楽観が許されない会社の実情でございます。

○井上(一)委員 いまお答えがあったように、この経営状況はまさに赤字経営で、自転車操業という言葉があります、支払いを延期し延期し、まさにこの会社は破産寸前の状況である。カナダ政府としてもつまずかざるべしから、何とかこれほどどこかへ、カナダ石油にでも吸収合併でもして、何とかかっこうをつけていきたいというような意思もあるのではないだろうか。一応、全般、ドーム・カナダの資金供与をした経緯と現在のドーム・カナダの実情を私は大まかに確認をしたわけです。

じゃ、一体、四億カナダ・ドル、わが国の七百七十億円ですよ。この投資は生かされたのかどうか。人物凍結八百億、あなた方政府は、この金をちゅうちょして、今日まで頑として拒否し続けているわけですよ。片側で、頼りない会社に七百七十億の金をつぎ込んだわけですよ。効果ある投資なのか資金援助なのか、財政再建、行政改革、まさに

この点が私は問題だと思ふ。どうなんですか。この七百七十億円の効果、このことについて、私はそれぞれの見解を聞いておきます。

○勝谷参考人 先ほど御説明申し上げましたが、私どもの四億カナダ・ドルは探鉱資金でございますが、この四億カナダ・ドルを含めまして、カナダサイドでは十億ドルの探鉱投資を進めております。その結果、現在まで、一九八三年九月末でございますが、十八構造、油がありそうな構造十八構造の中に三十の試掘を行いました。そして、目的の深度まで、これは夏しか掘れない条件のところでございますが、目的の深度まで完掘をいたして、テストを終了したものが十六坑でございます。そのうち、十三坑につきましては五油田、一油田はガスと油でございますが、二つはガス田でございます。これを八構造掘りまして、当たっております。しかしながら、三坑道については、掘削の結果、油兆、ガス兆がなく、廃坑にされております。いま、一九八四年以降に持ち込んで作業を中断中のものが六坑ございます。さらには、掘削が障害がございまして目的の深度まで行かないというものが八坑あります。ここらを見ますと、従来の探鉱活動で行われる程度のところは大体やっただという感じがいたすわけでございます。

先生御存じと思いますが、残されておりますこの地球上の膨大な地域としては、この北極が残されております。油価が上がったときのことでございますが、将来油価が上がって需給がタイトになりましたときは、この北極の油田というのはわれわれの将来における重要な油田でございます。技術の開発を待ちまして進めなくてはいかぬ分野ではございますけれども、その意味で、着々と進められてはおりますが、まあそれなりの探鉱活動を進めているということは申せるのではないかと申しております。

○井上(一)委員 七百七十億円のこの資金はどのような分野で何に使われていったのか、石油公団として御承知だと思ふのです。たとえば何キロのパイプラインをブッシュしたとか、いわゆる探鉱

の必要な経費として七百七十億円の資金使途。○勝谷参考人 先ほど触れさせていたいただきましたけれども、カナダサイドの金と一緒にしまして、先ほど申しました北極海、ポーフォートの試掘に使われていたわけでございます。この金の使い方にしましては、実は毎年二回の委員会がございまして、さらにその下にサブコミッティーがございまして、それぞれのところでこういう坑道にこういふふうな掘り方をする、これに金を幾ら使うという提案がございまして、それを一々チェックの上、実は進めているということでございます。

○井上(一)委員 探鉱試掘の資金に使うというのは、四億ドルは当然そのために供与したのですから。その中でどういふところに七百七十億円が消化されていったのか。具体的な資金使途の明細を私はお聞きしているんです。○勝谷参考人 繰り返して恐縮でございますが、先ほど申しましたようにドームの鉱区、北極海のポーフォート海でございますが、その鉱区に対して、十八構造に對して三十の試掘をいたしました。その金に對して一部をその四億ドルで充當したというところでございます。くだいようでございますが、先ほどの委員会といたしまして、さらに私どもとしては、こういう重要な金でございますので、ちゃんとした公認会計士といいますが、そういうもののチェックを経たサーティファイケーションをつけて本件を認めるという形を実はとったわけでございます。

○井上(一)委員 もちろん公認会計士が法的に必要であって会社の貸借対照表というものはつくられていくわけなんです。やはり、資金を供与したわが国が具体的な資金使途について承知をしているのか承知をしていないのか、承知をしていないとすればここで報告をいただきたい。十八カ所に試掘をした、ほとんどがだめであった。では、個々の試掘をした具体例に對して、これは何億、これは何億と言えるのですか。あなた方はそこまでの十分な配慮というか注意というか、そこまでの

きつちりとした確認はしてないのじゃないですか。この金は貸しっぱなし、行きっぱなしだ。○金丸委員長 もう少しきちんとした返事をしてください。

○勝谷参考人 いま先生のおっしゃいましたように、この北極海、ポーフォートの探鉱に使ったことはそのとおりであるとおっしゃっていただきましたが、まさにそのとおりに使ったわけでございます。そして、現地のカナダサイドが支出をして、この金はここというふうな細部のところまで逐一全部おまえたは把握しているかということになります。これは、先ほど申しました年二回の委員会とさらにはサブコミッティーでそれぞれのこれをアグリゲートした一つの資料が出るわけでございます。これをわが方としてはオーライズしてございまして、これをわが方としてはいやうことになれば、これはおっしゃるとおりでございます。先生がおっしゃるような逐一全部やっていると申しております。残念ながらそこまでするほどの体制をとっておりません。

○井上(一)委員 それでは、石油公団は、主体的に取り組んでいる北極石油ですね、現状において北極石油のこのプロジェクトに対する対応はどう考えているのか。どのように対応していこうとしているのか。○勝谷参考人 先ほど来申し上げておりますが、私どもとしては出発の時点で関係者と十分相談をいたしました。技術評価、経済評価をいたして進めたわけでございます。当時は最善の努力をいたしましたけれども、その後先ほど申しましたヘッドソンのオイル・アンド・ガス会社という巨大なガス会社の買収のために超積極的な経営路線を遂行いたしましたので、それが時勢に對してきまきま見えてきた。その結果、現在の時点でこれを見ます限りは、必ずしも満足すべき状況ではないという残念な状況でございます。

私どもとしてはこれらの実態によく対応するために、会社も当時はどんどん試掘を進め、油田の開発を進めて、少々高い油でも売れるという前提

でございますが、そういうことがとれませんでした、しばらくの間は会社をスリムな体制にいたしました、少数精鋭で天下の大勢が好転する時期を待つという状態をとるべきではないかという考えを持っております。その体制をどうするかというところは目下検討中でございます。

○井上(一)委員 技術評価の見通しの甘さ、そういうことも含めて体制をスリムにしたい、これは当然だと思っております。行革の中でこれこそまさにスリムにし、全部まる裸にすべきじゃないか。さらにはこのことについての責任問題も私は生まれてこようかと思うのです。八七年には原油が手当てできるといふ契約でしよう、時期を待ちたいなんて言って、ここ三年や五年でそんな見通しをいままなた持てるのですか。これはきょう一日の議論じゃありませんよ。国家財政を再建していかなければいけない、行政改革をやらなければいけないという、これは中曾根さんの一つの大きな政治公約ですよ。国民に小さなことを押しつけてむちやくちやなことをやっている反面、こんなところで七百七十億の金が死んでいるのです。僕はこれを反省してもらいたい。こういうことがいまの石特会計、大蔵大臣もいらっしやるけれども、私は裁出構造の理解に苦しむ不可解な一つの象徴的な具体例として持ち上げたわけですよ。

率直に言ってこれは失敗だ、このプロジェクトは失敗でありました、そういうことをここできちりと公団は国民にわびる気持ちでお答えをいただく、そのことがあしたからの前進というか取り組みにつながると思います。私はその点をここできっちり聞いておきたい。きょう一日限られた時間の中で何としても改めてもらいたいという私の気持ち、熱意がこの質問になったわけですよ。どうぞ率直な見解を重ねて聞かせていただきたい、こう私は思います。

○勝谷参考人 ただいま先生御指摘の点を肝に銘じまして、スリムな体制をとるべく行政官庁の御指導もいただきながら、相手はまた株式会社でござ

いますので、それに対する的確な対応をとらせていただきます。それについてお答えを申し上げます。

○井上(一)委員 まあ勝谷理事も立場があつて非常に答弁が苦しいだろうと思えます。しかし、少なくとも失敗したよという私のこの指摘、そのとおりにまじめに受けとめますか。もう一度重ねて、大変失敬だけれども、失敗でしたか……。

○勝谷参考人 現時点に立ちます限り、残念ではございますけれども、非常に問題のある対応をしたというところは言えるのではないかと思っております。

○井上(一)委員 勝谷理事は、公団として答弁のできる限界ぎりぎりいっばいでいませう。それだけです。私はまさにこのことがむだ遣いの親方日の丸の最大公約数だ、こう思っているわけですよ。地方自治体の問題等もいろいろなことが指摘されますよ。

今度は国家財政のふところを預かる大蔵大臣、こんな事実、こんなことはやはり改めなければいけないし、再点検をしていかなければいけない、こんなことがまさに行政改革の中心に置かれなければいけないと思うのですよ。いかがですか。大蔵大臣のいまのプロジェクトに対する私の質疑を通してお感じになったこと、さらにこれからどう取り組んでいくかという決意も含めて聞いておきたいと思えます。

○竹下国務大臣 私もいまの問答を聞きながら、探鉱事業というものは大変にむずかしいものだとお感じになります。しかしながら、財政改革の進め方の基本として、特会などというものは歴史的経過、そのときの必要性に応じてできたものであると思っております。しかし、そういうものもその制度、施策の根源にさかのぼって洗い直せというものが今日の財政改革に当たっての基本方針でございますので、この個別問題に対する見解は別といたしまして、そのような姿勢で対応していかなければならぬ私の立場であると深く認識をいたしております。

○井上(一)委員 余り時間がありませんので、私にここで検査院にお尋ねをしておきたいと思っております。

いまの質疑を聞いていただいて、会計検査院としてこのドーム・カナダ、ドーム石油に対する資金供与の事実関係を承知し、あるいは具体的な調査に入られたのかどうか。もし入られてないとするならばその調査にぜひ入ってほしい、調査をしてほしいと私は思うのです。このことを調査せずして国の財源確保なんて考えられませんか。そういう意味で会計検査院の取り組みを私はここで聞いておきたい、こう思っています。

○磯田会計検査院説明員 ただいま伺いました北極石油株式会社につきましましては、私も本年も石油公団担当者からいろいろな話は伺っておりますが、まだ所見をまとめる段階に至っておりません。伺いますと、非常に真剣に取り組まなければならぬ問題である、そういうふうには承知いたしますので、その点を念頭に置きまして今後の検査を進めてまいります、そういうふうにご意見を伺います。

○井上(一)委員 いまのお答えは調査に着手して事実関係を明らかにしていく、こういうことで理解してよろしいでしょうか。

○磯田会計検査院説明員 はい、そのように理解していただければ結構でございます。

○井上(一)委員 ここで、いままでの質疑の中で、このプロジェクトに対する通産大臣の所見を聞いておきたいと思えます。

○宇野国務大臣 事の経緯並びに現状はいま公団側から説明したとおりで、問答の内容も私、静聴させていただきます。今後の問題に關しては、私自身も極力仰せのとおりのお趣意を踏まえて、成果あるように対処していきたいと考えております。

○井上(一)委員 一応この問題は、不明朗な歳出と言っているのか、あるいは甘い歳出、そういうことでの再点検ということ、具体的な私の指摘したこの問題について、今後調査を待つてさらに私にお尋ねを続けたい、こういうふうに思っています。

余りあと時間がありませんので、もう一点、厚木基地の問題、このこともいかに歳出を抑えて歳入を効率よく運用していくかという行革の精神で、そういうことからとらえて私は聞いておきたい、こういうことであります。

防衛庁長官は八月のたしか十九日か二十日、アメリカを訪問されて、ワインバーガー国防長官との話し合いの中で、いろいろ厚木基地の問題が話題になったわけでありませうけれども、その代替基地として硫黄島が云々されているわけですよ。それで、硫黄島ではいろいろの問題があるから、さらにどんだん本土に近づいてきて、八丈島あたりとかいうことになるのか、そんなことは決してよろしくないのだけれども。あるいは浮体工法等も議論の対象になっているわけでありませうけれども、この厚木基地の代替基地を防衛庁ではどのように受けとめているのか、あるいは必要なのか、そしてそのことにおけるわが国の国家財政の歳出はどれくらいに予定をいらっしやるのか、この点について聞いておきたいと思えます。

○谷川国務大臣 厚木飛行場におきます米軍艦載機の夜間発着訓練に伴ういろいろな問題を解決しようとして、目下懸命に努力をいたしておるわけでございます。

一つには、この発生いたしました騒音緩和を図るために他にも訓練の実施ができる施設を見出す、あるいはその方策を調査検討するために、現在関東地方及びその周辺を対象といたしまして、既存の飛行場について所要の発着訓練ができるかどうかの調査、あるいは陸上飛行場の新設について適地があるかどうかの検討をするための調査、あるいはもう一つ、特にこの厚木周辺の地元からの提案もございましたのですが、海上に浮体飛行場を浮かせて、技術的、経済的、社会的な見地から実現性があるかというふうな検討をするための資料の収集などにつきまして、五十八年度予算

で調査費を計上いたしました。目下鋭意検討中ですが、実はまだ、ただいまこの時点におきまして、しからば具体的に何らかの成案が得られておるか申しますと、実は目下各般の調査を続行中というところでございます。その点につきまして、最後にお尋ねのありましたような、あとのくらしい国費をつぎ込むのかというような意味の、実はまだそのずっと手前の調査をいままやっているさなか、こういうことでございます。

○井上(一)委員 それじゃ、一部報道されている硫黄島を視察した、代替基地としての対象にですね、このことは調査の段階として事実なんですか。

○塩田政府委員 お答えいたします。この厚木の問題が発生しましたのが、そもそも現在米軍が三沢と岩国と厚木を使ってやっています、それが三沢と岩国では遠過ぎるということからこの問題が発生しまして、米側は関東、その周辺でないか、こういうことでございまして、そもそも硫黄島では三沢の倍以上ございまして、距離的に大変困難でございます。そういう意味で、私も、米側と正式に硫黄島かどうかという検討をしたことはございません。ただ、米側としまして、一応見ておこうというところで行ったことは事実でございます。

○井上(一)委員 私は、いま厚木の基地周辺に住まいをされる方々の実情ということも十分踏まえた中で、むしろ基地反対の立場でありますから、新規事業として多額の資金を必要とするような事業への歳出というものは大いに見合わせるべきであって、むしろそういう点についてはここで強く再考を要望しておきます。とりわけ、役所が先に物事を決めて、国民はその後にやむを得ずしよることなしに引張られていくという、こういう物のやり方についてはどうも理解ができません、その点もあわせて、防衛庁が独断、独走しないように、そういうことを警鐘を鳴らしておきます。

最後に、歳出の問題で、非常にこまかいことかも

わかりませんが、一つずつ見直しをしていくのだ、そういう時点に立つと、私が前々から指摘してきた一つは、国有財産の貸し付けの問題でありまして、適当な賃料を、使用料を徴収していただく。そのことが積もって国家財政が安定して財源が確保できる。

きょうは具体的に会計検査院に、羽田空港の土地使用料について聞いておきたいと思うのです。羽田空港の土地使用料については何点かの疑点を私も決算委員会でも再三申し上げてきたわけですが、当時の運輸大臣は、答弁に立って、直接関係者を呼んで調査をしたい。私は、調査をなされたとは思いますが、今日までまだその使用料に対する取り組みの修正がなされていません。

○秋本会計検査院説明員 お答えいたします。空港の土地使用料は、相続税課税標準価格に一定の率を乗じて算出する、そういうことになっておりますが、東京航空局で東京国際空港の土地の使用料の算出に際しまして、所轄の蒲田税務署より空港内の路線価図の提出を受けておりまして、この路線価を集計いたしまして、路線数で割りまして、算術平均値を求めまして、これを相続税課税標準価格として、平米当たり一律の使用料で土地使用料を算出しております。しかし、路線価にも相当の高低のばらつきがありますので、このような方法で計算いたしますと、個別的には必ずしも適切な価格が算出されないという考え方もありまして、これに對しまして、現在当局の意見を徴するなどいたしまして検討を進めている段階でございます。

○井上(一)委員 いま検査院としては、いわゆる運輸省の算術平均した使用料では少し考え方で問題があるのではないだろうか。運輸省が年間約二十五億円ぐらいの使用料収入があるわけですから、もし見直しをすることによってこれが三億——会計検査院の積算のなか大蔵の積算な

のかちよつと私はわかりませんが、年間三億円前後の増収が図られる。運輸大臣、やはり適正な使用料、私は高い使用料と言っているわけじゃない、適正な使用料を徴収していくべきではないだろうか、こういうふうな思っている。いかがでしょうか。

○長谷川國務大臣 あなたが羽田の使用料について御発言されている記録は全部拝見しております。おっしゃるとおりでありまして、その中身がどうかというところは私もよくわかりませんが、それは後で事務当局から説明させていただきます。ちょうど五十九年度は改定期ですから、そういうときに一斉に作業するように指示してあります。

○井上(一)委員 大臣、そのことによつてまたテナントが使用料、いわゆる賃料としてはね上がるようなことのないように、たとえばいま原価百六十円なら百六十円のビール小瓶を三百八十円と売っているわけですね。ところが、そうだからといって四百五十円にも五百円にも売られたら、利用客が負担増になるわけですね。私の言いたいのは、やはりきちとすべきだ、正しい評価額で使料は取るべきであると思う。さらに、そこで商売をする、たとえば同じものでも空港ビルディングの系列会社が売っているものは、テナントとして入っている系列外のそういう業者が売っているものよりも高い、具体的にこういうこともあるわけなんです。私は、すべて全般にわたって見直して、とりわけ羽田空港における疑問点が余りにも目につくので、これはきちとちとそういうところまで気を配った、そのことが国民に對する効果ある行政であり、そのことが本場の行政改革なんです。

臨調における答申に、あなた方は心やすくすぐに金が必要だと思つたら国民から取る、こういう考え方に、発想に立つことは、私は反対であります。そういうことに立つことは、私は頑として受け入れられないから、そういう意味で、むしろ政府側で見直していくべき数々の問題点を再度再点検をしていく、そういう姿勢に立つて行政を効

率よく、効果ある行政を推し進めていただきたい、こういうふうに思っています。

最後に、行政管理庁長官から、私の質問すべてをお聞きをいただいて、所感を承って、私の質問を終えます。

○齋藤國務大臣 個別的な問題について私、余り詳細を承知しておりませんから何も申し上げることがございませんが、やはり官庁であろうが公団であろうが、それぞれの携わっている業務については常日ごろ見直す、点検をする、そして反省すべきものは反省をするということが一番大事であるということを感じました。

○金丸委員長 これにて井上君の質疑は終了いたしました。次に、伊賀定盛君。

○伊賀委員 文教行政について伺いたしたのであります。最初に、臨調最終答申における文教関係が、省庁内部部局、附属機関等の整理合理化、特殊法人の整理合理化、補助金等の整理合理化、公務員制、以上四つに大別されておるのですが、まず、特に今回の審議の対象になっております内部部局の問題についてのメリット、デメリットについて伺います。

○面崎政府委員 ただいま先生のお話しの臨調答申の具体化としての本省内部部局の整理の問題でございますが、まず第一点といたしましては、従来初等中等教育局は十課編成でございまして、教育内容及び教員組織、いろいろと指導問題、それから諸条件の整備とあわせて仕事をしておたわけでございます。この点につきまして指導内容を中心とした初等中等局以外に教育助成局というものを設けまして、教育助成局において教育諸条件の整備を一体的に遂行しようという点についての改正案が第一点でございます。それから第二点は、高等教育の一体的な遂行をやつていきたいというふうなことで、従来大学局でやつておりましたものと管理局でやつてお

したものを統合いたしましたして、高等教育局というものを設ける、高等教育に関する行政の一体的な遂行を図りたいというのが第二点でございます。これらの大きな改編に伴いまして、従来ございました管理局を廃止するというふうなところが今回の内部部局の改編の大きなところでございます。以上でございます。

○伊賀委員 いま伺いますと、確かに運用上の妙はあるかもしれませんが、人、金等々から見る限りのメリットというものは何にもないですね。

○面議政府委員 まず定員の問題でございますが、定員につきましては第六次の定員の削減計画というのが進行中でございます。この第六次の定員の削減計画に基づきます五十九年度の定員削減については四十三名でございますが、内部部局、所轄機関を含めてやることにいたしております。

ただいま申し上げました組織の改編に伴います定員の異動につきましては、振りかえ等を主といたしまして、改編に伴う定員の増減はない次第でございます。

○伊賀委員 そうしますと、従来は法律事項であったものが政令に変わるだけですから、言いかえますと国会にかけなくてもいい、こういうことになるわけですか。そうすると、ごく結論から言いますと、今後どうせ予算を伴うものが出てきますから、予算を伴うものは国会で審議します。そうしますと、予算だけは決めなさい、中身は文部省に任しておきなさい、こういうことです。そうすると目隠しをしていていい、こういうことになるわけです。知らしむべからず寄らしむべし、こういうことに結論としてはなりますね。これは大臣に。

○瀬戸山国務大臣 今度の局等の設置について改正案を出しておりますのは、これは単に文部省だけのことでないわけでございます。基本的な事項を法律でお決め願っております、その中の運用に

ついて局等をいかにした方が時勢の推移に対応するか、こういうことを考えてやるといいうことになるわけでございます。だからといって、勝手気ままに、でたらめに実情に合わないようなことをすると私は私も考えておられないわけでございます。

○伊賀委員 したがって、私も今度の法案に反対する理由はこら辺にもあるわけですからね。その次に伺いたいのは、補助金等の整理合理化が幾つか出ておりますが、これは全部お答え願いますと時間がかかりますから、まず一つは、学級規模の四十人学級の問題、それから義務教育費、いわゆる教科書の無償制の問題をこれからどう扱うか、それから教職員の定数と給与について、民間と同様の業務を行うものの民間委託を、今後何をどう民間委託に持っていくとするのか、それから授業料、これは国公立学校、特に高等学校は大変大きな影響があると思っておりますが、それから私立学校、それから奨学金の有利子制、返還免除制の廃止、社会教育の民営化、民間委託等が臨調で指摘されておられるわけでありまして、それを文部省は五十八年、五十九年の予算の中でどう対応していくとするのか、お答えを願いたい。

○高石政府委員 まず第一は四十人学級の問題でございますが、四十人学級につきましては、五十七年度から五十九年度までの第五次五カ年計画については国の財政状況を勘案して対処する、これを踏まえまして五十七年度から五十九年度までの間の教職員の改善増を抑制しているわけでございます。具体的には、四十人学級につきましては五十五年、五十六年と実施してまいりましたけれども、その後の増要員につきましては三年間抑制をするというところで、現在四十人学級に必要な定員につきましては学年進行の部分について予算を計上していくというところで、五十九年度もそういうような考え方に立っているわけでございます。

それから、一般の教職員の配置率の改善でございますが、これも全体的に抑制をするということですが、必要最小限の研修等の定員であるとか、特殊教育関係に従事する先生方の内容につきましては必要な改善をお願いしているわけでございます。しかし、これは五十五年から六十六年までの十二年間で全体計画をセッティングしておりますので、その全体計画は動かさないといいことで、財政の厳しい期間内においてそういう対応措置をとる、こういう形で基本的に考えているところでございます。

それから、教職員の給与につきましては、国庫負担金の精算に当たりまして国並みの給与水準を限度とするように極力抑制するという趣旨の指摘がなされているわけでございます。これにつきましては、現在の義務教育国庫負担法のいわゆる限度政令によりまして、国の給与水準の例に準じて教職員の給与の抑制を図っていく、こういうような対応をとっているところでございます。

また、教科書の無償給付につきましては、約四百六十億今年度でございますが、来年度もこれを引き続き継続していくということで、大体四百六十億前後の金を予算要求しているという状況でございます。

○伊賀委員 教科書を、五十九年度はそうですが、六十年年度は有償にするんでしょう。瀬戸山国務大臣 教科書の無償制度の問題につきましては、御承知のとおり臨調の答申は教科書無償制度の廃止等を含めて検討しろ、こういうふうな趣旨になっております。

これにもいろいろ意見があるわけでございますが、私も私としては、これは初中教育の、基礎的教育的根本の方針である、憲法の二十六条を持ち出すまでもなくこれは無償であるべきであるという立場をとっておりますが、まだいろいろ意見がありますから、もう少し検討しようというところになっております。最終決定はまだできませんので、先ほど申し上げたように、五十九年度は無償の方式で概算要求をしている。私も私としては無償制度をとるべきであると考えております。

○伊賀委員 後ほどこれは触れたいと思いたすのが、結論として、五十七年度の予算に比べて、新聞は、福祉、教育切り捨て、防衛費突出と報じておりますね。去年に比べて五十八年度は教育費が五百十億減っていますね。これをお認めになりますね。

○瀬戸山国務大臣 御承知のように、国家財政は国民の負担でございます。それが全般的に非常に窮屈でありますから、むだというものはないと思っておりますけれども、むだと思われるものではないと思っております。あるいは多少がまんのできるだけ整理をする、あるいは多少がまんのできるところはがまんしてもらおう、こういうことで抑制をやっておりますことは事実でございます。

○伊賀委員 次に、少年非行の問題と絡みまして、五十七年の警察白書がこう指摘しておるんですね。「少年非行は、昭和二十六年、二十九年に続いて、現在は、戦後第三のピーク形成期にある。五十五年には、刑法犯少年が戦後最高を記録したが、五十六年には、これを更に上回り、また、全刑法犯検査(補導)人員に占める少年の割合も五割を超えているなど、戦後最悪の状況となっている。」と指摘しておられるわけでありまして、この警察庁の指摘、第一のピークが二十六年で、第二のピークは三十九年、第三が五十七年、これを文部省の戦後制定された法律を順次考えながら考えてみますと、確かに少年非行の時代的な背景が出てくるのです。

まず時代的に見ますと、昭和二十二年に教育基本法と学校教育法の二つが制定された。二十三年に教育委員会法が制定された。二十四年に教育公務員特例法、義務教育費国庫負担法施行令、文部省設置法、教育職員免許法が公布になった。敗戦から二十四年までを文部行政、文部行政から見ると、戦前の天皇制中心の縦の道徳から、新しい教育基本法ができて横の道徳といふことになってきたわけですね。大臣、これはお認めになりますか。

○伊賀委員 そこで、第一のピーク二十六年が出てくるわけでありますが、その前の年、二十五年の六月二十五日に朝鮮戦争が始まりますね。二十六年の二月七日に天野文部大臣が衆議院で静かな愛国心を説いた。静かな愛国心、朝鮮動乱、こういうものを背景にして、二十七年の四月二十八日に平和条約が発効しておる。そして、同じく二十七年の六月六日にいよいよ中教審、中央教育審議会が設置される。二十八年の七月八日に教育の中立性維持の通達が文部省から現場に流される。

〔津島委員長代理退席 江藤委員長代理着席〕

そして、二十九年の三月三日に衆議院の文教委員会で「偏向教育の事例」の資料等を提出して、日教組との対決が強まってくる。六月十三日に教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法が施行される。三十年の六月二十四日に教科書政策が強化されてきて、従来の教科書からだんだんと国家統制の方向に強まってくるわけですね。

昭和三十一年の六月三十日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が公布されて、いわゆる教育委員の公選制が廃止になって、あわせて任命制に切りかわっていく。三十三年三月十五日に教育課程審議会から答申がありまして、いわゆる道徳教育の特設を盛り込まれていく。三十三年の九月六日に道徳教育講習会が始まりましたが、日教組が激しくこれを拒否して十分な効果が出なかった。三十五年の一月十九日に日米新安保条約が調印され、御承知の六〇年安保というものが出てくるわけでありまして。

そして、三十五年の七月十九日に池田内閣が成立いたしました。いわゆる所得倍増論、高度経済成長に入るわけですね。三十六年に例の全国一斉学力テストが実施される。三十八年に経済審議会から「経済発展における人的能力開発の課題と対策」の答申がありまして、三十八年の十一月十六日に第一回の能研テストが実施される。そして、この能研テストは四十三年で中止になる。文部省の制定された法律をいま申し上げてきた

わけでありまして。だから、第二のピークの昭和三十一年というものは、教科書の国家統制、それから中教審のもろもろの提言、所得倍増、能研テスト、道徳教育の特設等々が背景になって第二のピークが生まれているわけでありまして。道徳とか日米平和条約というようにもの上に財政至上主義が重なって出てきた、こう解釈していいですね。

○瀬戸山國務大臣 青少年の非行問題は、歴史的には先ほど御指摘になりましたような経過をたどっておりますが、いま伊賀さんが御指摘されましたような諸制度の改革が直ちに青少年非行の直接原因であると私も考えておりません。

これは戦後の混乱の中で、お互いあの当時のことを言いますと、それは大変な社会経済の混乱の時代でありましたから、そういうことも影響しておるでしょうし、その後経済発展に伴って、残念ながら人間の欲望が高じて物質万能主義的になってきた。したがって、人間社会のマナーといえますが道徳といいますが、そういうものを忘れがちになってきた。そして、経済の発展に伴って家庭が昔のような状況ではない、子供をよく見るとまがなというふうな家族関係ができてきた。そういういろいろな状況が重なって一つの波をなしておると思っておりますが、先ほど御指摘のことが直接直ちに原因になっておるとは考えておりません。

○伊賀委員 そうしますと、大臣は現在の少年非行の背景、何が原因だとお考えですか。

○瀬戸山國務大臣 私はいろいろ原因があると思

います。まず、本人の、青少年といいますが、素質にも原因がある。同じ環境の中で全部同じ非行をするというわけじゃございませんから、やはり素質にも関係がある。あるいは家庭の教育能力の低下といいますが、そういう状況も関係がある。あるいは客観的な社会経済の発展に伴って、まだそれはいいですが、こう言ってしまうと失礼でありますけれども、常識が必ずしも発達していない段階で、いろいろな社会的な誘惑が、人間は欲望の動物でありますか

ら、どうしてもそういう点がある。一面また、学校においての教育の指導力が足りない。こういう点が折り重なってきておる。でありますから、そういう点をいろいろ分析をして、簡単ではありませんが、せめて、対策を立てていかなければならぬ。道徳と申すとすぐ妙に言われましても、やはり人間共同社会におけるルールといいますが、そういうものもおおざりにされてきた一面がある。問題は、子供の自制心が非常に不足するようになった。自立心が不足するようになった。物の豊かさに応じてしんぼう強さがなくなった。いろいろな原因が私はあると思っております。そういう問題を分析して対応を進めていかなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○伊賀委員 それで、第三のピークの五十七年、いま私は三十八年までの点を申し上げたのですが、続いて、四十一年に中央教育審議会から「期待される人間像」、「後期中等教育の拡充整備について」が答申、四十六年六月十一日に中教審から「今後における学校教育の総合的な拡充整備のた

めの基本施策について」が答申、四十九年二月に教員人材確保法が公布、そして六月一日に教頭法制化法が公布、五十年の十二月二十六日に主任制が公布、五十一年十二月二十八日に教育課程審議会がゆとりと充実の教育課程基準の改善について答申、五十三年の十二月に四十人学級が、当時の日教組の委員長榎枝さんと大臣のトップ会談で約束された、こういう経過がずっとあるわけですね。五十四年の一月十三日に公立大学の第一回共通一次試験、そして五十七年に第三の少年非行のピークが出てくるわけですね。

ですから、第三のピークというのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、高度経済成長で物に豊かになりましたが、逆に心、精神面の貧困といえますか、そういうものが出てきたのと、学校の管理体制の強化、それから受験体制——当初の青少年の非行、暴力というのは高等学校に出ましたね。最近では中学で、だんだんと低年齢化してお

るわけですが、その背景というのはやはり受験体制にあるわけで、いま偏差値教育、高等学校はそれぞれ普通高校、職業高校ありますけれども、もうすでに中学校当時の偏差値によって、おまえは偏差値がこれだからこの普通高校に行きなさい、おまえは偏差値がこれだから農業高校に行きなさいといふことで輪切りにされて配分されるわけですね。したがって、高等学校に行つた生徒といふのは一種のあきらめといえますか、わしはもうこの学校しか行けないのだということ配分されておるから、まああきらめでしょう。したがって、高等学校の非行問題が最近では出てこなくなつた。いまは中学生といふのはこれが混在してありますから、しかも、偏差値の高い者はよくできるといふことは中学生も知っておりますから、そういう偏差値教育、輪切り教育が今日の非行、暴力の背景だ、こう考えますが、大臣、どうでしょう。

○瀬戸山國務大臣 いわゆる偏差値は、専門家が統計的にその人間の能力を大体見きわめよう、こういうことでできた制度のように承っておりますが、それによつて、こういうところに適性がある、こういうところに適格である、こういうい

ゆる進路指導といふことに使われておるようには思いません。私は、いま偏差値の問題、それから入学試験の問題、こういう問題がやはり青少年の精神状態に相当な影響を与えておる、結局、これが全部じゃありませんけれども、青少年の非行にかかわりがある、こう思いますので、こういう問題も含めてもっと再検討をしなければならぬ、こういうことをいま検討しておるわけでございます。

○伊賀委員 そうすると大臣、この間、六・三・三制の見直しの論議がありましたですね。いま大臣のおっしゃることは、その六・三・三制の学制の改革も含めて考えておる、こういう御趣旨ですか。

○瀬戸山國務大臣 先ほど来お答えしておりますように、教育問題は、いろいろな欠陥といふことが問題があるわけでございますから、それはただ

一、二の原因ではない、いろいろな原因が錯綜しておるといふ観点から、簡単ではございませんけれども、全部を洗い直して見る必要がある。受験制度も教科の内容も、あるいはいまおっしゃったような学校の制度そのものにも欠陥があるという指摘もありますから、そういうことを洗い直してみよう、こういうことで、御承知のように中央教育審議会でも検討願っておりますし、また、文部省内ではそれらの問題についてのチームをつくって、いま現在検討を進めておる。どういふ結論が出るかは、これからもう少し時間をかけなければ最終的な結論は簡単ではございません。

○伊賀委員　そこで、もう一度返りますけれども、主任制の問題です。

主任制が五十八年度の予算に、対象人員十六万人、予算三十九億円。これは二分の一ですから、地方団体がちょうど三十九億円あずかっているわけですね。七十八億。これは大臣も御承知のとおり、学校の先生方は主任手当は要りませんと言っておられるわけですね。財政再建で国に金のない時代ですから、この際ひとつ——もう一方が要らぬ言うておるのに、要らぬ者に文部省は、いや、どうしても取れ、こう言っておるわけですね。主任制の実施状況はどうなっていますか。

○高石政府委員　まず、主任制度は四十七都道府県で制度として全部確立されております。それから、主任手当の支給につきましては五十二年以来行われて、県によってその手当の措置ができた遅い、早いがあるわけでございますが、現在の時点では主任手当について全部支給されているという状況でございます。

ただ、その支給されている手当につきましても、給与と一緒に主任手当も支給するわけでございますが、受領した後に、主任の中では、その一部を組合の運動方針に従って返上闘争というかプール闘争をやっているわけでございます。そういう形で、これは正確な数字はわかりませんが、全体の二割程度の金額がそういう形でプールされている、こういうふうに了解しているわけでございます。

います。

○伊賀委員　実施状況はわかりました。

大臣、いま言いますように七十八億、これは五十九年度予算では廃止する御意思ありませんか。

○瀬戸山國務大臣　廃止する考えはございません。

○伊賀委員　大臣の言うことはよくわかる。いま言いますように、これは行き違いになりますけれども、まず教科書から申し上げますと、「戦前の教育は教科書中心だったが、新しい教育では教科書が絶対的権威を持つものでなく、学習の興味を起させ、問題解決のための資料を提供する参考書の性格の強いものとなった。教育で大切なことは、各学校が児童や生徒の実態、地域社会の実情に応じた指導計画をつくり、これに従って教科書を使いこなしていくと考えられるようになった。それにしても、しばらくは教科書の超国家主義、軍国主義的な記述を濃く消した黒塗り教科書」云々、これはあるところの文書でありますけれども、これが戦後の平和教育の出発点であったわけですね。それが、いま教科書の改ざん問題等があらりましたけれども、国家統制がだんだんと厳しくなつて、さつき言いましたように教頭の法制化、主任制の強化等々で学校の管理体制が厳しくなりますね。

そうすると、現場の先生は生徒の方の顔を見るのじやなしに、やはり主任さんや教頭さんや校長さんや、そして公選制の教育委員会、教育委員制度が廃止になって任命制の教育委員、これは県の教育委員も市町村の教育委員も、県の教育委員なら、さあこの次に知事さんに任命してもらえんかどうかというところで、生徒の方を向くよりもむしろ知事の考え方、上を見て仕事をなさる、市町村の教育委員も、学校の先生方、現場の先生に関心があるのではなしに上を向いて仕事をなさるといふような管理体制ですね。むしろ、先ほど申し上げましたように第一のピーク、第二のピーク、第三のピークとこう発展してきておるわけですか。しかも、幸いなことに学校の先生方は要らぬ

と言うのですから、これは国費のむだ遣いになつて、これは押しつけてですね。私はそう思います。が、どうでしょうか。

○瀬戸山國務大臣　教育は、小さな子供からある程度の標準的な常識を与え、そして判断能力がつかまされた以上は、それ以上はみずからの判断でいろいろの経験をし、勉強を進めるわけでありまして、白紙の状態からの児童生徒について、たとえ義務教育あたりはやはり標準的な教育をすることが本人のためにも社会のためにもなる、自由気ままな教育では社会のいい姿はできない、私はかように考えますから、やはりある程度の、いわゆる現在の検定制その他のことは必要だろうと思つて、従来のような固定教科書というふうなもの、これは選ぶべきでないと思つて、その間に選択の余地のある、ある程度パラエティのある、しかも標準的な教科書、こういうのは必要であらうと思つてます。

それから主任制度、先ほど実施状況は局長から御説明申し上げたとおりでありまして、それに反対する人もおられるようでありまして、義務教育というものは国民の子供を国民の考え方で教育してもらつたわけでございますから、それについて不都合があるといふことも、足らざるどころがあればやはり制度をつくって、しかもそれについてはそれ相応の処遇をする、こういうことでありますから、先ほど申し上げたように廃止する考えはない、こういうことでございます。

○伊賀委員　これは考え方の違いがありますから仕方がないですね。

この間日教組の委員長がかわりまして、田中新委員長さんと大臣がトップ会議をおやりになつた。いかがでしたか。

○瀬戸山國務大臣　トップ会議というのでしょうかで、教育問題について陳情があるというふうにお目にかかりました。

○伊賀委員　従来、瀬戸山文部大臣はタカ派だと私も新聞で——本当は大臣はどうお考えか知りませんが、新聞なんかにはタカ派と書いてあります

ですね。そのお方が、日教組は戦う日教組なんです——この間私も岡山の日教組大会へ行きましたが大変だったですよ。あれを一遍大臣に見てもらつたらよかつたと思つておられるけれども、一遍何かテレビにも出ていましたね。ビデオか何かで見てもらいたいと思つたんですね。とにかく右翼はまず日教組をたたけ、つぶせというところでしょう。その戦う日教組の委員長とタカ派の——私はタカ派だと認定したわけじゃないですよ。憲法改正をしたいななどというお考えだとも言われてきたわけですが、その大臣が何かおやかだつたとも言われておられますが、どういふお話をされましたか。

○瀬戸山國務大臣　私は不肖でございますけれども、日本の文政行政の責任を負わされております。しかも、先ほど来お話しのように、いまや教育問題は非常に国民的な心配事になっておる。でありますから、これを心かに立て直すかという大げさでございますが、心配要らない将来の、教育はわが国の基礎的な条件でございますから、そのためにはいろいろな方の意見を聞いてできるだけ間違いない道を選ばなければならぬ、こういう態度でおられるわけでございます。世間がタカ派と言われておるかどうかは知りませんが、私にしろ、私はそういう言葉に感おられる男じゃないのです。

でありますから、今度の日教組の新委員長になられた田中さんが見えましたけれども、それはそのほかの教育団体もあるわけでありまして、あるいは教員じゃなくても教育関係の団体がたくさんありますから、概要要求の前には毎年そうでございますが、いろいろな希望なり陳情なり意見を聞くことになっておるそうです。ところが日教組関係は、御承知のように大会を開くとかどうだこうだというところでなかなか日程が合わなかつた。でありますから、概要要求の八月末までじゃなく、日教組大会が済みましてから九月十二日に面会することになった、こういうことでございます。

私は日教組大会を細かには見ておりませんが、今度の日教組大会はやや趣を異にして

る。従来のいろいろな問題が含まれておりますけれども、いまの教育の荒廃といいますが、青少年の非行、校内暴力等についていろいろ心配される方々があつていろいろ意見が言われている。であるから、ここで教師は一致結束をしてこの問題の解決に乗り出さなければならぬ。しかも、父兄や地域住民と提携して教育の正常化といひましようか、そういう言葉は使われておりませんが、この心配事に対応しなければならぬ、こういう反省といひますか意見が非常に出ております。また日教組大会でもそういうことが確認された、こういうことを私は伝え聞いておりました、率直に言つてこれは非常にありがたいことだ。

そこで、田中委員長ばかりではありません、ほか副委員長さんあるいは書記長、書記次長、五、六人でしたか見えました、そのときのお話は、きょうは文部大臣にお願いに来た、こういうことでございます。どういふことであつたかとおっしゃるから言うのですけれども、教育予算をどうかよく確保してもらいたい、これが第一。第二は、人事院勧告をどうかひとつ完全実施に努力してもらいたい。第三は、いま申し上げましたように今度の大会でも非常に議論があり、意見があつただけけれども、教育の荒廃を何とか力を合わせて改めるようにしたいのだ、こういうお話であります。

そのとき言われたのは、大会ではいろいろ反省がありました、教職員の教育能力が非常に低下してある。これは私が言うのじゃなしに日教組の委員長が言われておる。そして教師の団結した協力一致がない、それと地域社会との連絡が足らなかつた、こういう反省をしてこれから努力したいと思ひますから、文部省もいろいろ話し合ひをするようにしてもらいたい。大いに結構です、部署部署によつていろいろ問題を話し合つて、これはだれの教育でもない、国民の教育ですから、国民の子供をどう育てるかの問題ですから、ひとつよく意見を交換して、間違ひのない教育を進めよう

うではありませんか、こういうお話をした。それには私は一つあなた方に注文がある。そこまで心配して下さるのなら教員の教育的使命、これを感じてもらいたい。何か近く公務員共闘でまたストライキをするというのを決めておられると伝わつておる。これほど心配されておられるために、それどころじゃないのだ、われわれ教師はストライキなんかしてはいる暇はないのだ、こういうことでせひストライキをやめてもらいたい、これをお願いしたい。そうしたら、率直に申し上げますけれども、田中委員長は、私個人としてはストライキは反対なんです、こういう話でした。しかし、それは大会のあれじゃないのだ、大会ではストライキを組んでおられますから、そういうことでございました。

いま青少年の非行、暴力、その他問題がありまして、文部省が教育行政を進めるに当たつていろいろの審議会とか諮問機関とかがあつておる。さういふ諮問機関とか審議会なんかには――やはり実際に教育を担当しているのは現場の先生なんです、文部大臣は教育を担当してない。初中局長も大学局長も教員の資格、免状、現場の経験は何にもないのです、大臣を初め文部省のいゝゆる日本の教育を管理していく人たちは。現場の経験のない人たちがよくよくおかしなだけども、十分な教育行政ができるはずはないと思つておる。だからせめてそういうものを補うために、今後審議会とか諮問機関等に、働く人たちの代表、先生の代表を委員の中にひとつ入れてほしいと思つておる。現場の先生方と一緒に話をしたい、こう思つておる、どうですか。

○瀬戸山国務大臣 一々どの委員会にどういふ方が入つておられるかということはお私ここでつまびらかにしておられません、それぞれ現場の経験を積んで現場におられる人を相当審議会に入れてい

ることは事実でございます。私は、いま皆素人だとおつしやつたけれども、またよけいなことでございまして、田中委員長と会つたときに、私は全くなりの素人が文部大臣をしておられるからいろいろ意見を聞かなければならぬのだ、こういうことを言いましたら、田中さんも、私も何年か教師しただけで全然現場を離れておるのです、こういうお話をした。(伊賀委員「そんな言い逃れはあかぬ」と呼ぶ)いや、言い逃れじゃないです。そういうお話がありました。でありますから、私は、学校の先生といひますか、日教組の話を聞きたいといふときは、この問題はこれじゃいかぬといふようなときは、電話をかけてちよつと相談してみようかといふぐらいの考えを持つておるのです。

○伊賀委員 これから五年も十年も大臣が大臣をしてきておられるなら大変ありがたいのだけれども、大臣は去年の十一月に大臣になつて、何か解散が十二月にもあるとかなんとか言ひ出して、そうしたらあと一カ月ぐらしか大臣の任期はない。そこで、もう時間が迫つておりますので、自己採点は何点ぐらいか。それから、いま言ひます六・三制の見直しの問題から、私学のいろいろな汚職の問題から、国士館の教授の選び方の問題から、それから受験体制、非行、暴力、共通一次、いろいろある。とにかく大臣は、さつきも申すように気骨のある大臣だと思つておるのです、あと一カ月の間に、体を張つても私はこれを大臣の在任中にやるのだといふのが何かありませんか。

○瀬戸山国務大臣 なかなか自己採点といふのはむずかしいものでございます。入学試験でも、自分が合格するだろうと思つていたけれども、実際はそうでなかつた。いま私が自己採点すると、百点とは言ひませんが、九十九点ぐらゐあると思つておる。しかし、あと一カ月で何もかもやれと言つたつてなかなかこれは、教育の問題はじっくり、しかも思ひつきじゃいかぬといふ考え方でやつておるといふことを申し上げておきます。

○伊賀委員 これはもう申し上げるまでもないですけれども、確かに教育といふのは物をつくるのとわけが違ひまして、物が悪かつたらほつてもよろしいし、つくりかえがきまますけれども、人間のつくりかえといふのはきましませんから。だから大臣のおつしやることはよくわかりますが、しかし、少なくとも大臣の任期中にはやはり後世の歴史に残るような、しかも大臣になる前からの長い国会の経験をお持ちで、教育行政についてもいろいろと想を練らして大臣におなりになつたと思つたので、いよいよその職についたのだから、やはりきちつと歴史に残るようなことをやつてほしいと思ひます。

それで、あと一つ、二つ。東京医科大学の汚職問題が新聞によりけつております。もちろん大学の自主性、学問の自由といふものは保障すべきであります。けれども、このままではいかぬように思つておる。教授を選ぶのに何か考へるべきだと思ひますが、文部省は何も考へておらない、全く大学に任せただけです。

○瀬戸山国務大臣 東京医科大学の思まわしい事件はまことに遺憾至極に思つております。いまお話しのように、大学の自治といふものは非常に尊重されなければならぬ、これが学問の基本であると思つておる。さう言われておるわけでございますが、その根幹をなす教授を選考するのについて金銭が入り出しておる。しかも、そのほかに医療機械の取引、購入についてこれまた金銭が動いておる。率直に言つてまことに言語道断といふ感じでありまして、でありますから、これはまだ残念ながら司直の手でいま詳細を調査中でありますから、結論を申し上げる段階ではございませぬけれども、そういうことのないような組織をいろいろ考へていかなければならぬ、こういうことでございまして。

○伊賀委員 最後に、私は共通一次については何回か文教委員会でも御質問しておりますが、全国

には共通一次にいろいろと御熱心な先生方もいらっしやいます、高等学校の先生から大学の先生から。それに文部省が何か特定の大学に圧力をかけておるようなことを聞くのだが、今後そういうことのないようにひとつ大臣明確にしてください。

○瀬戸山山務大臣 共通一次試験に関しましては、私に文部省が圧力をかけておるといふことは、私には不敏にして全然知らないわけでございます。そういうことはいらないと思っておりますが、共通一次試験についてはこれは一面、今日までも五年経過しておりまして、ある程度の効果はあったという評価が出ておりますけれども、またこれについてはいろいろ意見が出ておる。たとえば実施時期を繰り下げたらどうか、あるいは教科、科目をもう少し減らしたらどうか、いろいろありますけれども、文部省だけの意見ではいけませんので、いま大学あるいは高等学校、そういう各方面と協議をして早く結論を出したい、かように考えておるわけでございます。

○伊賀委員 ことしの共通一次ですが、大臣は九月二十一日参議院で、共通一次は文部省が決めることじゃなくて、大学側あるいは高等学校側が協議しなければならぬと答弁してあります。ところが、いまおっしゃる入試改善会議というものがその後開かれてないというのですが、どうなんですか。

○宮地政府委員 共通一次の問題については、かねて先生からも御質疑いただいているところでございますが、現在国立大学協会及び大学入試センターにおきまして、具体的な検討課題についてそれぞれ協議をいたしているわけでございます。具体的な点で申し上げますと、一つは、共通一次の実施時期の繰り下げの問題等についても具体的に検討をお願いしております。各大学にもアンケート調査をするなどいたしまして、それらの改善については具体的な取り組みが現在行われているわけでございます。したがって、それらの点を踏まえた上で私どもはまた入試改善会議で御相談をいたしたい、かように考えているところでござい

ます。

○伊賀委員 その次に、この間朝日と読売に昭和六十年年度から試験期日を二週間程度繰り下げると報道になって、あわせて平均点発表も取りやめる計画ということで報道になりました。いまの二つのうち試験実施日は評価するとしても、平均点公表せずというのには問題があります。従来から入試センターによる操作された平均点としてしばしば問題となってきたものであり、新聞報道によると、試験期日の繰り下げで作業が物理的に間に合わない、結果として受験生は受験産業の情報に依存せざるを得ない、デメリットが予想されると新聞は報じておるわけです。そもそも平均点公表は自己採点方式の根幹であって、軽々しく廃止されるべきものではない。高校長会もこの点同意をしており、自己採点方式による志望変更が可能な範囲で期日を繰り下げざるべきだと希望しておるわけでありまして、高校側の意見を聴取してほしい、こういうことであります。

○宮地政府委員 御指摘の点は、新聞報道になされた点については、具体的に国大協で検討段階における一つの意見というぐあいに承知をしておりまして、そのとおりで固まったというぐあいに承知をいたしておりません。関係者の意見を十分伺った上で、今後とも検討を続けてまいります、かように考えております。

○江藤委員代理 これにて伊賀君の質疑は終了いたしました。

次に、平石磨作太郎君。

○平石委員 だんだんと審議も大詰めを迎えたようであり、私がしんがりになりましたが、一応いまままでの審議とダブルもわかりませんが、ひとつお許しをいただきたいと思っております。

まず、行管長官にお伺いをいたしますが、臨調あるいは行革大綱によりまして、年金の統合一元化ということが述べられておるわけでございまして、その所管大臣として行管長官がおられるわけであり、この年金の統合ということのいわゆる将来展望から眺めたときに、公平な、しかも整合

性のある年金統合をしていかなければ、新しい二十一世紀を迎えるということについては特にその点は重要な点だと思われ、そういう意味から眺めてみますと、公務員の共済の統合、地公の統合はすでに議決になって終わりましたので色あせた感もありませんけれども、これを見てみましても整合性に欠ける点がある。これはやはり長官として、整合性のあるものを行革推進という立場からこれについてどのようにお考えになっておるか、お聞かせを賜りたいと思っております。

○齋藤國務大臣 御承知のように、急速に高齢化社会というものの出現が進んでおるわけでございまして、二十一世紀を展望して、こうした社会の急激な変化に対応して年金制度を確立する、これは非常に重要な大問題だと私は思います。この年金制度の改革は、もう私が申し上げるまでもなく長期安定的なものでなければならぬ。五年や十年先じゃだめなので、二十年、三十年、四十年先、本当に安定的な年金が動いていくということが大事であるわけですから、これは内閣挙げての大問題、こういうわけでございませぬ。

そういう考えから、私が申し上げるのもどうかと思いますが、厚生大臣が年金担当大臣ということで総理が御指名になっていただきました。担当大臣のところで、もろもろのいろいろな内容が違っておりますね、それを整合性のある一元的な年金制度をつくらせていくようにしていただきたいということ、厚生大臣が年金担当大臣としてその調整を図っていくということに相なっております。これは御承知のとおりでございます。

○平石委員 年金担当大臣としての厚生大臣の調整機能というものが十分に働いてない、私はこのように理解しておるわけです。したがって、これはたびたび厚生大臣にも御指摘を申し上げたはずでございますけれども、あの関係懸念なるもの、恐らく私の理解としては調整機能を果たすのがあつた関係だと思われ、その関係は、そういう中でどんな使命を持っておられるのかはわかりませんが、座長としての年金担当大臣の機能が十分発揮

できない、ここにはやはり権限付与がなされてないということも一因ではなからうかという気がして、たびたび御指摘も申し上げたわけでございませぬ。したがって、公務員共済についてはすでに仕上がりまして、これから先のことをおもんばかって一言触れさせていたしておるわけです。

今年の当初議会において、予算委員会御指摘申し上げたように、それぞれのエリアでそれぞれのお考えのもとに法案が出されてくる。これをできれば最終的には整合性のあるものに仕上げたいかねばならぬわけですが、この仕上げに過程の中で、そういったそれぞれのエリアの中で整合性に欠けることが法案として改正されていく。これを提案権を持つそれぞれの所管大臣はやはり年金担当大臣と合議して、年金担当大臣とともに判を押して提案していくというように、そのところだけでも担当大臣に権限があればあつた矛盾は出ないのではないかと、私はこういう気がするわけです。

したがって、この前のそれぞれの委員会において、いわゆる大蔵委員会において私、指摘はしてありますからさうはそれに触れませぬけれども、担当大臣として、その機能をこれから先の統合に果たすためにはどのように考えられるか、そして公務員の共済がいま言ったようにある程度整合性に欠けるということについて、反省と言ったからおかしがどう認識しておられるのか、ひとつお答えいただきたい。

○林國務大臣 平石先生からたびたびの御指摘を賜っているところでありますし、御指摘のありまますように平石先生が考えられているほど整合性があつた形にはなっていないことにつきまして、私は、私自身の力不足である、こう思ひまして、私自身は反省しているところでございます。

ただ、これはいままでも非常に分かれておつたものを将来的に七十年に向かって統一していこう、こういう話でございまして、それぞれのところに既得権があり、資産があり、負債があり、期待権があり、それぞれの思惑がありますし、各省がそ

れぞれ担当しておられるそれぞれの利害があるわけでございますから、それを一片の法律、一片の権限をもって調整をするという話ではない。やはり説得をし納得をいただいた上で話し合いを進めていくことが一番いい方向だと思いますし、いま出しておりますところの法案、ちょうど衆議院では議決されましたが、それとこの前議決されました地方公務員の法案、少なくとも年金統合の、一元化の方向へ向かって、曲がった方向に行っているとは私は思っておりません。少なくとも方向としてはそちらの方向に行っている。ただ、行き方が少し遅いとか少し速いとか、真つすぐ行くのが百八十度の中で三度くらい曲がったかというところはあるかもしれないと思います。そういうことはあるかもしれませんが、私は方向としては間違った方向へ行っているものとは考えてないところでございまして、大きく飛行路線を外れることがないように、これは私も鋭意努めていくということでございます。

お話がありましたように、法律権限を与えたらどうかということもありますが、そういう法律権限の問題を越えて関係として話し合いをつけていった方がむしろ現実問題としてやりやすいんじゃないだろうか、法律権限があると非常にぎくしゃくした話になってかえって困るような問題もあるんじゃないだろうか、こう私は思っているところでございまして。

○平石委員 これ以上もうこの問題には触れませんが、

そこで、厚生大臣にお伺いをいたしますが、これから二十一世紀を目指す年金統合に当たって、出発点として考えておられるか、ねばならぬことは、各制度の中でいわゆる支給開始年齢、これがいわばばらばらになっておるわけですが、こういうことからこれを整合性あるものにしていかねばならぬと思うのですが、これは大体どういうような方向でやられるのか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○林国務大臣 御指摘のように、年金の支給開始

年齢は六十歳ということになっておりますが、御議論としては六十五歳にというような御議論もありません。しかし、長い間六十歳ということになっておりますし、また、御婦人の方はそれよりも若いというところでございますから、その辺は理屈としてやはり統一をしなければならぬのではないかなどという御議論の方が私はいまのところは強いのではないかと思っています。

そういうことを踏まえ、とにかく老後の生活保障、こういうことでございまして、一方では高齢化社会になってきた。平均、男七十五歳、女八十歳、こういうことになってきたときに、一般的には非常に元気がなくなってきたということもありまして、何にせよ六十歳から年金をもらって何にせよ六十歳から年金をもらうという問題は、六十歳から年金をもらうという問題もございまして、そういうものを総合的に考えてこの問題は議論すべきだろう、こう思っています。社会保険審議会の厚生年金部会でもいろいろ御議論がなされたから、そういう議論をたまたま台にいたしました。現在鋭意政府内部で検討中でございますので、いま確定的にどうしようというこの御答弁は差し控えておきたいと思っております。

○平石委員 ここをお聞きしたことは、公務員、

それから厚生年金、国民年金、それぞれいま支給開始年齢が違ふわけでございますが、これを将来一つの統一したものにするとするならば、まずそこから調整をしないといふことを大臣は考えておられるかわかりませんが、私も昭和五十一年に提案をいたしましたいわゆる二階建て年金、それから五十二年十二月に社会保険制度審議会が総理に対する建議の中で二階建て年金が出てまいりました。それから社会保険審議会がこの間これも二階建て年金が出てきたわけですが、したがって、この二階建て年金というのを将来の二十世紀における年金の方だといった、統一、一元化という一つの国民的コンセンサスが得られてきた。そのように大体国民世論も形成され

つつある。その上に乗って厚生大臣に将来の年金のあり方というものを考えたときとするならば、公務員の開始年齢とばらばらであるものがある程度とところで調整を図っていかねばおかしなことになってくる、私はこう思っており、どこに設定をいたしますか、こういう質問を申し上げたわけですが。

これはいま大臣の御答弁にもありましたように、年齢が非常に延びてまいりました。したがって、高齢者が多くなると同時に、個々の平均寿命が延びてきたということがございまして、当然、開始年齢というものの設定に当たっては、そういう寿命その他等をも勘案の上で決めていかねばならぬ時代が来つつあるのではないかと、こういうふうに理解をするわけでございます。その際、お互いに健康である、そして一方では医療の問題も出ておりますが、やはり健康で働いていただく、こういうことをあわせ、私は、年金制度として働くという観点とをリンクしていかねばいかぬというようにも考えるわけでございまして、この点、労働大臣は、いま定年延長について御努力をいただいておりますが、その状況等もひとつお聞かせをいただいで、そして、それがどのよう年金社会に連動していくような方向を持っておられるのか、そこあたりの所見と見通しをお伺いしたいと思っております。

○加藤(孝)政府委員 年金問題との関係に入りま

す前に、大臣が後でその辺は御答弁申しますが、それに先立ちまして、定年延長の現状につきまして簡単に御説明させていただきます。これはいろいろ関係労使の御努力、あるいはまた、行政も六十歳までの定年延長ということを目指して指導、援助に努めてまいりまして、現在、定年延長は着々と進んでおるわけでございまして、ことしの一月現在の労働省の調査によりますと、一律定年制を持っております企業のうち、六十歳以上の定年制をすでに実施しております企業は四九・四％、約半数になっております。近く改定をするというものを含めると五三・七

％、こういうことになっておりました。一ころ過半数を占めておりました五十五歳定年制というものは、いまは三一・六％というふうなことで減ってきておるわけでございまして、そういう意味におきましては六十歳定年制が主流になりつつある、こんな現状にあるわけでございまして。

さらにまた、今後定年を六十歳以上に引き上げることを予定しておる、こういう企業もいろいろ出てきておりました。こういうものを含めると、近い将来に六十歳以上の定年制にするというものは六二・三％、こういうふうなことで見込まれておるわけでございまして。特にまた、大企業でこの辺が非常に進んでおりました、五千人以上の規模になりますと、近く改定予定というのを含まれますと、約九〇％が六十歳定年というものをやっておる、あるいは目指しておるというふうな現状になってきておる。

○大野国務大臣 今後急速に訪れるわが国の高齢化社会において、やはりわが国の経済社会というものを維持し、また発展させていくためには、高齢者の方々の能力というものを大いに活用しなければならぬということで、いま高齢者の雇用対策に労働省は全力を挙げております。御承知かと思いますが、六十歳六十歳定年制一般化ということで鋭意努力をいたしておるところでございます。この指導、援助に努めておるところでございます。

また同時に、何といっても六十歳以上の方々、特に六十歳前半層と申しておりますが、こういう方々をもっと企業の中で何とか、定年制も含めて雇用延長してほしいということ、これもいま推進いたしております。また同時に、やはり六十歳以上の方々になりますと、健康的、肉体的な問題もございまして、短期的にいうか補助的というか、こういうような仕事をしたいといたしたために、シルバー人材センター等をつくりまして、これの援助強化に努めておるところでございます。そして年金の問題でございまして、いづれにしても現在そういうような過程にございま

すので、高齢者の方々の雇用の延長であるとか、また定年制の問題、こういうものをよく実態を調べた上で、厚生省と今日までもいろいろ協議いたしておりますが、今後より一層緊密に協議をしてやっていきたいと思っております。

○林国務大臣 平石さんの先ほどの御質問をちょっと取り違えておりましたが、私は厚生年金の中での年齢の問題を申し上げましたけれども、今度出しますときには、私の方の閣議決定で考えておられますのは、国民年金と厚生年金の統合法案を出しますということと、同時に、五十九年から六十一一年までにおきまして関係のところとの調整を図る、こういうことになっていきます。しかし、法案を出しますときに、その方はその方だ、こっちはこっちなだなどというのではいけませんので、やはりその辺は十分に考えながら出さなければならぬもの、こう思っております。そういったことを含めまして現在検討しているところでございます。

それから公務員との調整は、単に年金開始年齢云々というだけではありません。いま労働大臣からお話がありましたように、一般の問題として定年後の職業をどうするかというような問題もありますし、諸問題を検討した上でお願いをしなければならぬもの、だといふふうに私は考えておるところでございます。

○平石委員 どの時点で設定をするかということ、大変大事な問題であります。したがって、これについては相当検討はされておると思うのであります。前、前といましてもおとししていただければ、厚生大臣から厚生年金の支給開始年齢を六十五に引き上げるといふことが出されて、労働省との間では大変な問題が行き来したわけですが、結局これはつづけてしまったわけですが、そういういわゆる定年とのリンクといったことが未調整のまま支給開始年齢を設定する、こういうことがありましては非常に不利益を受けるわけでございます。そこらあたりを十分検討の上、リンクをするのかしないのか、こ

をひとつお聞かせをいただきたい。
○林国務大臣 この問題は、先生御指摘のように大変重要な問題でございます。厚生、労働両省の事務方で密接な連絡をとってやっておりまして、ただいま労働大臣からも、いままでもやっているが、さらに密接な連絡をとってやるというお話がございました。私もやはりこの問題をやるときには両省緊密な連絡をしてやらなければならぬ、こういうふうな考えでおりますので、御趣旨に沿って努力をいたしたい、こういうふうに思います。

○平石委員 これは本会議におけるわが党の代表質問でも申し上げてあるわけでございます。特に強く要請をしてこの点は終わらせていただきたいと思っております。
そこで、これからの年金の設計といいますが、そういう中でやはり一番問題点になってくるのは、負担と給付の関係、それへのいわゆる国のかわり合い、すなわち国庫補助、国庫負担の問題、この三つがどう組み合わされるのかというものが、将来の年金の一つの姿になっていこうかと思うわけですが、したがって、将来の年金の姿を描く場合に、いわゆる活力のある福祉社会の建設というものが私どもの党としてもこの政策の一番最初に掲げた一つの政策でございます。そして、あちこちの関係審議会等の答申等を見ましても、活力ある福祉社会の建設、こういうことが言われているわけでございます。年金を設定して活力が落ちたしまったということがあっては、これはどうにもなりません。したがって、活力を維持しながら、そして負担と給付のバランスをとりながら一つの設計をしなければならぬ、大まかに図柄を考えると、えればそうなる。

○林国務大臣 大蔵大臣を御指名ですが、私から便宜お答え申し上げます。

公的年金というのは公の持っている年金、こういふことだと思っております。公の年金というものと対比されるのは私的年金、こういうことでございまして、公的年金というところで現在われわれが考えておりますのは、現役の勤労世代と高齢世代との社会連帯に基づくところの社会的扶養の仕組みではないか、こう考えておるところであります。したがって、物価変動とかなんともありまして、それはそのときの若い人がお年寄りを扶養する、こういうことですから、それはカバーがされる、そういう問題でトラブルが起こらないようにできる、こう思います。
私的年金というのは、いわゆる企業年金とか貯蓄とか、貯蓄は年金にはならぬでしょうけれども、貯蓄と同じようなことでありまして、それぞれの方がプライベートな立場において積み立てをして老後に備える、こういうことでございます。資金の積み立て、こういうことになります。そういうようなことになってくると、これはやはり非常にインフレになってくると、かつての四十八年ぐらいのインフレがありました。戦後の時代にあつたインフレなんということになりまして、これはなかなかむずかしいことになってくるのだらう、こう思いますし、それが公的私的の違いだらうと思っております。
では、年金というのは何か、こういうことになると、これも非常にむずかしいお話でございますが、われわれ考えておりますのは老後の所得保障だ、それを金を積んで賄うんだ、こういうふうな漠然と考えておるわけでございます。学問的な定義といふのはいろいろたくさんありますが、それは省略させていただきます。

○平石委員 私の質問が適切でなかったので大変御迷惑をかけたと思いますが、相違を聞いたらよかったです。私の理解といたしましては、二十五条の社会保障の一環だ、この規定づけられるのではないか。それから公的年金はやはり強制加入である。これはどなたも日本国民であれば入らな

といけない。それから、やはり世代間の扶養であるといふこと。そして、やはりいわゆる公的にかわり合いがないといけない。公費負担がなければならぬ。これは憲法二十五条からくるのではないか。そうすると、国庫負担なしの国庫補助、これは公的年金に当然つきものである、こういう気がするわけですが、それから私的年金につきましては、これはやはり任意加入が原則でして、気に入った者が入ったらいわけですから、そして企業性の上に入った貯蓄的なものである。そして、みずからの老後はみずから保障する、いわば自分で老後を保障していくといういわゆる貯蓄的なものである、こういうふうに規定づけられるのはなかるか。
そういたしますと、私は公的年金としてこれから新しく描いていく場合に、国庫負担というものが当然ここから従来の経緯からも考えられる。あるいは従来、日本の公的年金が発足して以来国庫補助といふものがずっと出されておるわけですが、当然政府もかわり合いを持たなければならぬ、責任を持たねばならぬ、このように理解をしておりますが、大蔵大臣の御所見を承りたい。

○竹下国務大臣 平石委員の定義は、私はそれなりに成り立つ定義だ、ただ、そこで一つだけ議論をするとなれば、言ってみれば国の信用と責任において成り立つておる制度、公的という頭文字がつくゆえんはそこにあると思っております。したがって、ただ一つだけ問題になるのは、さればいわゆる国庫負担といふものがそこに必然性があるかどうか、こういう問題になります。それは国民負担とは、租税も国民負担であるし、保険料も国民負担であるという意味において、そのところの兼ね合いといふことになると、いままでの各公的年金、各制度を見ましてもアンバランスがございます。それは歴史的な経緯の中で発生したものだと思っております。いずれにしても、年金給付の財源といふことになると、租税か保険料かというところになります。これは国民負担である。そしてそこで憲法二十五条の社会保障の一環とし

といたしませんと、私は公的年金としてこれから新しく描いていく場合に、国庫負担というものが当然ここから従来の経緯からも考えられる。あるいは従来、日本の公的年金が発足して以来国庫補助といふものがずっと出されておるわけですが、当然政府もかわり合いを持たなければならぬ、責任を持たねばならぬ、このように理解をしておりますが、大蔵大臣の御所見を承りたい。

て法律ができた限りにおいては、私もその範疇に入る政策だと思えます。

そうなる、そのところを税金で賄うべきか保険料で賄うべきかという問題は、各方面で種々の議論なり提言がなされておりますが、いまのところこれの基礎となるものは何かと言え、やはり昭和三十七年の社会保障制度審の答申により、一、社会保険を中心として、保険料を主な財源とすべき、二、社会保険の国庫負担は、社会保障制度全般にわたって、緊要度に応じて決めるべきということが、一応基準として財政当局としては考えておくべきことではないかな、私はこういう認識を持っております。

○平石委員 これはいま大臣がおっしゃるように、結局保険料で負担をするか税で負担をするかの相違にすぎません。すぎませんが、やはり保険料だけで負担をするということになりますと、これは保険の原理といえますか、そういうことかと言いますと、これはまあ負担だけいいということも成り立たぬことではないのですが、国としてのかかり合い、国としての責任、こういう面から考えたときに、私はやはり国もこれに対して補助を与える、出す、こういうことが必要だと思っております。これはいろいろと議論を進めますとまた果てしない議論になりますので、ここで打ち切ります。打ち切りますが、そういうことを申し上げておきたいと思っております。

そこで、これからの負担の問題ですが、過日、この行革委員会において瀬島参考人の発言、答弁の中に、国民負担は国民所得に対して、これは税と保険料を合わせて四〇から四五ぐらいのところが必要ではなからうか、適切ではなからうかという臨調内における議論がありました、こういう答弁がなされたということを見てもおられます。

○竹下國務大臣 御案内のとおり、今後高齢化社会の進展等によって長期的には租税負担と社会保障負担と合わせて全体としての国民負担率は現状よりは上昇することとなるを得ないが云々と

して、現在のヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低位にとどめることが必要である、こういうことに対する質問に対して、瀬島参考人の答弁を私は読んでみました。それからその後いろいろと瀬島さんがおっしゃっているのは、国民負担率の具体的水準としては、臨調審議の中では大体四〇ないし四五の意見が多かった。すなわちあの臨調の方が御議論なされた経過を親切に説明されたのではないかと。したがって、四〇、四五というもので固定的に考えるべき問題ではないか。はなから臨調の偉い先生方のいろいろな角度からの見識として、議論の過程でそういう話があった。

臨調の答申の中で、私も財政当局に直接関係のあるところで幾らか解釈に困ることが二つございいます。それは、租税負担率という問題、国民負担率という問題と、もう一つは直間比率という言葉をお使いになつてゐる。いずれにしても結果として出てくる数字であるものから、したがって財政当局でそれを整理するときには、言葉の上でも実際は困るわけでございます。

しかし、その問題については瀬島委員に私的にも質問をしたり意見交換をしてみたいわけでありますが、だから私は自分が接触したときとの間の答弁とを聞きながら、言ってみれば議論の過程を丁寧に説明なすつたことではなからうか。もちろん一つの見識として受けとめなければなりません、そのこと自体も、私は固定的に考えることについては、やはり経済情勢の推移に応じて、大変変化の多いものでございいますから、固定的に考える数値ではなくして、やはり議論の過程においてあったことを親切にお聞かせいただいた考え方としてインプットしておいた方がいいのではないかな、こういう印象を率直に持っております。

○平石委員 大変上手な答弁をいただいで、わかりませぬけれども、ここは大事なところで、また宿題にもさせていただきます。

それから次に、時間もありませんのでちょっと急がさせていただきますが、一つは給付の水準をど

うセットするかということ、これもまた大事なことだと思っております。だから給付の水準を決めて、これに対して負担をどうするかというように、これも、いま大臣の答弁の中では、固定的に考えずにとり御答弁にはそこが含まれておるのではないかと。そういうように理解をするわけでは

そこで、私も最初唱えた二階建てといったようなことを頭の中に大臣は置いて、これを将来出さんだということであるかも知れませんが、一応厚生省が二十一世紀の年金を考へるといふものを出しておるわけでは、これから一応考えますことは、一応給付の基準を勤労者と自営業者と、こう分けて考へたときに、勤労者の給付の下限といふか、これはまあどう設定するかはなかなかむずかしい問題ですけれども、一応私はガイドラインは必要だと思つておる。だから生活のできない、いまよく経過年金とかあるいは老齢福祉年金で世上あめ玉年金と言われておる。これが将来二十一世紀になってただのあめ玉年金になつたのでは、これは話にならぬ。そういういたしますと、私は最低ラインの一つのラインは持つておらなければいけません。そういう気がするわけでは

す。どこへセットするかは別とします。そのときに大臣は何を根拠に考へておられるか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○林國務大臣 給付のミニマムと申しますか、それをどうするかという御質問でございますが、私はいろいろな考へ方をおありだと思つておる。私はいろいろな考へ方をおありだと思つておる。私はいろいろな考へ方をおありだと思つておる。私はいろいろな考へ方をおありだと思つておる。

それで、私の方では、社会保険審議会厚生年金保険部会の意見書の中で示されておるものは、現役被保険者の平均標準報酬の六〇％程度を基準とするという考へ方がございまして、またILO百二号条約に示されておる水準は、従前所得の四〇％という考へ方等いろいろございまして、そういういろいろな考へ方を考へて、やはり老後における生活保障、所得保障でございますから、それにふさわしいような水準というものは当然考へていかなければならないものだと思います。考へておるところでございますが、まだ確定的

にどうしようということとは目下検討中なので、この場で申し上げるのは差し控えていただきます。と思つておる。

○平石委員 私も確定的なことは求めません。考へ方として整理しておるわけですので、私もそういう厚生大臣が考へる根拠は何だろかという、セットする場合の一つの考へ方のことを一応お聞きしておるわけでは

そこで、一つの参考になるのは、参考というよりも、政府が批准しておるのですが、ILOの百二号条約、この条約は御案内のとおり昭和二十七年、もう昔の話ですが、このときに条約としてできたわけでは、そこで条約を結んだわけでは、日本政府がこれを批准したのが昭和五十一年です。これは、第二位という経済大綱がこのILOの百二号を三十年もかかって批准をしなければならぬ。その間にもうすでにILOは百二十八号条約を出しておるわけでは、これは日本政府もまだ批准をしておりません。四十二年に条約を結んだわけでは、批准はない。これは、私は国際的に約束をした一つのラインになるのではないかと

これは、ここにしないといふ私は言うのではないのですが、やはり一つの考へ方の根拠にはなつてくる。それでその際に、あめ玉年金にならないように、私は百二十八号条約を根拠に置くべきではないかという考へ方をしておるわけでは、したがって、これを一つの考へ方として見ますと、ILO百二号条約では、いわゆるポナナスを入れた平均賃金の大体四〇％、こういうことに言われておる。それから百二十八号は、平均賃金プラスポナナスの平均年収の四五％、これがいわゆる基準になつておるわけでは、したがって、これを日本の標準報酬にかえてみますと大体六〇％、日本の場合は本俸だけですから、そうしますと六〇％になる。百二十八号の方は七〇％ぐらいになるはずでは、私は、ここあたりはセッティングする場合の一つの根拠、いわゆる考へ方の最低ライン、責任エリアだ、こう思つておる。私は、こ

れから以上を決めていかなければならぬと思う。大臣、聞こえませんか。以上に決めなければならぬ、これが最低のガイドラインですというように気がするわけです。

それからもう一つ、自営業者。これは勤労者に対するものから、自営業者についてはどのようにお考えになるのか。時間がございませぬので早く言いますが、生活保護基準、これがもう最低、これを割るようなことなら何も年金を掛ける必要がない、負担をする必要がない。もう私は先で保護をもらいます、こうなりますので、私はこれは最低のものは生活保護基準でガイドラインを引かなければいかぬ、こう思うわけです。

それはどうかといいますが、いま厚生省の考えでおるこのA、B案、これは考えておるのか、素材ですが、この自営業者の世帯についての厚生省が示しておるおよその数字は生活保護基準より下です。したがって、これが五十七年ですが、生活保護の老人夫婦の世帯の生活保護基準より下です、この点は強く指摘しておきたいと思うわけです。したがって、そういったことを、一つの基準の考え方の整理をしていただいて、次に発表せられるそういった設計については鋭意御検討を賜りたい、こう私は思うわけです。これは要求として言うておきます。ちょっと答えてくれますか、自家営業だけ。

○林国務大臣 先生のお話は非常によくわかります。要求というお話でございますから非常によくわかるのですが、私は非常にむちゃな話ではないと思っております。ただ、若干申し上げますならば、百二十八号条約と百二号条約とやはり違うところがありますし、それから条約の中で従前所得と書いてある。従前所得では日本では標準報酬でもってよろしい、こういうふうな話もありますから、その解釈云々、こうありますが、やはり先生大体さっきお話がありましたようなことは、当然にめどにして私は考えていかなければならないと思っております。

それから、自営業者の場合は、生活保護とお比

べになりまして、それはミニマムだ。確かにそのお考えもわかるのですが、年金というのはとにかくもらうわけですね。これは資産なり何があってももらうわけですが、生活保護というのは、収入、資産をすべて利用してもなおかつ生活保護を満たすに足りない方々に対して最低生活を保障するというシステムでございまして、年金というのはそんな資産があるという何があるのとにかく出す、こういうふうな話ですから、これを全く同列に取り扱うという事は避けなければならぬだろう。ただ、いまの基準がありますから、その基準は当然に国民年金を受けておられるような方々についての一つのメルクマールというか、一つの物の尺度にはなる話ではないだろうかと私は考えているところでありまして。

○平石委員 いま大臣おっしゃった、生活保護は資産その他、こういうお話がありました。だが、これは憲法の二十五条に、健康にして文化的な、これが最低の基準でございまして。しかも、これは健康にして文化的な基準なんだというところが、もう忘れませんが、昔最高裁から出ておったはずです。したがって、そういった年金を考える場合に、資産云々ということの中に入れた年金設定というものはいけなないこととございまして、その点は生活保護基準よりも下の、いわゆるそのラインを割った一つの案でございまして、これは強く指摘しておきたいと思っております。

大体、年金につきましては、まだまだ論じたいのですが、時間もございませぬので、こちらでおかしていただいて、次は医療費のことですが、厚生省は今度医療保険を抜本改革するというところで、いわゆる二割の本体をおろす、八割にする、過日のシーリングで大蔵への予算要求の中でそういうことを明らかにしたわけですが、これは余りにもショックな、余りにも急激なそういうことをやられるということについては大蔵大臣らしゅうない、私はこう思ったわけですが、やはりあのことを考えてみますと、もう医療よりもむしろ財政対策だというように考えられるわけです。

言葉は汚いかもわかりませんが、健康保険制度というものは、政府を含めて努力で今日までやってきた。それが形骸化されてしまおうというところが考えられる。それからもう一つは、やはり保険制度が昔のような制限診療に入ってしまう、こういうような形になってしまおうのではないかと、いろいろに危惧をするわけです。したがって、いま医療費の増高とあるいは国民所得を上回った医療費の伸び、こういう所得の伸びと医療費の伸びが逆になっておるといような現象はございませぬけれども、余りにも急激なそういう変化を国民に求めるという事は、ちょっと考え直してもらわなければいかぬのじゃないかという感じがするわけです。したがって、それまででやるべきことがたくさんある。

この間、私は党の部会として大臣に申し入れに行きました。その際に、大臣御不在でございまして、事務次官にお会いをしたんでしたが、私はそのときに、ABCのUだ、こういう話をしたわけですが、だから、本体をぐっとおろすところから、保険外負担の方へばつと出てくる。だから、こちらを二割をぐっと落とすとして本体をつつくと結局保険外負担へ出てきますよ。わかりますか。聞こえますか。大臣、こうやるから聞こえてないのかと思つて心配なんですけれども、聞こえていませぬか。——この間のこの新聞を見ると、差額ペッドを拡大する、保険外負担、こういうふうにある。これは新聞記事ですから本当かどうかわかりませんが、ちょうど私が申し上げたことをばつと逆にとられた。私はそこを心配して申し上げたんです、逆にこれはいいことを聞いた、それじゃもう差額ペッドの方へ、そのまま保険外の方へ回そう、ここはもう自由診療に任せよう、そして診療をするエリア、範囲を狭めよう、こういうことを厚生省は考えたというように理解をするわけですが、そうですか、どうですか、お答えをいただきたい。

○林国務大臣 平石さんは社会労働委員会にずっとおられますし、私は厚生大臣になりました最初

に社会労働委員会でも所信を申し上げましたときに、西欧諸国でもいまや大変苦悩中である、こういう状況であります、日本も先進工業国の一員としてやっぱり同じような苦悩を考えていかなければならないというのを申し上げました。以来、私はずっとこの問題をどうしてやるか、私なりにいろいろと考えてきたところであります。

今回の制度は、もう長年というか、私になりましてからいろいろと考えてきたことを率直に申し上げて、概算要求の段階で私の責任で大蔵省の方に出したわけでありまして、広くいろいろと御議論をいただきたい、こう思っております。ただ、考えておきますのは、毎年一兆円ずつ医療費が伸びておる。毎年一兆円というのは大変なことでありまして、米が大体三兆円、その三分の一ずつ医療費がふえておる、こういうことと、いろいろ使われる、こういうことですから、これは考えてみたらやっぱり大変なことではないか、こう思うのです。しかも、その中で国庫負担が大体三分の一を占めておる、そういうようなことも考えながらやっていかなければならない。

特に、医療というものを現在社会保険制度によって賄っている。この社会保険制度によって賄っておるということは、私は非常にすぐれた制度だと思つておる。そういうことは、私は非常に維持して、国民の健康を将来にわたって安定的に維持するということが必要ではないか、こう考えたわけでございます。お話しのように、昔から十割だったのに何ぞというお話ですが、やはりいろいろ御議論がありまして、経済学者なんかでも一部のものを入れたらどうだという御議論は、ぜひぶん前かあるわけですが、また国会でも、つぶれましたけれども、一部負担というものを考へ方が出たことがあります。決して今唐突に出た話ではないと思つておるのです。そういう意味で、なぜ一部負担を入れるかといえますと、社会保険でありますからやっぱり保険機能というものを考えていかなければならない。

保険というのは大事故があったときにそれをカバーするものである。火災保険でしたら、火災があつて家が全焼したときのためにあります。しかし、ちょっとカーペットに灰を落として焼けたくらいのところでは保険事故にならないだろうと思ふのです。したがって、そういういわば軽微なもの医療については少し自己負担をしていただくことが必要ではないか。と同時に、そういうことを入れましたところで、受診抑制だなどということになりましたらこれは大変なことでありますから、その辺はいろいろと調べてみました。

調べてみましたら、お医者にかかることへの受診率は変わりがない、しかし残念ながら一遍かかったところの後は、十割の方と七割の方との間は薬代がばつと二割も三割も上がっている。一般のお医者さんはそんなことないと思ふのです。ないというところは、逆に言いますと、五割も高い薬代を取っておられるところがあるのじゃないかなという私は一応の推論がつくわけでございます。

そういうことをやっていたら、しかも、普通の方は五万四千円、それから低所得者の方は三万円を限度にして医療を受けられる。だれでも病気になる可能性がります。その可能性のあるときに大変金がかかってしょうがない、大変だということに対しては十分保険機能を果たしていくということが必要であるし、同時に、ちょっととした病気で、ちょっとかぜを引いたときに医者へ行つて薬をもらつてくるか、先生どうしておられるか知りませんが、私などはそんなことで医者に行きませんよ、そういう形でございます。そのときに全部それをやるかといつたら、私はそれでない。そういう実態に合わせるのと、やはり本人と家族との間、あるいは組合保険、政府管掌保険と一番貧しいところの国民健康保険の給付の、負担の不公平というものはあるわけですから、それは一本にしていくというのが望ましいのではないかと思つてゐるのです。

それから制限診療なんというのは、先生からお話がありました、制限診療というものは私は全然

然考えておるわけではない。むしろいろいろな形でやつていかなければなりません、先ほどのお話にもありました、スタンダードというふうなものをつくりまして、できるだけ適切な医療をやらせてもらふということを考えなければならぬと思ひます。

おたくの党からいろいろ御指摘がありました、薬の問題は大変だというお話がございました。薬の問題を解決すれば一遍で解決するじゃないか、こういうお話もありましたよ。ありましたが、それは私の方も、薬の問題は大いにやらなければならぬ、全部取り上げてこの問題は取り組もうと思つています。それから、医者の不正診療というものについても取り上げていかなければならぬ。さらに、そういうものを全部一つにまとめ

て私はこの医療の改革というのをやっていくことが必要ではないか、それが本当に国民の信頼されることへの医療になるのではないか、こう思つてやつているところでございます。

○平石委員 大臣からのお聞きをしました、けれども私は十分理解ができません。したがって、この問題はさらにそれぞれの委員会でやらせてもらいます。

ただ、一つお聞きしたいことは、私、田舎の方へ帰りますと、これが本当にできるのかということとを聞かれるわけです。それは自民党さんの田中政調会長がこれは案だと、こうおっしゃつておるから、そうなるかどうかわかりませんが、こう私言つておるのですが、新聞報道を見ると、自民党さんの中でもこれについてはもう手を挙げてないということ、これは新聞報道ですよ。だから、そういうふうなこともありますから、大臣はもっとひとつ慎重に考へてほしい、こういうことです。

それから、あの中にあります国民健康保険に対する助成が四五％が三八・七に落ちる。これはいろいろ組み合わせがあると思うのですが、これも大変なことだと地方団体の方の困保の事業体は言つておられます。これもお考えをいただきたいと思つておられます。全体については申し上げてさらに

詰めていきたいと思つておるのですが、いまの困保の点はどうか、ひとつお答えをいただきたい。

○林国務大臣 お答え申し上げます。

現在、退職者ですね、これは退職するまでは組合保険ないし政府管掌健康保険の方に入つておられまして、退職すると年をとつてから国民健康保険に入る、こういうことである。それで給付の割合と、この何かしらどうだ、会社におられたときにいろいろ原因もあつて病気になるということもあるわけですから、やはりそこは生涯としてめんどうを見たらどうだという御意見がございまして、それで退職者の医療というものを別建てにいたしました、そこには会社及び現役の労働者職員、それと本人、これでカバーしよう、こういうことで実は国民健康保険からその分だけを除くことにする。そうしますと、その部分は要らなくなる。

それからもう一つは、退職者というのは大体お年寄りですから、その部分を若い、国民健康保険でやつていける人が負担をしていける部分があるわけです。その部分は除きますから、当然に保険料の政府補助も少なくなる。本当は私は保険料率をそういうことによつて下げることができたらと思つておるのですが、なかなかそこまでいかない。いろいろなことをやりまして、少なくとも現在の国民健康保険料率は上げない、少なくともいまの、バランスをとつていくという形のものを実は考へてやつているところでございます。そのような点も、あなたの、市町村は大変だなどということの御心配がないように私はしてゐるのです。

全体として私が考へておるものは、やっぱり社会的な不公平、特に市町村とか弱いところをいじめるようなことになってはけませんから、こちらからそういう形を持ってきて埋めるといふことでやらないと社会的な公平、連帯感というものではないだろ、こう思つて努力をしているので、ぜひ御理解をいただきたい、こう思ひます。

○平石委員 これで終わらしていただきますが、

大変大事な時期を迎えております。二十一世紀がそういう形で迎えられるかどうかという、年金、医療の問題は非常に厳しい、そして大切な時期を迎えておりますので、われわれ野党の言うこともよく聞いていただいて、間違ひのない、誤りのないセットをしていただきたい。強く要望いたします、私の質問を終わります。

○江藤委員長代理 これにて平石君の質疑は終了いたしました。

次回は、明七日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十七分散会

行政改革に関する特別委員会議録第二号
(その一) 中正誤

一	段行	誤
二	二五	党の方え方
三	〇	膨大
四	一三	また多い
五	一七	いわるゆ
六	一末	催促
七	一末	催促

昭和五十八年十月十五日印刷

昭和五十八年十月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局